

金融厅

表5－4 金融庁における政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況（個表）

1 事前評価

表5－4－① 事業評価方式により事前評価した政策

政策の名称	電子データ保全解析および証拠化機材の整備
政策評価の結果 の概要	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(必要性) 犯則事件の調査過程において、IT社会の進展により、電子機器に保存されている電磁的記録の保全・解析等が必要不可避となっていることから、高度化・急増等している電子機器・電磁的記録に対する解析等の要請に適正かつ的確に対処するために、金融商品取引法で犯則事件の調査権限が与えられている証券取引等監視委員会が、電子データ保全解析および証拠化機材を整備する必要がある。</p> <p>(効率性) 投資者を含む市場参加者が安心して参加できる金融・資本市場を維持していくためには、市場ルールの違反者に対してはこれを厳正に処罰し、金融・資本市場の公正性・透明性を確保し、投資者を含む市場参加者の信頼感を醸成することが重要であるため、犯則事件の調査過程で高度化・急増等している電子機器・電磁的記録に対する解析等の要請に適正かつ的確に対処する方法として、電子データ保全解析および証拠化機材を整備することは、他の手段で代替することは困難であり、手段としては適切なものである。</p> <p>(有効性) 電子データ保全解析および証拠化機材を整備することによって、今後、電子機器・電磁的記録に対する①証拠保全、②専門的解析、③検索・証拠化への要請に適正かつ的確に対処可能となるという効果が見込まれる</p> <p>(事後的な検証時期等) 整備完了予定：平成22年度 検証予定時期：平成23年度</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 達成目標 電子機器・電磁的記録に対する解析等の要請に適正かつ的確に対処する。 ・ 測定指標 電子データ保全解析および証拠化機材の整備状況
政策評価の結果 の政策への反映 状況	<p>【予算要求】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機材の調達のため、22年度予算要求を行い、予算措置（16,046千円）された。なお、当事業の機材の調達については、22年5月に入札公告が行われる予定。

表5－4－② 規制を対象として事前評価した政策

政策の名称	金融商品に関する注記及び賃貸等不動産に関する注記規定の新設等	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的及び必要性】 企業会計基準委員会（以下「ASBJ」という。）より金融商品に関する会計基準（企業会計基準第10号）の改正及び賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準（企業会計基準第20号）が公表されたこと並びに「会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令（平成21年法務省令第7号）」が公布・施行されたこと等を踏まえ、投資法人の計算に関する規則等の一部改正を行う必要がある。</p> <p>【内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「金融商品に関する会計基準」の改正を踏まえた改正 金融商品に関する注記規定を新設する。 2. 「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」等の公表を踏まえた改正 賃貸等不動産に関する注記規定を新設する。 3. その他 上記改正に伴い、投資法人の計算に関する規則等の所要の改正を行う。 	
	法令の名称・関連条項とその内容	投資法人の計算に関する規則第2条（定義）、第58条（注記表の区分）、第66条の2（金融商品に関する注記）、第66条の3（賃貸等不動産に関する注記）、特定目的会社の計算に関する規則第2条（定義）、第49条（注記表の区分）、第57条の2（金融商品に関する注記）、第57条の3（賃貸等不動産に関する注記）、投資信託財産の計算に関する規則第2条（定義）、第55条の3（注記表）、第55条の8の2（金融商品に関する注記）、第55条の8の3（賃貸等不動産に関する注記）外
想定される代替案	ASBJより公表された会計基準とは別の会計基準を新たに設定し、当該別の会計基準を踏まえて投資法人の計算に関する規則等の一部改正を行う。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	業者において、ASBJより公表された会計基準を踏まえて改正される投資法人の計算に関する規則等に基づいて計算関係書類を作成（注記を含む。）するためには必要な事務コストが発生することが見込まれる。	業者において、株式会社等に広く適用されるASBJの会計基準とは異なる独自の投資法人等の会計基準に対応するための体制整備に係る費用が発生すると考えられる。
(行政費用)	—	国において、ASBJより公表された会計基準とは別の会計基準を設定するために必要な調査・検討費用その他の行政コストが発生する。
(その他の社会的費用)	—	ASBJより公表された会計基準とは別の会計基準を設定した結果、無用の社会的混乱を招くおそれがある。
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	国際的な会計基準との整合性等を図るために会計基準を反映することとなり、国際社会からの我が国資本市場への信頼性の向上、国際的な会計基準による財務書類との比較可能性の向上等に資すると考えられる。	—
	ASBJが公表した会計基準との整合性のとれた規定となるため、（代替案を採用した場合のような）無用の社会的混乱を招くおそれがないと考えられる。	
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>(1) 費用と便益の関係の分析</p> <p>本案では、ASBJより公表された会計基準を踏まえて改正される投資法人の計算に関する規則等に基づいて計算関係書類を作成（注記を含む。）するためには必要な事務コストの発生が見込まれるもの、国際的な会計基準との整合性等を図るために会計基準等を反映することとなり、国際社会からの我が国資本市場への信頼性の向上、国際的な会計基準による財務書類との比較可能性の向上等に資</p>	

	<p>することとなるため、便益が費用を上回ると見込まれる。</p> <p>(2) 代替案との比較 代替案によると、追加的な遵守費用及び行政費用の発生や無用の社会的混乱を招くおそれがあることから、本案の方が優ると考えられる。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	規制の事前評価の結果を踏まえ、投資法人の計算に関する規則等の一部を改正した（施行：平成 21 年 7 月）。

政策の名称	外国為替証拠金取引規制の見直し	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【内容】</p> <p>① 外国為替証拠金取引に係る区分管理の方法について、現行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 銀行又は協同組織金融機関への預貯金 ・ 信託会社等への金銭信託 ・ カバー取引相手方等への預託 ・ 媒介等相手方への預託 <p>が認められているところ、信託会社等への金銭信託によるもののみとする。</p> <p>② 外国為替証拠金取引を取扱う業者に対し、ロスカット取引を適切に行うためのルールの整備・遵守を義務付けることとする。</p> <p>【目的及び必要性】</p> <p>近年、外国為替証拠金取引業者の経営破綻時において、顧客から預託を受けた証拠金が適切に区分管理されていなかったことにより、顧客被害が発生する事例がみられる。これに関して、カバー取引相手先への預託等による方法について、業者による資金の流用が容易であり、業者の倒産からの隔離方法として不十分であるとの指摘がある。</p> <p>また、外国為替証拠金取引において、ロスカット取引が適切な時期に行われず顧客の損失を拡大させた事例が見られるなど、顧客に不測の損害が生じるおそれ、またそのことにより業者が債権回収リスクを負うことになり、業者の財務の健全性に影響が出るおそれがある。</p> <p>これらに対応するために、外国為替証拠金取引業者への区分管理義務等を見直す必要がある。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	金融商品業等に関する内閣府令第94条第1項第2号、第123条、第143条第1項、第2項、第143条の2、第177条第1項第3号
想定される代替案	外国為替証拠金取引の区分管理義務の履行の方法について、信託会社等への金銭信託に加え、銀行又は協同組織金融機関への預貯金によるものを認めることとする。その他については、本案と同じとする。	
規制の費用	<p>費用の要素</p> <p>(遵守費用)</p> <p>カバー取引相手方等への預託の方法で外国為替証拠金取引の区分管理義務を履行していた業者について、実務上、カバー先へ預託する資金を自己資金で調達する必要がある等、金銭信託の方法により区分管理をするための費用が発生する。</p> <p>外国為替証拠金取引を取扱う業者について、適切にロスカット取引を行うため、及び、その社内管理体制を構築するための費用が発生する。</p> <p>(行政費用)</p> <p>国において、外国為替証拠金取引を取扱う業者について、ロスカット取引を適切に行うこと、その社内管理態勢を構築することについての検査・監督に伴う費用が発生する。</p> <p>(その他の社会的費用)</p> <p>新たな費用は発生しない。</p>	<p>代替案の場合</p> <p>本案と同様の費用が発生する。</p> <p>本案と同様の費用が発生する。</p> <p>新たな費用は発生しない。</p>
規制の便益	<p>便益の要素</p> <p>業者の経営破綻時等において、外国為替証拠金取引に関して顧客から預託を受けた金銭等の適切かつ円滑な返還の確保が図られる。</p> <p>また、適切にロスカット取引が行われるためのルールの整備・遵守が義務付けられることにより、顧客に不測の損害が生じるおそれ、業者の財務の健全性に影響が出る</p>	<p>代替案の場合</p> <p>外国為替証拠金取引に係る区分管理の方法について、信託会社等への金銭信託以外も認められることから、業者の倒産からの隔離が不十分となり、顧客から預託を受けた金銭等の適切かつ円滑な返還が図られないおそれがあるが、ロスカット取引の観点からは、本案と同様の便益が発生する。</p>

	それが減少し、投資家保護、業者の財務基盤の健全性確保の充実が図られる。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>(費用と便益の関係の分析) 本案については、今般の改正により、遵守費用・行政費用が新たに発生することとなる。</p> <p>一方、外国為替証拠金取引に係る区分管理の方法について、信託会社等への金銭信託に限定されることにより、業者の経営破綻時等において、外国為替証拠金取引に関して顧客から預託を受けた金銭等の適切かつ円滑な返還の確保が図られる。また、適切にロスカット取引が行われるためのルールの整備・遵守が義務付けられることにより、ロスカット取引が適切な時期に行われず顧客に不測の損害が生じるおそれが減少することとなり、さらに、業者が債権回収リスクを負うことになり、業者の財務の健全性に影響が出るおそれが減少することとなる。</p> <p>これら便益の増加というプラスの効果は、投資家保護、業者の財務基盤の健全性確保の充実に資するとともに、外国為替証拠金取引の信頼性が確保されることにより、信頼と活力ある金融・資本市場の構築に資することが期待されることから、新たな費用の発生等マイナスの効果を上回るものと考えられる。</p> <p>したがって、本案による改正は適当と考えられる。</p> <p>(代替案との比較) 代替案は、本案と比べて、外国為替証拠金取引に係る区分管理義務の方法について、信託会社等への金銭信託以外も認められることから、業者の倒産からの隔離が不十分となり、顧客から預託を受けた金銭等の適切かつ円滑な返還が図られないおそれがある。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	規制の事前評価の結果を踏まえ、金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正した（施行：平成 21 年 8 月）。

政策の名称	継続企業の前提に関する注記規定の改正（四半期・中間）	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的及び必要性】 國際會計基準（國際監査基準）における開示との整合性を高めるため、平成21年4月20日に財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（平成21年内閣府令第27号）（年度の財務諸表の「継続企業の前提に関する注記」に係る規定を改正するもの）が公布、施行されたこと等を踏まえ、四半期財務諸表等規則等についても一部改正を行う必要がある。</p> <p>【内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（四半期財務諸表等規則）等の改正 従来は、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、四半期財務諸表等において「継続企業の前提に関する注記」を行うことを求めていたが、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事業又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に重要な不確実性が認められるときに、四半期財務諸表等において「継続企業の前提に関する注記」を行うことを求めることとするための改正を行う。 企業内容等の開示に関する内閣府令（企業内容等開示府令）の改正 四半期報告書及び半期報告書（開示書類）の「事業等のリスク」及び「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」において、重要事象等（将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象）が存在する場合には、その旨、その内容、当該重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策に係る記載を求めることとするための改正を行う。（従来「継続企業の前提に関する注記」がなされてきたケースの一部について、経営者による対応策等を考慮し、「継続企業の前提に関する注記」に至らないケースが生じるようなときにも、これらの記載が求められることになる。） その他内閣府令の改正 上記改正を踏まえ、銀行法施行規則その他の内閣府令について、所要の改正を行う。 	
法令の名称・関連条項とその内容	四半期財務諸表等規則第21条（継続企業の前提に関する注記）、中間財務諸表等規則第5条の18（継続企業の前提に関する注記）、企業内容等開示府令第四号の三様式記載上の注意（事業等のリスク、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析）、銀行法施行規則第19条の2及び第19条の3（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）、第34条の26（銀行持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）、別紙様式第一号記載上の注意（継続企業の前提）外	
想定される代替案	金融商品取引法における開示について、従来「継続企業の前提に関する注記」がなされてきたケースについて、経営者による対応策等を考慮し、「継続企業の前提に関する注記」に至らないケースも含め、開示書類の「事業等のリスク」等において特に重要事象等に係る記載を求めない（継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であっても、継続企業の前提に重要な不確実性が認められないときは、開示は行われない）。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	制度導入当初、提出会社が改正後の四半期財務諸表等規則等及び企業内容等開示府令に基づいて開示書類を作成する際に事務コストが発生するおそれがある。	制度導入当初、提出会社が改正後の四半期財務諸表等規則等に基づいて開示書類を作成する際に事務コストが発生するおそれがある。
(行政費用)	—	—
(その他の社会的費用)	—	従来「継続企業の前提に関する注記」がなされてきたケースの一部について、経営者による対応策等を考慮し、「継続企業の前提に関する注記」に至らないケースが生じることが考えられるため、投資家にとって有用な情報が

		開示書類において開示されないこととなるおそれがある。
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	国際会計基準（国際監査基準）における開示との整合性が高まり、国際会計基準により作成された財務書類等との比較可能性が向上することから、投資家の利便性に資すると考えられる。	「継続企業の前提に関する注記」については、国際会計基準（国際監査基準）との整合性が高まると考えられる。
	「事業等のリスク」及び「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」における開示が充実することとなり、「継続企業の前提に関する注記」における開示と併せてメリハリのある情報開示が行われることとなるため、投資家の利便性に資すると考えられる。	—
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	企業にとっても、「事業等のリスク」等として、重要事象等がある場合にその内容や対応策等を開示することは、アカウンタビリティーの観点から望ましいと考えられる。	
	(1) 費用と便益の関係の分析 本案では、制度導入当初、改正後の四半期財務諸表等規則等に基づいて開示書類を作成するために必要な事務コストが発生するおそれがあるものの、国際会計基準（国際監査基準）における開示との整合性が高まることにより、財務書類等の比較可能性が向上し、かつ、「事業等のリスク」等における開示が充実することとなり、「継続企業の前提に関する注記」における開示と併せてメリハリのある情報開示が行われることとなるため、投資家の利便性に資すると考えられることなどから、便益が費用を上回ると見込まれる。 (2) 代替案との比較 代替案によると、従来「継続企業の前提に関する注記」がなされてきたケースの一部について、経営者による対応策等を考慮し、「継続企業の前提に関する注記」に至らないケースが生じることが考えられるため、投資家にとって有用な情報が開示書類において開示されないこととなるおそれがあることから、本案の方が優ると考えられる。	
政策評価の結果の政策への反映状況	規制の事前評価の結果を踏まえ、四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（四半期財務諸表等規則）等の一部を改正した（施行：平成 21 年 7 月）。	

政策の名称	外国為替証拠金取引規制の見直し													
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【内容】 外国為替証拠金取引等について、業者に対し、ロスカットを適切に行うためのルールの整備・遵守を義務付けることに加え、店頭取引・取引所取引共通の規制として、想定元本の4%以上の証拠金の預託を受けずに取引を行うことを禁止。</p> <p>【目的及び必要性】 最近、内外の金利差が縮小してきていること等から、店頭取引・取引所取引ともに、高レバレッジ化が進展。 高レバレッジでの取引については、 • 顧客保護（ロスカットが十分に機能せず、顧客が不測の損害を被るおそれ） • 業者のリスク管理（顧客の損失が証拠金を上回ることにより、業者の財務の健全性に影響が出るおそれ） • 過当投機 の観点からの問題があり、規制が必要。</p>													
	法令の名称・関連条項とその内容	金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第1項第26号の2、第26号の3及び第3項、金融商品取引業等に関する内閣府令第百十七条第一項第二十六号の二に規定する額を指定する件第1条～第3条												
想定される代替案	業者に対し、ロスカットを適切に行うためのルールの整備・遵守を義務付けることとするが、証拠金規制は導入しない。													
規制の費用	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>費用の要素</th> <th>代替案の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(遵守費用)</td> <td>業者において、適切にロスカットを行うための社内管理体制を構築する費用に加え、必要な証拠金の預託を受けるためのシステム整備等の費用が発生する。</td> <td>業者において、適切にロスカットを行うための社内管理体制を構築する費用が発生する。</td> </tr> <tr> <td>(行政費用)</td> <td>国において、業者がロスカットを適切に行うためのルールの整備・遵守を行っているか、必要な証拠金の預託を受けているかについての検査・監督に伴う費用が発生する。</td> <td>国において、業者がロスカットを適切に行うためのルールの整備・遵守を行っているかについての検査・監督に伴う費用が発生する。</td> </tr> <tr> <td>(その他の社会的費用)</td> <td>高レバレッジでの取引が禁止されることとなり、利用者や業者の取引の機会が制限される。</td> <td>新たな費用は発生しない。</td> </tr> </tbody> </table>			費用の要素	代替案の場合	(遵守費用)	業者において、適切にロスカットを行うための社内管理体制を構築する費用に加え、必要な証拠金の預託を受けるためのシステム整備等の費用が発生する。	業者において、適切にロスカットを行うための社内管理体制を構築する費用が発生する。	(行政費用)	国において、業者がロスカットを適切に行うためのルールの整備・遵守を行っているか、必要な証拠金の預託を受けているかについての検査・監督に伴う費用が発生する。	国において、業者がロスカットを適切に行うためのルールの整備・遵守を行っているかについての検査・監督に伴う費用が発生する。	(その他の社会的費用)	高レバレッジでの取引が禁止されることとなり、利用者や業者の取引の機会が制限される。	新たな費用は発生しない。
	費用の要素	代替案の場合												
(遵守費用)	業者において、適切にロスカットを行うための社内管理体制を構築する費用に加え、必要な証拠金の預託を受けるためのシステム整備等の費用が発生する。	業者において、適切にロスカットを行うための社内管理体制を構築する費用が発生する。												
(行政費用)	国において、業者がロスカットを適切に行うためのルールの整備・遵守を行っているか、必要な証拠金の預託を受けているかについての検査・監督に伴う費用が発生する。	国において、業者がロスカットを適切に行うためのルールの整備・遵守を行っているかについての検査・監督に伴う費用が発生する。												
(その他の社会的費用)	高レバレッジでの取引が禁止されることとなり、利用者や業者の取引の機会が制限される。	新たな費用は発生しない。												
規制の便益	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>便益の要素</th> <th>代替案の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>適切にロスカットが行われるためのルールの整備・遵守が義務付けられることにより、一定程度、顧客に不測の損害が生じるおそれや業者の財務の健全性に影響が出るおそれが減少する。 これに加え、証拠金規制を導入することにより、高レバレッジでの取引が禁止されることとなり、相場急変時等ロスカットが必ずしも適切に機能しないおそれがあるところ、こうした場合においても、証拠金のバッファーが厚いことから、顧客が不測の損害を被るおそれが減少し、これに伴い、業者の財務の健全性への影響も減少する。さらに、過当投機が抑制されることになる。</td> <td>適切にロスカットが行われるためのルールの整備・遵守が義務付けられることにより、一定程度、顧客に不測の損害が生じるおそれや業者の財務の健全性に影響が出るおそれが減少する。</td> </tr> </tbody> </table>			便益の要素	代替案の場合		適切にロスカットが行われるためのルールの整備・遵守が義務付けられることにより、一定程度、顧客に不測の損害が生じるおそれや業者の財務の健全性に影響が出るおそれが減少する。 これに加え、証拠金規制を導入することにより、高レバレッジでの取引が禁止されることとなり、相場急変時等ロスカットが必ずしも適切に機能しないおそれがあるところ、こうした場合においても、証拠金のバッファーが厚いことから、顧客が不測の損害を被るおそれが減少し、これに伴い、業者の財務の健全性への影響も減少する。さらに、過当投機が抑制されることになる。	適切にロスカットが行われるためのルールの整備・遵守が義務付けられることにより、一定程度、顧客に不測の損害が生じるおそれや業者の財務の健全性に影響が出るおそれが減少する。						
	便益の要素	代替案の場合												
	適切にロスカットが行われるためのルールの整備・遵守が義務付けられることにより、一定程度、顧客に不測の損害が生じるおそれや業者の財務の健全性に影響が出るおそれが減少する。 これに加え、証拠金規制を導入することにより、高レバレッジでの取引が禁止されることとなり、相場急変時等ロスカットが必ずしも適切に機能しないおそれがあるところ、こうした場合においても、証拠金のバッファーが厚いことから、顧客が不測の損害を被るおそれが減少し、これに伴い、業者の財務の健全性への影響も減少する。さらに、過当投機が抑制されることになる。	適切にロスカットが行われるためのルールの整備・遵守が義務付けられることにより、一定程度、顧客に不測の損害が生じるおそれや業者の財務の健全性に影響が出るおそれが減少する。												
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>(費用と便益の関係の分析)</p> <p>本案については、今般の改正により、遵守費用・行政費用・その他の社会的費用が新たに発生することとなる。</p> <p>しかし、相場急変時等ロスカットが必ずしも適切に機能しないおそれがあるところ、こうした場合においても、証拠金のバッファーが厚いことから、顧客が不測の損害を被るおそれが減少し、これに伴い、業者の財務の健全性への影響が減少する。さらに、過当投機が抑制されることになる。</p> <p>これら便益の増加というプラスの効果は、投資家保護、業者の財務基盤の健全性</p>													

	<p>確保の充実に資するとともに、外国為替証拠金取引等の信頼性が確保されることから、新たな費用の発生等マイナスの効果を上回るものと考えられる。したがって、本案による改正は適当と考えられる。</p> <p>(代替案との比較)</p> <p>代替案は、本案に比べて、遵守費用・行政費用・その他の社会的費用について、減少することとなる。</p> <p>しかし、代替案は、本案と比べて、相場急変時等にロスカットが必ずしも適切に機能せず、結果として、顧客に証拠金を上回る不測の損害が生じるおそれがあり、また、業者のリスク管理上の問題が生じるおそれがある。これに加え、高レバレッジ取引が過当投機につながること自体も問題と考えられる。</p> <p>これらを考慮すれば、代替案に比べ、本案の改正は適当と考えられる。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	規制の事前評価の結果を踏まえ、金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正した（公布：平成 21 年 8 月、施行：平成 22 年 8 月予定）。

政策の名称	登録金融機関における総合口座貸越による証券取引を一定の要件の下で可能とすること									
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的及び必要性】 現在、金融商品取引法において、金融商品取引業者等は金銭の貸し付けその他信用の供与をすることを条件として有価証券の売買の受託等をする行為を禁止されており、例外として、クレジットカード決済によるもの（累積投資契約に係る取引・1回払い・10万円未満）について、適用を除外しているところ。 他方、登録金融機関による有価証券の売買の受託等において、口座残高のわずかな不足によって取引が不成立になる事態を回避し、もって顧客の利便性の向上を図ることが適当であると考えられるため、今般、当座貸越による信用供与を、投資者保護等のための一定の条件下で可能とすることとする。</p> <p>【内容】 以下の要件を満たす総合口座貸越（定期預金を担保として、その額の範囲内で貸し付けるもの）による証券取引を可能とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 1ヶ月以内に完済するものであること ② 累積投資契約に係る取引であること ③ 信用供与の上限額を10万円とすること 									
法令の名称・関連条項とその内容	金融商品取引法第44条の2、金融商品取引業等に関する内閣府令第148条、第150条									
想定される代替案	上記①から③までの要件にかかわらず、総合口座貸越（定期預金を担保として、その額の範囲内で貸し付けるもの）による証券取引を可能とする。									
規制の費用	<table border="1"> <thead> <tr> <th>費用の要素</th> <th>代替案の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(遵守費用) 業者において、総合口座貸越を行う場合には、上記①から③までの要件に合致するシステムを整備する等の費用が発生する。</td><td>新たな遵守費用は発生しない。</td></tr> <tr> <td>(行政費用) 国において、業者が総合口座貸越を上記①から③の要件を遵守しているかについての検査・監督に伴う費用が発生する。</td><td>新たな行政費用は発生しない。</td></tr> <tr> <td>(その他の社会的費用) 信用供与が限定的であるため、新たな費用は発生しない。</td><td>代替案の場合、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 長期間の信用供与が可能となり、借り入れ利息が大きくなること、 ・ 累積投資契約に限定されず、あらゆる取引が可能となること、 ・ 信用供与の上限額が制限されず、総合口座貸越による顧客への大きな与信供与が可能となること、 から、過剰与信につながりかねず、利用者保護の観点から問題が生じるおそれがある。なお、業者が信用の供与を条件として顧客と有価証券の取引を行うことについては、過当投機の抑制等の観点から、信用取引制度の下でのみ行うことが可能となっているところ、こうした規制の形骸化につながることにもなりかねない。 </td></tr> </tbody> </table>	費用の要素	代替案の場合	(遵守費用) 業者において、総合口座貸越を行う場合には、上記①から③までの要件に合致するシステムを整備する等の費用が発生する。	新たな遵守費用は発生しない。	(行政費用) 国において、業者が総合口座貸越を上記①から③の要件を遵守しているかについての検査・監督に伴う費用が発生する。	新たな行政費用は発生しない。	(その他の社会的費用) 信用供与が限定的であるため、新たな費用は発生しない。	代替案の場合、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 長期間の信用供与が可能となり、借り入れ利息が大きくなること、 ・ 累積投資契約に限定されず、あらゆる取引が可能となること、 ・ 信用供与の上限額が制限されず、総合口座貸越による顧客への大きな与信供与が可能となること、 から、過剰与信につながりかねず、利用者保護の観点から問題が生じるおそれがある。なお、業者が信用の供与を条件として顧客と有価証券の取引を行うことについては、過当投機の抑制等の観点から、信用取引制度の下でのみ行うことが可能となっているところ、こうした規制の形骸化につながることにもなりかねない。	代替案の場合
費用の要素	代替案の場合									
(遵守費用) 業者において、総合口座貸越を行う場合には、上記①から③までの要件に合致するシステムを整備する等の費用が発生する。	新たな遵守費用は発生しない。									
(行政費用) 国において、業者が総合口座貸越を上記①から③の要件を遵守しているかについての検査・監督に伴う費用が発生する。	新たな行政費用は発生しない。									
(その他の社会的費用) 信用供与が限定的であるため、新たな費用は発生しない。	代替案の場合、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 長期間の信用供与が可能となり、借り入れ利息が大きくなること、 ・ 累積投資契約に限定されず、あらゆる取引が可能となること、 ・ 信用供与の上限額が制限されず、総合口座貸越による顧客への大きな与信供与が可能となること、 から、過剰与信につながりかねず、利用者保護の観点から問題が生じるおそれがある。なお、業者が信用の供与を条件として顧客と有価証券の取引を行うことについては、過当投機の抑制等の観点から、信用取引制度の下でのみ行うことが可能となっているところ、こうした規制の形骸化につながることにもなりかねない。									
規制の便益	<table border="1"> <thead> <tr> <th>便益の要素</th> <th>代替案の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録金融機関による有価証券の売買の受託等において、口座残高のわずかな不足によって取引が不成立になる事態を回避することができ、顧客の利便性の向上を図ることができる。</td><td>登録金融機関による有価証券の売買の受託等において、口座残高のわずかな不足にかかわらず、総合口座貸越により貸付けが可能となり、顧客の利便性の向上を図ることができる。</td></tr> </tbody> </table>	便益の要素	代替案の場合	登録金融機関による有価証券の売買の受託等において、口座残高のわずかな不足によって取引が不成立になる事態を回避することができ、顧客の利便性の向上を図ることができる。	登録金融機関による有価証券の売買の受託等において、口座残高のわずかな不足にかかわらず、総合口座貸越により貸付けが可能となり、顧客の利便性の向上を図ることができる。	代替案の場合				
便益の要素	代替案の場合									
登録金融機関による有価証券の売買の受託等において、口座残高のわずかな不足によって取引が不成立になる事態を回避することができ、顧客の利便性の向上を図ることができる。	登録金融機関による有価証券の売買の受託等において、口座残高のわずかな不足にかかわらず、総合口座貸越により貸付けが可能となり、顧客の利便性の向上を図ることができる。									
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>(費用と便益の関係の分析) 本案については、今般の改正により、遵守費用、行政費用が新たに発生することとなる。</p> <p>しかし、登録金融機関による有価証券の売買の受託等において、口座残高のわずかな不足によって取引が不成立になる事態を回避することができ、顧客の利便性を</p>									

	<p>図ができる。</p> <p>これら便益の増加というプラスの効果は、顧客の利便性の向上に資するものであり、新たな費用の発生等マイナスの効果を上回るものと考えられる。</p> <p>したがって、本案による改正は適当と考えられる。</p> <p>(代替案との比較)</p> <p>代替案は、本案と比べて、より広範な総合口座貸越による貸付けが可能であり、顧客の利便性を図ることができる。</p> <p>しかし、代替案は本案と比べ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 長期間の信用供与が可能となり、借り入れ利息が大きくなること、 ・ 累積投資契約に限定されず、あらゆる取引が可能となること、 ・ 信用供与の上限額が制限されておらず、総合口座貸越による顧客への大きな与信供与が可能となること、 <p>から、過剰与信につながりかねず、利用者保護の観点から問題が生じるおそれがある。なお、業者が信用の供与を条件として顧客と有価証券の取引を行うことについては、過当投機の抑制等の観点から、信用取引制度の下でのみ行うことが可能となっているところ、こうした規制の形骸化につながることにもなりかねない。</p> <p>これらを考慮すれば、代替案に比べ、本案による改正が適当と考えられる。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	規制の事前評価の結果を踏まえ、金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正した（施行：平成 21 年 9 月）。

政策の名称	国際会計基準による連結財務諸表等の作成等	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的及び必要性】 國際的な会計基準における動向等を受け、企業会計審議会において「我が国における国際会計基準の取扱いについて（中間報告）」が取りまとめられ、一定の要件を満たす企業に対して平成22年3月期の年度の連結財務諸表から国際会計基準による作成を容認する方針が示されたことを踏まえ、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「連結財務諸表規則」という。）等の一部改正を行う必要がある。</p> <p>【内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 連結財務諸表規則等の改正 國際的な財務活動又は事業活動を行う会社として一定の要件を満たすもの（特定会社）が提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、国際会計基準（公正かつ適正な手続の下に作成及び公表が行われたものと認められ、國際的に公正妥当な企業会計の基準として認められることが見込まれるものとして金融庁長官が定めるもの（指定国際会計基準）に限る。）に従うことができることとする規定を新設するほか、所要の改正を行う。 企業内容等の開示に関する内閣府令の改正 上記規定により連結財務諸表を作成した場合には、その旨、提出会社が連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っている場合には、その旨及びその取組みの具体的な内容の記載を有価証券報告書に求めるほか、所要の改正を行う。 	
法令の名称・関連条項とその内容	連結財務諸表規則第1条（適用の一般原則）、第1条の2（適用の特例）、第93条（会計基準の特例）、第94条（会計基準の特例に関する注記）、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第1条（適用の一般原則）、第1条の2（適用の特例）、第127条（特定会社の財務諸表の作成基準）、第128条（会計基準の特例に関する注記）、企業内容等の開示に関する内閣府令第2号様式、第3号様式、第4号の3様式 外	
想定される代替案	将来の一定時点（例えば3年後）において、すべての上場企業に対して一斉に指定国際会計基準による連結財務諸表の作成を義務付ける案。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	指定国際会計基準に基づいて連結財務諸表を作成するために必要な諸費用が発生することが見込まれるが、本案は、一定の要件を満たす企業に対して、その財務諸表作成能力や準備状況等に応じて指定国際会計基準による連結財務諸表の作成を容認するものであり、新たな遵守費用は生じない。	指定国際会計基準に基づいて連結財務諸表を作成するために必要な諸費用が発生することが見込まれ、特に、本案のような任意適用のステップを踏まずにすべての上場企業に対して一斉に指定国際会計基準による連結財務諸表等の作成を義務付けることになると、企業に過大な負担をかけることとなるおそれがある。
(行政費用)	国において、指定国際会計基準に基づく連結財務諸表が掲載される有価証券報告書等の開示書類の審査・検査等のための諸費用（人件費、研修費その他の費用）が発生することが見込まれる。	本案とほぼ同様の費用が発生する。
(その他の社会的費用)	我が国資本市場において、指定国際会計基準により作成される連結財務諸表と我が国会計基準により作成される連結財務諸表とが並存することになり、連結財務諸表の比較可能性が低下する可能性がある。 （ただし、会計基準の国際的收れん（コンバージェンス）の進展により国際会計基準と我が国会計基準とは同等であると認められていることに加え、指定国際会計基準により作成した連結財務諸表には我が国会計基準によって連結財務諸表を作成した場合との相違点に係る注記を求める等	必ずしも我が国の財務諸表作成者、監査人等の関係者すべてに指定国際会計基準についての十分な知識、経験が蓄積されないうちに、すべての上場企業に対して一斉に指定国際会計基準による連結財務諸表の作成を義務付けることになれば、実務上の様々な混乱を引き起こすこととなる可能性があり、我が国の投資者の投資判断に有用な情報が提供されないこととなるおそれがある。

	の所要の措置を講じることとしており、連結財務諸表の比較可能性は相当程度確保されると考えられる。)	
規制の便益	<p>便益の要素</p> <p>海外の投資者にとって我が国企業の作成する連結財務諸表の理解・分析がしやすくなることにより、企業にとっても資金調達関連コストの低減や国際的な資金調達の容易化が期待できるとともに、限定的ながらも、連結財務諸表の国際的な比較可能性が高まることにより、我が国金融資本市場の競争力の強化に資すると考えられる。</p> <p>また、海外展開をしている企業にとって、海外拠点の財務経理面での経営管理の効率性等の向上や、ひいては我が国企業の国際競争力の強化に資すると考えられる。</p> <p>国際会計基準委員会財団（IASCF）のガバナンス改革の状況や米国の動向をはじめとする我が国の会計を取り巻く国際的な諸情勢には流動的な部分も多いが、本案によれば、今後の状況変化に応じ柔軟に対応していくことが可能となる。</p>	<p>代替案の場合</p> <p>即効性はないものの、将来の一定時点（例えば3年後）になれば、海外の投資者にとって我が国企業の作成する連結財務諸表の理解・分析がしやすくなることにより、企業にとっても資金調達関連コストの低減や国際的な資金調達の容易化が期待できるとともに、連結財務諸表の国際的な比較可能性が高まることにより、我が国金融資本市場の競争力の強化に資すると考えられる。</p> <p>また、海外展開をしている企業にとって、海外拠点の財務経理面での経営管理の効率性等の向上や、ひいては我が国企業の国際競争力の強化に資すると考えられる。</p>
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>(1) 費用と便益の関係の分析</p> <p>本案では、指定国際会計基準による連結財務諸表と我が国会計基準による連結財務諸表が並存することになるため連結財務諸表の比較可能性の確保に留意することが求められるが（注記等の措置を講じることにより対応）、企業の国際競争力の強化等に資するものと考えられる。また、我が国の会計を取り巻く国際的な諸情勢等における今後の状況変化等に柔軟に対応していくことができると考えられるため、便益が費用を上回ると見込まれる。</p> <p>(2) 代替案との比較</p> <p>本案、代替案ともに、国内外の企業の連結財務諸表の比較可能性が高まるなどの便益が期待できる。しかしながら、代替案では、すべての上場企業に対して、一斉に指定国際会計基準による連結財務諸表の作成を義務付けるため、企業に過大な負担をかけることとなるおそれがある。また、必ずしも我が国の財務諸表作成者、監査人等の関係者すべてに国際会計基準についての十分な知識、経験が蓄積されないうちに、一斉に指定国際会計基準による連結財務諸表の作成を義務付けることになれば、実務上の様々な混乱を引き起こすこととなる可能性があり、我が国の投資者の投資判断に有用な情報が提供されないこととなるおそれがある。こうした状況に鑑みれば、本案の方が優ると考えられる。</p>	
政策評価の結果の政策への反映状況	規制の事前評価の結果を踏まえ、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正した（施行：平成21年12月）。	

政策の名称	金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR制度）の創設	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【内容】</p> <p>(1) 契約締結前交付書面について、指定紛争解決機関が存在する場合の当該機関の名称等及び指定紛争解決機関が存在しない場合の各金融機関が講じている苦情処理措置・紛争解決措置の内容を記載事項として追加することとする。</p> <p>(2) 紛争解決機関の指定申請をしようとする者は、あらかじめ、金融機関に対し、業務規程の内容に関する異議の有無について、説明会の開催により意見聴取しなければならないこととする。</p> <p>(3) 紛争解決機関の指定の要件である業務規程に異議を述べた金融機関の割合について、三分の一以下とする。</p> <p>(4) 指定紛争解決機関が存在しない場合の金融機関が講じなければならない苦情処理措置・紛争解決措置の内容を以下のとおり規定することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 以下のいずれかの苦情処理措置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理業務を公正・的確に遂行することができる業務運営体制・社内規則の整備等 ・ 各法律上に規定されている認定協会等、認定投資者保護団体、他の業態・法律上の指定紛争解決機関、国民生活センター、消費生活センター又はその他の適格性を有すると認められる法人への委託 ② 以下のいずれかの紛争解決措置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 弁護士会の仲裁センターへの委託 ・ 各法律上に規定されている認定協会等、認定投資者保護団体、他の業態・法律上の指定紛争解決機関、国民生活センター、消費生活センター又はその他の適格性を有すると認められる法人への委託 <p>(5) 手続実施基本契約の内容として、法律上の規定に加え、指定紛争解決機関は、顧客からの申出があるときは、和解で定められた義務の履行状況の調査及び金融機関に対する当該義務の履行の勧告を行うことができるることとする。</p> <p>【目的及び必要性】</p> <p>利用者保護の充実・利用者利便の向上等の観点から、金融ADRを改善・充実させるとともに、金融商品・サービスに対する利用者の信頼性の向上により、信頼と活力のある金融・資本市場を構築する必要がある。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	金融商品取引法施行令第19条の8 金融商品取引業等に関する内閣府令第82条、第115条の2 金融商品取引法第五章の五の規定による指定紛争解決機関に関する内閣府令第3条、第7条 等
想定される代替案	指定紛争解決機関が存在しない場合に金融機関が講じなければならない紛争解決措置の内容について、紛争解決業務を公正・的確に遂行することができる業務運営体制・社内規則の整備等により対応することとする。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	金融機関において、弁護士会の仲裁センター等への委託（以下、「外部委託」という。）費用が発生する。	金融機関において、紛争解決措置について、紛争解決業務を公正・的確に遂行することができる業務運営体制・社内規則の整備等により対応する場合には、外部委託費用は発生しない。
(行政費用)	金融機関において講じている紛争解決措置の内容については、外部委託となっており、基本的には、検査・監督に伴う費用は発生しない。	代替案においては、紛争解決措置として金融機関における業務運営体制・社内規則の整備等により対応することとしているため、各金融機関の多種多様な業務運営体制・社内規則等に対応した検査・監督に伴う費用が発生する。
(その他の社会的費用)	その他の社会的費用は発生しない。	金融機関において、紛争解決措置について、紛争解決業務を公正・的確に遂行することができる業務運営体制・社内規則の整備等により対応することとしているため、紛争解決に係る公正性・中立性の水準が、外部委託による対応と比べ、劣後するおそれがあり、利用者保護が十分確保できないという

		社会的費用が発生するおそれがある。
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	<p>弁護士会の仲裁センターなど中立・公正な第三者機関への委託を内容とする紛争解決措置が講じられることにより、利用者保護の充実・利用者利便の向上が図られることが期待される。</p>	<p>金融機関において、紛争解決措置について、業務運営体制・社内規則の整備等により対応することとしており、公正・中立かつ実効性のある紛争解決を通じた利用者保護は一定程度確保されるものの、その程度は本案に比べ減少するおそれがある。</p>
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>(1) 費用と便益の関係の分析</p> <p>本案については、今般の改正により、遵守費用及び行政費用が新たに発生することとなる一方、利用者保護の充実・利用者利便の向上が期待される。</p> <p>利用者にとっては、苦情処理・紛争解決が簡易・迅速・安価に図られることとなり、こうした便益の増加というプラスの効果は、新たな費用の発生というマイナスの効果を上回ると考えられる。</p> <p>(2) 代替案との比較</p> <p>遵守費用については、代替案は、外部委託費用の減少等により、本案よりも低く抑えることができると考えられる。</p> <p>一方、行政費用については、代替案は、各金融機関の多種多様な業務運営体制・社内規則等に対応した検査・監督に伴う費用が必要となるため、本案よりも高くなる。</p> <p>また、社会的費用についても、代替案は、利用者保護が十分確保できないことにより、本案よりも高くなるおそれがある。</p> <p>これらを総合的に勘案すると、本案による改正が適当と考えられる。</p>	
政策評価の結果の政策への反映状況	規制の事前評価の結果を踏まえ、金融商品取引法施行令等の一部を改正した（公布：平成 21 年 12 月、施行：原則、平成 22 年 4 月）	

政策の名称	外国市場デリバティブ取引への分別管理義務の導入	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【現状】 金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成21年6月17日成立）において、有価証券店頭デリバティブ取引への分別管理義務が導入されたが、外国市場デリバティブ取引については分別管理が義務付けられていない。</p> <p>【問題点】 近年、個人の顧客を相手とした外国市場デリバティブ取引もみられるようになってるところ、外国市場デリバティブを扱う業者の経営破綻時等において顧客が金融商品取引業者に預託した金銭等について分別管理がなされない結果、顧客資産の適切かつ円滑な返還が確保されない可能性がある。また、有価証券店頭デリバティブ取引について、法令で分別管理義務が課されていることとの均衡を図る必要がある。</p> <p>【目的及び必要性】 上記の問題に対応するため、外国市場デリバティブ取引に関して、顧客から預託を受けた金銭等について分別管理を義務付けることが必要である。</p>	
	<p>法令の名称・関連条項とその内容</p> <p>金融商品取引法施行令第16条の15</p>	
想定される代替案	外国市場デリバティブを扱う金融商品取引業者への分別管理義務の導入について、法令ではなく自主的な取組みに委ねる。	
規制の費用	<p>費用の要素</p> <p>(遵守費用)</p> <p>外国市場デリバティブ取引を扱う業者にとって、顧客から預託を受けた金銭等の分別管理をするための費用が発生する。</p> <p>(行政費用)</p> <p>外国市場デリバティブ取引を扱う業者が分別管理義務を適切に履行しているかについての検査・監督に伴う費用が発生する。</p> <p>(その他の社会的費用)</p> <p>新たな費用は発生しない。</p>	<p>代替案の場合</p> <p>金融商品取引業協会等において、外国市場デリバティブ取引を行う業者が分別管理を適切に行うための自主ルール整備や、実施状況の監視等に関する費用が発生する。 また、自主的な取組みが行われている範囲で、外国市場デリバティブ取引を行う業者は、顧客から預託を受けた金銭等の分別管理をするための費用が発生する。</p> <p>外国市場デリバティブ取引を行う業者の経営状況の悪化等により、顧客から預託を受けた金銭等の適切かつ円滑な返還が確保されないおそれがある場合において、その是正のため検査・監督を行う費用が発生する。</p> <p>自主的な取組みが行われない場合、外国市場デリバティブ取引を行う業者の経営状況の悪化等により、顧客から預託を受けた金銭等の適切かつ円滑な返還が確保されない場合において、投資家保護に支障が生じるおそれがある。</p>
規制の便益	<p>便益の要素</p> <p>法令上の分別管理義務を通じて、業者の経営破綻時等において、外国市場デリバティブ取引に関して顧客から預託を受けた金銭等の適切かつ円滑な返還が確保され、投資家保護の充実が図られる。</p>	<p>代替案の場合</p> <p>自主的な取組みが行われている限り、業者の経営破綻時等において顧客から預託を受けた金銭等の適切かつ円滑な返還が一定程度確保され、この限度において投資家保護の充実が図られる。</p>
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>(費用と便益の関係の分析)</p> <p>本案については、今般の改正により、遵守費用及び行政費用が新たに発生することとなる。</p> <p>一方、法令により、その扱う外国市場デリバティブ取引について分別管理を義務付けることにより、外国市場デリバティブ取引を扱う業者の経営破綻時等において、顧客から預託を受けた金銭等の適切かつ円滑な返還が確保される。これら便益の増加というプラスの効果は、投資家保護の充実、ひいては、信頼と活力ある金融・資本市場の構築に資するものであり、新たな費用の発生等マイナスの効果を上回るも</p>	

	<p>のと考えられる。</p> <p>したがって、本案による改正は適当である。</p> <p>(代替案との比較)</p> <p>代替案では、遵守費用については、①金融商品取引業協会等の自主ルール整備や実施状況の監視等に関する費用に加え、自主ルールに従った業者の分別管理を行う費用を見込んだ場合、本案を上回る遵守費用が発生するおそれがある。また、行政費用及び社会的費用については、②法令上の義務付けではないため、自主ルールの遵守は必ずしも担保されず、投資家保護に支障が生じるなど、社会的費用が発生するおそれがあるほか、③実際に問題が顕在化した場合には、是正のための検査や監督を行う必要があるため、本案における検査・監督に伴う費用を上回る行政費用が発生するおそれがある。</p> <p>一方、④代替案による便益の効果は、本案と比較して限定的なものになるとを考えられる。</p> <p>したがって、これらを総合的に勘案すると、代替案は不適当である。</p>
政策評価の結果の 政策への反映状況	規制の事前評価の結果を踏まえ、金融商品取引法施行令の一部を改正した（公布：平成 21 年 12 月、施行：平成 22 年 4 月）。

政策の名称	有価証券店頭デリバティブ取引に係る証拠金規制の導入	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【内容】 有価証券店頭デリバティブ取引について、個人向けを対象として証拠金規制を導入する。取引開始時及び1日に1度必要な証拠金を算定し、業者が顧客から証拠金の預託を受けずに取引を行うことを禁止する。</p> <p>【目的及び必要性】 有価証券店頭デリバティブの高レバレッジ取引については、 • 顧客保護（不測の損害を被るおそれ） • 業者のリスク管理（顧客の損失が証拠金を上回ることにより、業者の財務の健全性に影響が出るおそれ） • 過当投機 の観点からの問題があり、証拠金規制が必要。</p>	
	<p>法令の名称・関連条項とその内容</p> <p>金融商品取引業等に関する内閣府令第117条</p>	
想定される代替案	業者が証拠金の預託を受ける義務を取引開始時に限定し、1日に1度、必要な証拠金を算定し、その預託を受けることは義務付けない。	
規制の費用	<p>費用の要素</p> <p>(遵守費用)</p> <p>有価証券店頭デリバティブ取引を扱う業者において、取引開始時及び1日に1度必要な証拠金を算定し、預託を受けるためのシステム整備等の費用が発生する。</p> <p>(行政費用)</p> <p>有価証券店頭デリバティブ取引を扱う業者が必要な証拠金の預託を受けているかについての検査・監督に伴う費用が発生する。</p> <p>(その他の社会的費用)</p> <p>新たな費用は発生しない。</p>	<p>代替案の場合</p> <p>有価証券店頭デリバティブ取引を扱う業者において、取引開始時に必要な証拠金の預託を受け入れるためのシステム整備等の費用が発生する。</p> <p>有価証券店頭デリバティブ取引を扱う業者が必要な証拠金の預託を受けているかについての検査・監督に伴う費用が発生する。 また、顧客が不測の損害を被る等の問題が起った場合は、その是正のため検査・監督を行う費用が発生する。</p> <p>証拠金の水準について1日の価格変動をカバーする水準を勘案して設定しているところ、1日に1度、必要な証拠金を算定し、その預託を受けることを義務付けていため、日々における証拠金について1日の価格変動をカバーできる水準が必ずしも確保されないこととなり、ひいては、顧客が不測の損害を被ること、業者の財務の健全性への影響等の問題が起こるおそれがある。</p>
規制の便益	<p>便益の要素</p> <p>高レバレッジでの取引が禁止されることとなり、顧客が不測の損害を被るおそれが減少するとともに、業者の財務の健全性への影響も減少するほか、過当投機が抑制されることとなる。</p>	<p>代替案の場合</p> <p>高レバレッジでの取引が禁止されることとなり、顧客が不測の損害を被るおそれ・業者の財務の健全性への影響等が一定程度抑制されることになる。</p>
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>(費用と便益の関係の分析) 本案においては、今般の改正により、遵守費用・行政費用が新たに発生することとなる。 しかし、証拠金規制の導入により、顧客が不測の損害を被るおそれが減少するとともに、業者の財務の健全性への影響も減少するほか、過当投機が抑制されることとなる。これら便益の増加というプラスの効果は、投資家保護の充実、ひいては、信頼と活力ある金融・資本市場の構築に資するものであり、新たな費用の発生等マイナスの効果を上回るものと考えられる。 したがって、本案による改正は適当である。</p> <p>(代替案との比較) 代替案では、①1日に1度、必要な証拠金を算定し、預託を受けるためのシステム整備等による遵守費用が発生しないことから、この点で本案と比べ遵守費用は軽</p>	

	<p>減される。また、行政費用及び社会的費用については、1日に1度、必要な証拠金を算定し、その預託を受けることを義務付けるため、②日々における証拠金について1日の価格変動をカバーできる水準が必ずしも確保されないこととなり、ひいては、顧客が不測の損害を被ること、業者の財務の健全性への影響等の問題が起こるおそれがあるという社会的費用が発生するほか、③実際に問題が顕在化した場合には、是正のための検査や監督を行う必要があるため、代替案における遵守費用の軽減分を上回る行政費用及び社会的費用が発生する可能性がある。</p> <p>一方、④代替案による便益の範囲は、本案と比較して限定的なものになると考えられる。</p> <p>したがって、これらを総合的に勘案すると、代替案は不適当である。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	規制の事前評価の結果を踏まえ、金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正した（公布：平成21年12月、施行：平成23年1月予定）。

政策の名称	金融商品取引所等（金融商品取引所及び金融商品取引所持株会社）の議決権の保有制限に係る規定の整備	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【現状】 金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成21年6月17日成立）において、金融商品取引所と商品取引所の相互乗り入れに関する規定が整備されたが、外国商品取引所及び外国商品取引所持株会社（以下「外国商品取引所等」）については、外国金融商品取引所及び外国金融商品取引所持株会社（以下「外国金融商品取引所等」）と異なり、金融商品取引所及び金融商品取引所持株会社（以下「金融商品取引所等」）の議決権について保有基準割合（20%）を超えて取得・保有することが認められない。</p> <p>【問題点】 國際的に取引所の合従連衡により経営基盤の強化、国際競争力の強化が図られている中、現状のままであれば、我が国取引所の経営基盤、国際競争力が相対的に低下するおそれがある。</p> <p>【目的及び必要性】 上記問題に対応するため、今般の金融商品取引所と商品取引所の相互乗り入れに関する制度整備に伴い、外国商品取引所等に関して、現行の外国金融商品取引所等と並びで、金融商品取引所等の議決権の20～50%を取得・保有することを可能とすることが必要である。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	金融商品取引法施行令第19条の3の3
想定される代替案	外国商品取引所に限り、現行の外国金融商品取引所と並びで、金融商品取引所等の議決権の20～50%を取得・保有することを可能とする。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	金融商品取引所等の議決権の20～50%を取得・保有しようとする外国商品取引所等の認可申請に要する費用が発生する。	金融商品取引所等の議決権の20～50%を取得・保有しようとする外国商品取引所の認可申請に要する費用が発生する。
(行政費用)	金融商品取引所等の議決権の20～50%を取得・保有しようとする外国商品取引所等の認可審査及び金融商品取引所等の健全かつ適切な運営に支障が生じるおそれがないかについての検査・監督に伴う費用が発生する。	金融商品取引所等の議決権の20～50%を取得・保有しようとする外国商品取引所の認可審査及び金融商品取引所等の健全かつ適切な運営に支障が生じるおそれがないかについての検査・監督に伴う費用が発生する。
(その他の社会的費用)	金融商品取引所等の議決権の20～50%の取得・保有については、認可制の下での事前チェックを行なうとともに、金融商品取引所等の健全かつ適切な運営に支障が生じるおそれがないかについて厳格に検査・監督していくことで、特段の社会的費用は発生しないものと考えられる。	本案と同様であると考えられる。
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	外国商品取引所等との合従連衡によって、我が国取引所の経営基盤の強化、国際競争力の強化が図られるものと考えられる。	外国商品取引所との合従連衡によって、我が国取引所の経営基盤の強化、国際競争力の強化が見込まれるもの、諸外国においては、主要取引所の合従連衡が主に持株会社形態により図られていることから、持株会社形態を参入させない代替案では、措置の効果は限定的なものになると考えられる。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>(費用と便益の関係の分析) 本案については、遵守費用及び行政費用が新たに発生することとなるが、一方、我が国取引所の経営基盤の強化、国際競争力の強化により金融・資本市場の活性化に資するものであり、結果として、当該便益の効果は、当該費用を上回るものと考えられる。 したがって、本案による改正は適当と考えられる。</p>	

	(代替案との比較) 代替案においては、本案と比較して新たに発生する遵守費用及び行政費用が少ないが、諸外国における主要取引所の合従連衡が主に持株会社形態により図られている現状においては、代替案による便益の効果は、本案と比較して限定的なものになると考えられ、これらを総合的に勘案すると、本案による改正が適当と考えられる。
政策評価の結果の政策への反映状況	規制の事前評価の結果を踏まえ、金融商品取引法施行令の一部を改正した（公布：平成 21 年 12 月、施行：平成 22 年 7 月予定）。

政策の名称	「有価証券の売出し」に係る開示規制の見直し	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【内容】 「有価証券の売出し」の定義から「均一の条件」が削除されることにより、多数の者を相手方として既に発行された有価証券の売買の申込みの勧誘等を行う場合が売出しに該当することとなる。これに伴い、以下のとおり「有価証券の売出し」に係る開示規制の見直しを行う。 ① 現行どおり、50名以上の者を多数の者と規定する。 ② 「有価証券の売出し」から除外される取引として、投資者が十分な投資情報を入手できる取引については、開示規制の対象とする必要性が低いため、現行の取引所金融商品市場における取引等に加え、店頭売買有価証券市場における有価証券の売買等を規定する。 ③ 「有価証券の売出し」に該当しない私売出しが創設されること等に伴い、売付け勧誘等における適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ない場合又は売付け勧誘等における少人数向け勧誘に該当する場合等として、転売制限を規定する。 ④ 金融商品取引業者等が行う既発行の外国有価証券又はこれに準ずる有価証券の売出しのうち、本邦における当該有価証券に係る売買価格に関する情報を容易に取得することができることその他の要件を満たすもの（以下「外国証券売出し」という。）については、当該売出しに關し有価証券届出書の提出が不要となる。なお、外国証券売出しにより有価証券を売り付ける場合には、簡易な情報提供として、有価証券及び発行者に関する情報（以下「外国証券情報」という。）を、有価証券を売り付ける時までに、相手方に提供し、又は公表する必要がある。 外国証券売出しにより有価証券届出書の提出が不要となる要件として、(i) 対象有価証券について発行国において流通市場があること又は対象有価証券が外国金融商品取引所に上場されていること、(ii)インターネット等により容易に有価証券の価格情報及び発行者情報が取得できること、を規定する。 ⑤ その他、特定組織再編成交付手続において、「有価証券の売出し」に係る開示規制の見直しに則った規定を整備する。</p> <p>【目的及び必要性】 投資者が投資判断に当たり必要とする情報を適正に開示することを義務づける法定開示制度の趣旨に照らし、本来開示が必要と思われる取引については法定開示義務を課す一方で、有価証券のクロスボーダー取引や複雑な取引が日常的に行われている有価証券取引の実務の現状を踏まえ、「有価証券の売出し」に係る開示規制の見直しを行う必要がある。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	金融商品取引法施行令第1条の4、第1条の5の2、第1条の6、第1条の7、第1条の7の3、第1条の7の4、第1条の8、第1条の8の2、第1条の8の3、第1条の8の4、第2条の4の2、第2条の6の2、第2条の12の2、第2条の12の3 投資信託及び投資法人に関する法律施行令第7条第2項、第8条第1項
想定される代替案	外国証券売出しにより有価証券届出書の提出が不要となる要件として、対象有価証券について外国国債及び外国金融商品取引所に上場されていることを規定する。その他については本案と同様とする。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	「有価証券の売出し」定義の見直しにより、その範囲が拡大するため、法定開示書類の作成費用及び監査費用等の遵守費用が発生する。 しかしながら、外国証券売出しは「有価証券の売出し」に該当するものの、法定開示書類の提出義務はなく、これに代わって、外国証券情報の提供又は公表のみが義務付けられるが、外国証券情報については、法定開示書類と異なり、情報内容は簡易なものであり既に公表されている情報を利用することが可能であることから、法定開示書類の作成費用及び監査費用等の	外国国債又は外国上場有価証券であれば外国証券売出しの対象となるため、本案に比べ、より外国証券情報の対象範囲が拡大し、法定開示書類の作成費用及び監査費用等の遵守費用は減少する。

	遵守費用は減少する。	
(行政費用)	「有価証券の売出し」に該当するものに係る法定開示書類の受理業務に係る行政費用が発生する。しかしながら、外国証券売出しの対象となる取引については、外国証券情報の提供又は公表でよいことから、その分、行政費用は減少する。	「有価証券の売出し」に該当するものに係る法定開示書類の受理業務に係る行政費用が発生する。しかしながら、外国証券売出しの対象となる取引については、外国証券情報の提供又は公表でよく、さらに、本案に比べ外国証券売出しの対象も拡大していることから上記の行政費用はより減少する。
(その他の社会的費用)	有価証券取引の実態を踏まえ、有価証券の売付け勧誘等のうち、本来、法定開示が必要と思われる取引について法定開示義務を課すとともに、有価証券取引の実務を踏まえた規制の柔構造化を行うことにより、法定開示が必要ないと思われる取引については法定開示義務を課さないこととするものであるから、特段の社会的費用は発生しない。	外国国債及び外国上場有価証券であれば外国証券売出しが可能となるため、①国外において十分な流通市場が存在せず、②価格情報及び発行者情報の取得が容易でない外国有価証券について、本来であれば法定開示が必要であるにもかかわらず、投資者が投資判断に必要な情報を入手する機会のないまま当該有価証券に投資を行うことにより損失を被るといった社会的費用が発生するおそれがある。このことは、開示制度の目的に照らし投資者保護上問題となることから、我が国資本市場の信頼性が損なわれることになる。 一方、投資家が適切な投資判断を行うための情報を入手するためには、調査費用が増大するといった社会的費用も発生する。なお、この場合においても、投資家が外国国債及び外国上場有価証券のすべてについて、投資判断に必要な情報を入手することには限界がある。
規制の便益	便益の要素 有価証券取引の実態を踏まえた規制の柔構造化を行うことにより、投資者が投資判断に当たり必要な情報を適正に開示するとする法定開示制度の趣旨に照らし、本来法定開示の必要があると思われる取引については法定開示義務を課すとともに、法定開示が必要ないと思われる取引については法定開示義務を課さないこととするため、適切に投資者保護が図られるとともに、有価証券市場の信頼の向上及び有価証券取引の活発化につながると考える。	代替案の場合 有価証券取引の実態を踏まえた規制の柔構造化を行うことにより、有価証券取引の活発化に資する部分はあると考えられる。 ただし、本来法定開示の必要があると思われる取引について法定開示書類の提出義務を課さないこととしているため、適切な投資者保護が図られず、我が国債券市場の信頼が低下するおそれがある。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	(費用と便益の関係の分析) 「有価証券の売出し」の定義から「均一の条件」が削除され、新たに「有価証券の売出し」に該当する取引については、法定開示書類の作成、提出及び当該書類の監査費用等が発生することから、規制の遵守費用及び行政費用が増加する。しかしながら、法定開示書類の提出に代えて、外国証券情報の提供又は公表のみとなる外国証券売出しについては、上記の規制の遵守費用及び行政費用が減少する。 一方で、法定開示制度の趣旨に照らし、法定開示が必要ないと思われる取引には法定開示義務を課さないため、投資者保護、有価証券市場の信頼の向上及び有価証券取引の活発化が図られるといった大きな便益をもたらすものとなる。このような便益の増加というプラスの効果は、規制の遵守費用及び行政費用の増加というマイナスの効果を上回るものと考えられる。 (代替案との比較) 外国証券売出しの対象となる取引の範囲が拡大するため、本案に比べて、法定開示書類の作成、提出及び当該書類の監査費用等に係る規制の遵守費用及び行政費用が減少する。 しかしながら、投資者が投資判断に必要な情報を入手する機会のないまま当該有	

	価証券に投資を行うことにより損失を被るおそれがある。このことは、開示制度の目的に照らし投資者保護上問題となり、我が国資本市場の信頼性が損なわれる。一方、投資家が適切な投資判断を行うための情報を入手するためには、多くの調査費用が発生する。
政策評価の結果の政策への反映状況	規制の事前評価の結果を踏まえ、金融商品取引法施行令等の一部を改正した（公布：平成 21 年 12 月、施行：平成 22 年 4 月）。

政策の名称	組織再編成対象会社の範囲の見直し	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【内容】 組織再編成における「会社分割」のうち、吸収分割会社又は新設分割会社（以下「分割会社等」という。）が、事業部門を譲り受ける会社（以下「承継会社」という。）からその対価である有価証券（承継会社が新たに発行する有価証券又は交付する既発行有価証券）をすべて取得する場合（以下「物的分割」という。）であって、①承継会社が非開示会社、②分割会社等が開示会社、③分割会社等の株主が50名以上である場合には、当該有価証券の発行手続又は交付手続は、金融商品取引法上の特定組織再編成発行手続又は組織再編成交付手續（以下「特定組織再編成発行手続等」という。）に該当し、当該承継会社は有価証券届出書等の法定開示書類を提出しなければならない。 しかし、物的分割のように承継会社が会社分割の対価として発行又は交付される有価証券が分割会社等のみに対して割り当てられる場合は、会社分割の一方の当事者である分割会社等に対し、もう一方の当事者である承継会社に関する情報を開示する必要性はないと考えられるものの、現行は当該承継会社に法定開示義務が課され、法定開示書類の作成及び当該書類の監査等のコストが発生し、円滑な企業再編の妨げとなっているとの指摘がある。 したがって、組織再編成における会社分割が物的分割により行われる場合は、分割会社等を組織再編成対象会社の範囲から除くこととし、当該会社分割は特定組織再編成発行手続等に該当しないこととする。</p> <p>【目的及び必要性】 投資者が投資判断に当たり必要とする情報の適正な開示を求める金融商品取引法上の法定開示制度の趣旨に照らし、組織再編成のうち会社分割における法定開示規制について適切に見直しを行う必要がある。</p>	
法令の名称・関連条項とその内容	金融商品取引法施行令第2条の2	
想定される代替案	会社分割が物的分割により行われる場合であって、非開示会社である承継会社が分割会社等の連結対象会社の範囲に含まれているものについてのみ当該分割会社等を組織再編成対象会社の範囲から除くこととする。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	会社分割が物的分割により行われる場合、承継会社には法定開示義務が課せられないことから有価証券届出書等の法定開示書類の作成及び監査等の費用は不要となる。	代替案では、承継会社が分割会社等の連結対象会社の範囲に含まれているものについては、本案と同様に有価証券届出書等の法定開示書類の作成及び監査等の費用は不要となるものの、承継会社が分割会社等の連結対象会社の範囲に含まれていないものについては、引き続き当該承継会社は法定開示義務が課せられることから有価証券届出書等の法定開示書類の作成及び監査等の費用が生じ、費用の減少が限定される。
(行政費用)	会社分割が物的分割により行われる場合、承継会社には法定開示義務が課せられないことから有価証券届出書等の法定開示書類の受理業務に係る行政費用が不要となる。	代替案では、承継会社が分割会社等の連結対象会社の範囲に含まれているものについては、本案と同様に有価証券届出書等の法定開示書類の受理業務に係る行政費用は不要となるものの、承継会社が分割会社等の連結対象会社の範囲に含まれていないものについては、引き続き当該承継会社は法定開示義務が課せられることから有価証券届出書等の法定開示書類の受理業務に係る費用が生じ、費用の減少が限定される。
(その他の社会的費用)	特段の社会的費用は発生しない。	本案と同様に、特段の社会的費用は発生しない。

規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	<p>会社分割が物的分割により行われる場合は、承継会社に対して法定開示義務が課せられないことから、当該承継会社は有価証券届出書等の法定開示書類の作成、監査費用等といった費用が発生せず、また組織再編成において法定開示書類の作成に係る日数を考慮する必要もなく、円滑な企業再編が行われると考えられる。</p> <p>また、会社分割が物的分割により行われ、承継会社の発行又は交付される有価証券が分割会社のみに割り当てられ、その後当該有価証券が転々流通しないことが明らかな場合は投資家保護上も問題がないものと考えられる。</p>	<p>会社分割が物的分割により行われ、承継会社が分割会社の連結の範囲に含まれるものは法定開示義務を課せられないことから、本案と同様の便益が生じるものと考えられる。</p> <p>しかし、承継会社が分割会社の連結対象会社の範囲に含まれていない場合は承継会社が発行又は交付する有価証券が分割会社に対してのみ割り当てられる場合であっても、承継会社に法定開示義務が課せられ、有価証券届出書等の法定開示書類の作成及び監査費用等が発生することが考えられる。また、当該法定開示書類の作成には相当の日数を要することから、円滑な企業再編の妨げとなることが考えられる。</p>
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>(費用と便益の関係の分析)</p> <p>本案については、投資者が投資判断に当たり必要とする情報を適正に開示するする法定開示制度の趣旨に照らし、会社分割が物的分割により行われる場合は分割会社等を組織再編成対象会社の範囲から除くことで、より円滑な企業再編が可能となり、我が国において行われる組織再編成について大きな便益をもたらすものと考えられる。</p> <p>(代替案との比較)</p> <p>本案、代替案ともに、我が国において行われる組織再編成について円滑な企業再編が可能となり、大きな便益が期待できる。しかしながら、代替案は、本案と比べ規制の遵守費用、行政費用の減少が限定されることから、本案による改正が適当である。</p>	
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>規制の事前評価の結果を踏まえ、金融商品取引法施行令等の一部を改正した（公布：平成 21 年 12 月、施行：平成 22 年 4 月）。</p>	

政策の名称	中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置の創設	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的及び必要性】 昨年9月以降の世界的な経済・金融危機を受け、政府は、これまで、累次の経済政策に取り組むとともに、中小企業金融の円滑化に向け、様々な対応を図ってきたところである。こうした取組みもあって、我が国経済については、景気は、持ち直してきているが、自律性に乏しく、失業率が高水準にあるなど依然として厳しい状況にある。 こうした中、今般の景気低迷により、一時的に業況が悪化している中小企業や、景気悪化に伴う家計の収入減で住宅ローンの支払いが困難になっている個人が存在しており、これを放置すれば、更なる金融・雇用環境の悪化につながるおそれもあると考えられる。 こうした状況に鑑みれば、金融機関に、一時的に返済が困難となっている中小企業者等に対する貸付条件の変更等を懇意（じょうよう）することにより、中小企業者等の金融の円滑化を通じ、中小企業者の事業活動の円滑な遂行及びこれを通じた雇用の安定並びに住宅ローンの借り手の生活の安定を図ることが重要と考えられる。 このため、新設する規制は、中小企業者等からの申込みに対して金融機関が自主的に貸付条件の変更等の措置をとることを定めた努力義務規定に関して、それらの措置が円滑かつ確実に実施されるために必要である。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 金融機関は、中小企業者又は住宅ローンの借り手から申込みがあった場合には、当該中小企業者等の再生可能性等を考慮して、できる限り、貸付条件の変更等を行いうよう努めることとする。 ② 貸付条件の変更等の措置が円滑かつ確実に実施されるよう、金融機関は、必要な方針策定や体制整備を行うとともに、貸付条件の変更等の実施状況及び整備した体制等を開示しなければならないこととする。 ③ 金融機関は、貸付条件の変更等の実施状況等を当局へ報告しなければならないこととする。 <p>※ 上記①～③の措置は、平成23年3月31日までの時限措置とする。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律案 努力義務、体制整備義務、開示義務及び報告義務に係る規定
想定される代替案	<ul style="list-style-type: none"> ① 金融機関に対して、中小企業者又は住宅ローンの借り手から申込みがあった場合には、一律に、強制的に貸付債権の元利返済を猶予することを義務付ける。 ② 金融機関は、返済猶予を原因として生じた損失の確定額等の計数を、当局へ報告しなければならないこととする。 ③ 返済猶予を原因として金融機関に生じた損失は、政府が補填することとする。 <p>※ 上記①の措置は、平成23年3月31日までの措置とする。</p>	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	金融機関において、貸付条件の変更等の措置を円滑に行うことができるよう必要な方針策定や体制整備を行うための費用、貸付条件の変更等の実施状況及び本法律に基づき整備した体制等を開示するための費用、貸付条件の変更等の実施状況を当局に報告するための費用が発生する。	金融機関において、返済猶予を原因として生じた損失の金額を当局に報告するための費用が発生する。
(行政費用)	金融機関からの報告の受理に伴う費用や、金融機関が体制整備等を適切に行っていけるかを検証するための検査・監督に伴う費用が発生する。	返済猶予を原因として金融機関に生じた損失を補填するための費用や、金融機関からの報告の受理に伴う費用が発生する。
(その他の社会的費用)	新たな費用は発生しない。	金融機関は強制的に返済猶予に応じなければならないことから、金融機関の経営の自主性が奪われるとともに、我が国金融システムに対する国際的信用が失われることとなる。 また、そもそも再生可能性等がない返済不可能な借り手だけでなく、手許資金に余裕があって返済可能な借り手

		<p>からの申込みについても、一律に債務の返済が猶予されることから、借り手のモラルハザードが生じるという社会的費用が発生する。</p> <p>一方、金融機関が返済猶予により失う利息収入等が政府により補填されるため、金融機関が借り手の再生可能性等を考慮せずに安い貸付けを行うおそれがあり、金融機関の審査能力が低下するとともに、貸し手である金融機関のモラルハザードが生じるという社会的費用が発生する。</p>
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	<p>金融機関が中小企業者の経営実態や住宅ローンの借り手の実態に応じたきめ細かな金融支援を行うことにより、貸付条件の変更等が行われた中小企業者の円滑な業務の遂行及びこれを通じた雇用の安定並びに住宅ローンの借り手の生活の安定が期待される。</p>	<p>中小企業者や住宅ローンの借り手の実態にかかわらず、借り手からの申込みがあった場合に債務の返済を強制的に猶予する施策であり、一時的な資金繰りの好転等にはつながることが期待される。</p>
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>(1) 費用と便益の関係の分析</p> <p>本案においては、金融機関における体制整備等のための遵守費用や、検査・監督に伴う行政費用が発生する。</p> <p>他方、金融機関による柔軟な条件変更等が行われることにより、中小企業者の事業活動の円滑な遂行及びこれを通じた雇用の安定並びに住宅ローンの借り手の生活の安定が期待される。また、条件変更等は、金融機関の顧客基盤の維持を通じて、金融機関の将来の収益獲得に貢献することが期待される。</p> <p>これらの便益の増加というプラスの効果は、新たな費用の発生というマイナスの効果を上回ると考えられることから、本案は適当と考える。</p> <p>(2) 代替案との比較</p> <p>代替案においては、遵守費用は本案を下回るもの、金融機関の損失補填のため、本案を大きく上回る行政費用が発生する。また、金融機関の自主性が奪われるとともに、我が国金融システムに対する国際的信用が失われる。さらに、借り手及び貸し手の双方においてモラルハザードが生じるなど、本案を大きく上回る社会的費用が発生するものと考えられる。</p> <p>これらを総合的に勘案すると、本案が適当と考えられる。</p>	
政策評価の結果の政策への反映状況	規制の事前評価の結果を踏まえ、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るために臨時措置に関する法律を制定した(施行:平成 21 年 12 月)。	

政策の名称	「有価証券の売出し」に係る開示規制の見直し	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【内容】 「有価証券の売出し」に係る開示規制の見直しに伴い以下を規定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 「売付け勧誘等」に該当しない勧誘等としての「取得勧誘類似行為（新たに発行される有価証券の取得の申込みの勧誘に類するもの）」として、自己株式の処分を規定する。 ② 「有価証券の売出し」に該当しない私売出しが創設されること等に伴い、売付け勧誘等における適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ない場合又は売付け勧誘等における少人数向け勧誘に該当する場合等として、転売制限が付されている場合を規定する。 ③ 私売出しの勧誘を行う際に必要となる相手方への告知（届出が行われていないことや転売制限が付されている旨）については、既開示有価証券である場合及び譲渡価額等の総額が1億円未満の勧誘である場合には、不要であるとされているが、同一の所有者が同一の有価証券を1億円未満に分割して複数回の売付け勧誘を行い、告知義務を潜脱することを防止するため、有価証券の価額に関する通算規定を設ける。 ④ 外国証券売出しにより有価証券を売り付ける場合に必要となる「外国証券情報」の内容として、有価証券の種類ごとに当該有価証券及び発行者に関する情報を規定するほか、売付け後に外国証券情報を提供又は公表しなければならない場合として、一定の合併や倒産等の投資判断に重要な影響を及ぼす決定又は事実の発生があった場合等を規定する。 <p>【目的及び必要性】 投資家が投資判断に当たり必要とする情報を適正に開示することを義務づける法定開示制度の趣旨に照らし、本来開示が必要と思われる取引については法定開示義務を課す一方で、有価証券のクロスボーダー取引や複雑な取引が日常的に行われている有価証券取引の実務の現状を踏まえ、「有価証券の売出し」に係る開示規制の見直しを行う必要がある。</p>	
法令の名称・関連条項とその内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条、第13条の4、第13条の7 ② 企業内容等の開示に関する内閣府令第14条の14、第14条の15 ③ 証券情報の提供又は公表に関する内閣府令第12条、第15条、別表 等 	
想定される代替案	<p>「外国証券情報」の内容について、投資家保護を徹底するため、有価証券届出書と同様の詳細なものとするほか、売付け後に当該情報を提供又は公表しなければならない場合として、臨時報告書の提出事由（一定の合併や倒産等のほか、海外における有価証券の募集又は売出し、私募の有価証券の発行、親会社又は子会社の異動、重要な災害の発生、訴訟の提起又は解決、代表取締役の異動、株式公開情報の発生又は変更等）が発生した場合と同様とする。その他については、本案と同様とする。</p>	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	金融商品取引業者等が外国証券売出しを行う場合には、(法定開示よりも簡易な)外国証券情報の提供又は公表が義務付けられる。このため、金融商品取引業者等において、当該外国証券情報の作成及び提供又は公表に関する費用が発生する。	外国証券情報について、有価証券届出書と同様の詳細な情報の記載を求めるところから、金融商品取引業者等において作成費用が増加するほか、当該情報を提供又は公表しなければならない場合も多いため、当該情報の提供又は公表に伴う費用が増加する。
(行政費用)	外国証券売出しに係る外国証券情報の内容に虚偽記載等がある場合については刑事罰の対象とされていることから、当該情報の虚偽記載等に係る調査費用等が発生する。	外国証券売出しに係る外国証券情報の内容に虚偽記載等がある場合については刑事罰の対象とされており、当該情報の虚偽記載等に係る調査費用等が発生する。ただし、本案より詳細かつ多くの外国証券情報の提供又は公表がなされるため、上記費用がより多く発生する。
(その他の社会的費用)	特段の社会的費用は発生しない。	特段の社会的費用は発生しない。

規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	<p>投資家が投資判断に当たり必要な情報を適正に開示するとする法定開示制度の趣旨及び有価証券取引の実務を踏まえ、投資家が投資判断に必要な情報を入手することが可能な場合には法令開示を免除し（外国証券売出し）、外国証券情報の提供又は公表を義務付けていることから、適切に投資家保護が図られるとともに、多くの外国証券が国内において流通することが可能となり、有価証券取引の活発化につながる。</p>	<p>金融商品取引業者等が提供又は公表する外国証券情報の内容が詳細かつ充実したものとなり、また、当該情報の提供又は公表の頻度も多くなることから、投資家に多くの投資情報が提供され、より投資家保護が図られるとともに、有価証券取引の活発化につながる。ただし、金融商品取引業者等にとって、外国証券情報の提供又は公表による負担が大きいため、国内において流通する外国証券が限定されることが考えられ、有価証券取引の活発化の効果が限定されるおそれがある。</p>
<p>政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)</p>	<p>(費用と便益の関係の分析) 金融商品取引業者等が外国証券売出しを行う場合には、当該外国証券情報の作成及び提供又は公表に関する費用が発生する。 また、外国証券売出しに係る外国証券情報の内容に虚偽記載等がある場合については刑事罰の対象とされていることから、当該情報の虚偽記載等に係る調査費用等が発生する。 一方、投資家が投資判断に当たり必要な情報を適正に開示するとする法定開示制度の趣旨及び有価証券取引の実務を踏まえ、投資家が投資判断に必要な情報を入手することが可能な場合には法令開示を免除し（外国証券売出し）、外国証券情報の提供又は公表を義務付けていることから、適切に投資家保護が図られるとともに、有価証券取引の活発化が図られるといった大きな便益をもたらすものとなる。このような便益の増加というプラスの効果は、規制の遵守費用及び行政費用の発生というマイナスの効果を上回るものと考えられる。 (代替案との比較) 外国証券情報は、外国有価証券の売出しに当たり、投資家が容易に当該有価証券及びその発行者に関する情報並びに当該有価証券の売買価格情報を容易に取得することができ、法定開示と同様の情報の内容及び提供・公表頻度としなくとも十分に投資家保護が図られると考えられるものについて、外国有価証券の流通促進等の観点から、簡素な情報提供制度として設けるものである。一方、一般的には、金融商品取引業者等が提供する外国証券情報の内容が充実し、その提供・公表の頻度が増加することは、本案に比して投資家保護の充実が図られると考えられる。 しかしながら、代替案のように、外国証券情報の記載内容について有価証券届出書と同程度の詳細な情報を必要とするとともに、外国証券情報の提出・公表事由を臨時報告書の提出事由と同様とする場合には、本案に比べて遵守費用、行政費用とともに相当程度増加することになるため、金融商品取引業者等による外国有価証券の国内における流通が限定されるおそれがある。 以上のことから、代替案は規制の目的に比して多くの費用が発生し、便益の効果が限定されるおそれがあるといったマイナスの効果が大きいため本案によることが適當である。</p>	
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>		<p>規制の事前評価の結果を踏まえ、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令等の一部を改正した（公布：平成 21 年 12 月、施行：平成 22 年 4 月）。</p>

政策の名称	目論見書制度の見直し	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【内容】 投資信託受益証券の目論見書は、交付目論見書の記載内容を投資者の投資判断に極めて重要な事項のみとし、分かりやすく、読みやすいものとするとともに、請求目論見書の記載内容を有価証券届出書と同様とし、記載内容の充実を図る。 また、目論見書の電子交付については電子交付の利便性・利用促進を図るため、その要件である投資者の承諾の方法について、現行の「書面及び電磁的方法」に「電話その他の方法」を追加する。</p> <p>【目的及び必要性】 目論見書は、投資者の投資判断に必要な情報を適正に、正確に、かつ、分かりやすく提供する開示制度上の手段であり、投資者にとって読みやすく、利用しやすいものである必要がある。</p>	
法令の名称・関連条項とその内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業内容等の開示に関する内閣府令第23条の2、第23条の3 ・ 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第15条、第15条の2、第16条、第16条の2、第32条の2、第32条の3 ・ 外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令第18条の2、第18条の3 	
想定される代替案	目論見書の電子交付について、投資者の承諾を要件としないこととする。その他については、本案と同様とする。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	投資信託受益証券に係る交付目論見書の記載内容を投資者の投資判断に極めて重要な事項のみとする等の簡素化を図ることから、当該交付目論見書の分量が大幅に減少し、当該交付目論見書の作成に係る費用が大幅に減少する。 また、目論見書の電子交付についても、「電話その他の方法」による承諾を追加することにより、電子交付が促進され、目論見書の書面交付による紙面代等の費用が減少する。	本案と同様に、投資信託受益証券に係る交付目論見書の記載内容を投資者の投資判断に極めて重要な事項のみとする等の簡素化を図ることから、当該交付目論見書の分量が大幅に減少し、当該交付目論見書の作成に係る費用が大幅に減少する。 また、目論見書の電子交付については、投資者の承諾を要件としないことから電子交付が促進され、目論見書の書面交付による紙面代等の費用が大幅に減少する。
(行政費用)	特段の行政費用は発生しない。	本案と同様に、特段の行政費用は発生しない。
(その他の社会的費用)	特段の社会的費用は発生しない。	代替案では、目論見書の電子交付について、販売会社等は定められた方法により電子交付を行えば目論見書の交付義務を果たしたこととなる。しかし、電子交付を受けることについて投資者の承諾を要件としないことから、販売会社等は投資者の意思を確認せずに電子交付するため、投資者が目論見書の交付が電子交付により行われていることを認識せず、例えば、目論見書がホームページに掲載されていることに気づかない、又はメールで送付された目論見書を目論見書であると気づかず誤って削除してしまう等のおそれがある。この結果、投資者は目論見書の情報を入手しないまま投資判断を行うことにより投資者保護が損なわれるおそれがあると考えられる。
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	投資信託受益証券に係る目論見書について、交付目論見書の記載内容を投資者の投資判断に極めて重要な情報が投資者に	本案と同様の便益が生じると考えられる。

	<p>理解できるよう、簡潔に記載されたものとともに請求目論見書の記載内容を有価証券届出書と同様とし、開示内容の充実が図られることから投資信託受益証券に係る目論見書は今まで以上に投資者にとって分かりやすく、読みやすいものになると考えられる。</p> <p>また、目論見書の電子交付についても、投資者の承諾の方法として電話その他の方法による承諾を追加することにより、投資者の意思を確実に確認することを確保しつつ、より機動的に、かつ顧客の利便性を高め、併せて、販売会社に紙面代等の負担の軽減を通じて投資者の利益拡大が図られると考えられる。</p>
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>(費用と便益の関係の分析)</p> <p>本案については、投資信託受益証券に係る交付目論見書の記載内容を投資者の投資判断に極めて重要な情報が投資者に理解できるよう、簡潔に記載されたものとともに請求目論見書の記載内容を有価証券届出書と同様とし開示内容の充実を図ることにより、投資信託受益証券に係る目論見書が投資者にとって分かりやすく、読みやすいものとなる。また、交付目論見書の記載内容が簡素化され分量が少なくなることから、紙面代等の費用が大幅に減少される。</p> <p>目論見書の電子交付についても、投資者の承諾の方法として電話その他の方法による承諾を追加することにより、投資者の意思を確実に確認することを確保しつつ、より機動的に、かつ顧客の利便性を高め、併せて、販売会社の紙面代等の負担の軽減を通じて投資者の利益拡大が図られると考えられる。</p> <p>(代替案との比較)</p> <p>本案、代替案ともに、投資信託受益証券に係る交付目論見書については、投資判断に極めて重要な情報のみを記載することにより簡素化されることから、今まで以上に投資者にとって分かりやすく、読みやすいものになるとともに、紙面代等の費用が大幅に減少する。目論見書の電子交付については、代替案は投資者の承諾を要件としないことから、本案と比べ電子交付が促進される結果、紙面代等の遵守費用が減少すると考えられる。しかしながら、代替案は、投資者が目論見書の情報を入手しないまま、投資判断を行うおそれがあり投資者保護が損なわれるといった大きな社会的費用が発生するおそれがある。これらを総合的に勘案すると、本案による改正が適当である。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	規制の事前評価の結果を踏まえ、企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正した（公布：平成 21 年 12 月、施行：平成 22 年 4 月）。

政策の名称	金融商品取引法上の開示規制の適用除外とされるみなし有価証券の追加	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【内容】 法定開示の適用除外とされるみなし有価証券に、金融商品取引業者等の通貨関連デリバティブ取引等に係る金銭信託の受益権（金融商品取引業等に関する内閣府令第143条第1項第1号に定める金銭信託に係る信託の受益権）を追加する。</p> <p>【目的及び必要性】 法律上、金融商品取引業者等が通貨関連デリバティブ取引等について、顧客から預託を受けた金銭を、自己の固有財産と区分して管理する場合の金銭信託の元本の受益者は、当該通貨関連デリバティブ取引等に係る顧客とされており（金融商品取引業等に関する内閣府令第143条の2第1項第1号）、当該金銭信託の受益権が一般的に流通することが想定し難いにも関わらず、法定開示の適用対象とされ、法定開示規制が過度な負担となっているため、開示規制の適用範囲を見直す必要がある。 また、金融商品取引業者等の有価証券関連デリバティブ取引について、顧客から預託を受けた金銭を自己の固有財産と区分して管理する場合の金銭信託の受益権が、法定開示の適用除外とされていることとの規制の整合性を図る必要がある。</p>	
	<p>法令の名称・関連条項とその内容 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第1条の4</p>	
想定される代替案	法定開示の適用除外とされるみなし有価証券に、金融商品取引業者等の通貨関連デリバティブ取引等に係る金銭信託の受益権に加え、当該取引等以外のデリバティブ取引等に係る金銭信託の受益権を追加する。	
規制の費用	<p>費用の要素</p> <p>(遵守費用) 金融商品取引業者等の通貨関連デリバティブ取引等に係る金銭信託の受益権が法定開示の適用除外となることから、法定開示の規制を遵守するための費用が減少する。</p> <p>(行政費用) 法定開示の適用除外となる金融商品取引業者等の通貨関連デリバティブ取引等に係る金銭信託の受益権が法定開示の適用除外となることから、開示書類の受理業務に係る行政費用が減少する。</p> <p>(その他の社会的費用) 金融商品取引業者等の通貨関連デリバティブ取引等に係る金銭信託の受益権については、元本の受益者が顧客であり、一般的に流通性がなく、開示規制の適用除外としても、一般投資家の保護が損なわれるといった社会的費用が発生するおそれはない。</p>	<p>代替案の場合</p> <p>金融商品取引業者等の通貨関連デリバティブ取引等に係る金銭信託及び当該取引等以外のデリバティブ取引等に係る金銭信託の受益権が法定開示の適用除外となることから、法定開示の規制を遵守するための費用が減少する。</p> <p>法定開示の適用除外となる金融商品取引業者等の通貨関連デリバティブ取引等に係る金銭信託の受益権及び当該取引等以外のデリバティブ取引等に係る金銭信託の受益権が法定開示の適用除外となることから、開示書類の受理業務に係る行政費用が減少する。</p> <p>通貨関連デリバティブ取引等以外のデリバティブ取引等に係る金銭信託の受益権を一律に法定開示の適用除外とした場合には、当該受益権に含まれ得る流通性の高い受益権についても法定開示の適用除外となり、情報が投資家に提供されなくなってしまうため、一般投資家の保護が損われるといった社会的費用が発生するおそれがない。</p>
規制の便益	<p>便益の要素</p> <p>法定開示に係る負担がなくなるため、金融商品取引業者等の通貨関連デリバティブ取引等に係る金銭信託に係る信託財産が増加されることとなる。</p>	<p>代替案の場合</p> <p>法定開示に係る負担がなくなるため、金融商品取引業者等の通貨関連デリバティブ取引等に係る金銭信託及び当該取引等以外のデリバティブ取引等に係る金銭信託における信託財産が増加されることとなる。</p>
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>(費用と便益の関係の分析)</p> <p>金融商品取引業者等の通貨関連デリバティブ取引等に係る金銭信託の受益権については、法定開示の適用除外となることにより、遵守費用及び行政費用の削減につながる。また、当該金銭信託の受益権については、元本の受益者が顧客であることが必要とされ流通性がないと考えられるため、当該規制緩和により一般投資家の保護が損なわれるといった社会的費用が発生するおそれもない。</p>	

	<p>規制の便益については、金融商品取引業者等の通貨関連デリバティブ取引等に係る金銭信託に係る信託財産が増加することにより増大すると考えられる。</p> <p>(代替案との比較)</p> <p>遵守費用と行政費用は、本案に比べ減少するものと考えられる。また、規制の便益についても、本案に比べ増加するものと考えられる。</p> <p>しかしながら、代替案においては、通貨関連デリバティブ取引等以外のデリバティブ取引等に係る金銭信託の受益権について、流通性の高いものが含まれていた場合でも、法定開示の適用除外となるため、投資家の投資判断に必要な情報が、正確かつ公平に開示されなくなるといった弊害が生じ、法定開示規制の主たる目的である投資者の保護を実現できなくなるという社会的費用が発生するおそれがある。</p>
政策評価の結果の 政策への反映状況	規制の事前評価の結果を踏まえ、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正した（公布：平成 21 年 12 月、施行：平成 22 年 4 月）。

政策の名称	前払式支払手段に係る制度整備	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的及び必要性】 前払式証票規制法においては、払戻手続に関する手続がないほか、発行者に対する情報の安全管理措置等についての定めがなく、利用者の安全かつ適正な前払式証票の利用を担保する上で十分であるかどうかの問題がある。また、権利実行手続の主体が財務局のみであり、利用者に対する適正・迅速な還付及び行政費用抑制の観点から検討の余地がある。</p> <p>【内容】 前払式支払手段の安全かつ適正な利用という目的を達成するため、資産保全方法及び内容をより充実させ、発行者に対する情報の安全管理義務及び発行者の払戻手続を規定し、さらには、権利実行手続を行う主体である財務局が、権利実行手続の全部又は一部を銀行、信託会社、破産管財人等の民間の者（以下「権利実行事務代行者」という。）に委託できることとする。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	資金決済に関する法律施行令案第8条、第10条、第12条 前払式支払手段に関する内閣府令第9条～第12条、第14条～第16条、第20条～第22条、第30条、第34条、第39条、第41条から第47条、第49条、第51条、第53条
想定される代替案	権利実行手続について、権利実行事務代行者に限らず、誰（以下「一般人」という。）に対しても委託できることとする。なお、その他の事項は本案と同様とする。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	資産保全の方法として信託契約を選択した場合に発行者が信託会社に対して支払う手数料や、情報安全管理措置にかかる費用が発生する。	本案の場合と同様の費用が発生する。
(行政費用)	権利実行事務代行者に対して支払う費用（手数料）が発生する。	一般人に対して支払う費用（手数料）が発生する。
(その他の社会的費用)	新たな費用は発生しない。	一般人は、権利実行手続に係る前払式支払手段発行者の資産状況について適切に把握できるか不明であることから、発行保証金の還付を適切に行えず、利用者保護が図られないという社会的費用が発生する可能性が高い。
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	権利実行事務代行者として銀行、破産管財人等を規定することにより、利用者に対する配当のノウハウを有している者による効率的な権利実行手続が可能となる。資産保全において満たすべき要件や払戻手続、情報安全管理措置等を規定することにより、前払式支払手段の利用者保護が図られる。	資産保全において満たすべき要件や払戻手続、情報安全管理措置等を規定することにより、前払式支払手段の利用者保護が一定程度図られる。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>(1) 費用と便益の関係 本案の場合、権利実行事務代行者において、その行う権利実行手続に関し費用が発生し、また、行政機関が権利実行事務代行者に対して支払う費用が発生するが、他方、利用者への効率的な権利実行手続が確保され、利用者保護に資することとなる。このような便益の増加は、新たな遵守費用や行政費用の発生というマイナスの効果を上回るものである。</p> <p>(2) 代替案との比較 遵守費用について、本案と代替案は同様の費用が発生する。 本案においては新たな社会的費用は発生しない一方、代替案においては、一般人は、権利実行手続に係る前払式支払手段発行者の資産状況について適切に把握できるか不明であることから、発行保証金の還付を適切に行えず、利用者保護が図られないという社会的費用が発生する可能性が高い。 他方、本案においては、権利実行事務代行者として銀行、破産管財人等を規定することにより、利用者に対する配当のノウハウを有している者による効率的な権利実行手続が可能となるという便益が発生し、その効果は代替案を上回る。</p>	

	以上より、代替案より本案が優ると考えられる。
政策評価の結果の政策への反映状況	規制の事前評価の結果を踏まえ、資金決済に関する法律施行令及び前払式支払手段に関する内閣府令を制定した（公布：平成 22 年 3 月、施行：平成 22 年 4 月）。

政策の名称	資金移動に係る制度整備	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的及び必要性】 銀行による為替取引は安全で確実である一方、利用者の利便性は必ずしも高くなないと指摘されている。インターネット取引の普及等の情報通信技術の発達を受け、主として個人が行う少額の為替取引について、銀行以外の者による、より安価で便利なサービスの提供を求める需要が高まっている。資金決済法では、このような需要を受け、少額の為替取引を行う者として新たに資金移動業を創設したものであるが、資金移動業が、上記のとおり重要な社会インフラである為替取引を行うものであることから、為替取引の確実な遂行を確保し、もって利用者保護に資するべく、所要の規制を行う必要がある。</p> <p>【内容】 安価で便利な資金移動サービスを整備しつつ、為替取引の確実な遂行を確保するという目的のために、資金移動業者が行うことができる為替取引の額を定めるほか、資産保全すべき金額（履行保証金）の算定方法、資産保全の方法、情報の安全管理措置、資金移動業を委託する際の措置、報告義務、業者の破綻時などの際の利用者に対する還付手続である権利実行手続等必要な制度整備を行う。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	資金決済に関する法律施行令案第2条、第16条、第18条 資金移動業者に関する内閣府令第2条から第6条まで、第10条、第11条、第14条、第18条、第22条、第23条から第36条まで、第39条
想定される代替案	権利実行手続について、権利実行事務代行者に限らず、誰（以下「一般人」という。）に対しても委託できることとする。なお、その他の事項は本案と同様とする。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	資産保全の際に資金移動業者が要する費用、情報安全管理措置にかかる費用、資金移動業に係る委託先に対する指導を適切に行うための費用が発生する。	本案の場合と同様の費用が発生する。
(行政費用)	権利実行事務代行者に対して支払う費用（手数料）が発生する。	一般人に対して支払う費用（手数料）が発生する。
(その他の社会的費用)	新たな費用は発生しない。	一般人は、権利実行手続に係る資金移動業者の資産状況について適切に把握できるか不明であることから、履行保証金の還付を適切に行えず、利用者保護が図られないという社会的費用が発生する可能性が高い。
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	権利実行事務代行者として銀行、信託会社、破産管財人等を規定することにより、債権者に対する配当のノウハウを有している者による効率的な権利実行手続が可能となる。また、資産保全において満たすべき要件や情報安全管理措置、利用者の保護等に関する措置を規定することにより、適正な資金移動業の遂行や利用者保護が期待される。	資産保全において満たすべき要件や情報安全管理措置、利用者の保護等に関する措置を規定することにより、適正な資金移動業の遂行や一定程度の利用者保護が期待される。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>(1) 費用と便益の関係 本案の場合、権利実行事務代行者において、その行う権利実行手続に関し費用が発生し、また、行政機関が権利実行事務代行者に対して支払う費用が発生するが、他方、利用者への効率的な権利実行手続が確保され、利用者保護に資することとなる。このような便益の増加は、新たな遵守費用や行政費用の発生というマイナスの効果を上回るものである。</p> <p>(2) 代替案との比較 遵守費用について、本案と代替案は同様の費用が発生する。本案においては新たな社会的費用は発生しない一方、代替案においては、一般人は、権利実行事務代行者による資金移動業者の資産状況について適切に把握できるか不明であることから、履行保証金の還付を適切に行えず、利用者保護が図られないという社会的費用が発生する可能性が高い。他方、本案においては、権利実行事務代行</p>	

	者として銀行、信託会社、破産管財人等を規定することにより、債権者に対する配当のノウハウを有している者による効率的な権利実行手続が可能となるという便益が発生し、その効果は代替案を上回る。 以上より、代替案より本案が優ると考えられる。
政策評価の結果の 政策への反映状況	規制の事前評価の結果を踏まえ、資金決済に関する法律施行令及び資金移動業者に関する内閣府令を制定した（公布：平成 22 年 3 月、施行：平成 22 年 4 月）。

政策の名称	ソルベンシー・マージン比率の算出基準の見直し	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【内容】 リスク量を算出する際のリスク係数について、基礎データを最近の金融市場実勢に適合させるとともに、信頼水準を90%から95%に引き上げを実施するもの。また、昨年10月の大和生命の破綻や、昨年秋以降の金融危機の教訓等を踏まえ、ソルベンシー・マージン比率の信頼性にかかる一層の向上の観点から、マージン（資本）算入の厳格化及び証券化商品、CDS取引、金融保証保険のリスク係数の厳格化等を実施するもの。</p> <p>【目的及び必要性】 ソルベンシー・マージン比率については、保険会社のリスク管理の高度化や財務体質の強化を図る観点から、ソルベンシー・マージン比率の算出基準等に関する検討チームを設けて見直しの検討が行われた。さらに、昨年10月の大和生命の破綻や、昨年秋以降の金融危機の教訓等を踏まえた対応をする必要が生じていた。したがって、ソルベンシー・マージン比率に対するより一層の信頼性の向上を図るために、マージンの算入及びリスク測定の厳格化を図る必要がある。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	保険業法施行規則第66条、第79条の2、第80条、第86条、第87条、第161条、第162条、第190条 平成8年大蔵省告示第50号
想定される代替案	リスク係数の信頼水準を95%に引き上げるもの、マージン算入の厳格化は行わない。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	保険会社が新しい算出方法を社員に対して周知するための研修費等の事務費用及び新しい算出方法に対応するためのシステム対応費用等の負担が生じる。	本案に同じ
(行政費用)	新しい算出方法を当局職員に対して周知するための研修費等の事務費用及び新しい算出方法に対応するためのシステム対応費用等の負担が生じる。	本案に同じ
(その他の社会的費用)	特に無い。	マージン参入の厳格化を行わないことは、負債である責任準備金の一部（保険料積立金等余剰部分）を無制限にマージン算入することになり、実態以上にソルベンシー・マージン比率が増加し、昨年10月の大和生命の破綻の教訓が生かされないことから、ソルベンシー・マージン比率に対する保険契約者の信頼回復に繋がらず、もし、そのままの状態を放置すれば、保険業界全体の信頼性がより損なわれるといった悪影響を及ぼすおそれがある。
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	マージン算入の厳格化や、リスク係数の算出の基礎となるデータを最近の金融市場実態に適合させることにより、ソルベンシー・マージン比率に対する信頼性の向上が図られる。また、本案により、規制上のリスク計測が厳格化されることにより、保険会社のリスク感応度が高まり、リスク管理の強化・高度化に繋がる。	規制上のリスク計測が厳格化されることにより、保険会社のリスク感応度が高まり、リスク管理の強化・高度化に繋がる。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	本案と現行を比べた場合、費用については本案の方がシステム対応費用等の負担が生じるもの、便益については本案の方がソルベンシー・マージン比率に対する保険契約者の信頼性の向上及びリスク管理の高度化が促されると考えられる。このような便益の増加は、ひいては保険会社の信頼性向上につながるものであり、新たな遵守費用や行政費用の発生というマイナスの効果を上回ると考えられる。 また、本案と代替案を比べた場合、システム対応費用等に差異はないものの、便益については本案の方が負債である責任準備金の一部（保険料積立金等余剰部分）に対してマージンの算入制限を行うことから、より保険会社の実態を現したソルベ	

	<p>ンシー・マージン比率となり、ソルベンシー・マージン比率に対する保険契約者の信頼性が向上する。さらに、代替案については、過去の破綻事例の教訓が生かされていないことから、ソルベンシー・マージン比率に対する保険契約者の信頼回復に繋がらず、もし、そのままの状態を放置すれば、保険業界全体の信頼性がより損なわれるといった悪影響を及ぼすおそれがあると考えられる。</p> <p>以上より、代替案より本案が優ると考えられる。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	規制の事前評価の結果を踏まえ、保険業法施行規則等の一部を改正する予定。

政策の名称	コーポレート・ガバナンスの強化に向けた開示の充実	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【内容】 臨時報告書の記載内容として、株主総会における各議案ごとの議決権行使結果（得票数等）を追加する。その際、賛成等の議決権数に株主総会に出席した株主の議決権数の一部を加算しなかった場合にはその理由（可決要件を満たす根拠となった事項（例えば、事前行使分のみで過半数となったことや事前行使分及び大株主による当日行使分（代理権行使含む。）を集計した結果、過半数となったこと等））等の記載を義務付ける。</p> <p>【目的及び必要性】 現在、株主総会議案の議決権行使結果については、任意に適時開示する上場会社も存在するが開示の程度は様々であり、特に役員選任議案について個別の賛否の票数等は開示されないことが大半である。また、金融商品取引法上の法定開示においても、株主総会議案の議決権行使結果の公表について特段規定されていない。 株主に対する説明責任を果たすという観点から、上場会社等における株主総会の各議案ごとの議決権行使結果（得票数等）が開示されることで、株主の意思が明確化され、また、市場を通じた経営陣に対する望ましい牽制効果を期待することができる。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項
想定される代替案	臨時報告書の提出内容として、株主総会における各議案ごとの議決権行使結果（得票数等）を追加する。その際、株主総会当日分を含めた各議案ごとの全ての得票数の内訳の記載を義務付ける。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	対象企業においては、現在でも可決要件を満たす根拠となった事項の確認（例えば、事前行使分のみで過半数となったことや事前行使分及び大株主による当日行使分（代理権行使含む。）を集計した結果、過半数となったこと等）は行っており、新規の費用負担は特段発生しない。なお、法定開示書類である臨時報告書の作成に要する費用は発生する。	対象企業において、株主総会における各議案ごとの議決権行使の状況について、株主総会当日の採決の義務付け及び当該採決の結果としての得票数を全て集計するといった新たな事務負担が発生するほか、法定開示書類である臨時報告書の作成に要する費用が発生する。
(行政費用)	法定開示書類である臨時報告書の受理業務に係る行政費用が発生する。	(本案と同様)
(その他の社会的費用)	特段の社会的費用は発生しない。	(本案と同様)
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	上場会社等の株主の意思が明確化されることにより、市場を通じた経営陣への牽制効果が期待できることから上場会社等に対するコーポレート・ガバナンスの充実・強化が図られる。	(本案と同様)
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>(費用と便益の関係の分析) 対象企業における事務負担の増加等の規制の費用が発生する可能性があるが、開示の充実により、我が国の上場企業等におけるコーポレート・ガバナンスの水準が向上し、我が国資本市場に対する投資者の信頼が確保されるといった便益をもたらすこととなる。このような規制の便益の増加というプラスの効果は、規制の費用の増加というマイナスの効果を上回るものと考えられる。</p> <p>(代替案との比較) 株主総会の各議案については、基本的に可決要件を満たすことが事前に確認できれば当日の採決行為がなくても決議は成立するため、実務的には、当日出席株主の賛否の数を確定していない場合が多い。そのため、代替案は、対象企業に採決行為を強制するといった義務を課すものであり、また、当日出席の株主の賛否の数を全て確定するための事務処理負担を課すことになる点で技術的及び人員的に相当な遵守費用が発生すると考えられる。</p> <p>なお、通常、事前行使分及び大株主による当日行使分（代理権行使含む。）にか</p>	

	<p>かる議決権数は全出席株主の議決権数に対して高い割合を占めており、可決要件を満たす根拠となった事項として、これらの事項及び行使議決権数の状況を開示することでも十分意味のある情報提供になると考えられるところ、当該開示は本案において行われることから、あえて代替案のように、当日の全ての投票数の集計までを求める必要はないと考えられる。</p> <p>したがって、代替案は本案に比べ規制の費用の増加というマイナスの効果が大きくなることから、本案によることが望ましいと考えられる。</p>
政策評価の結果の 政策への反映状況	規制の事前評価の結果を踏まえ、企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正した（施行：平成 22 年 3 月）。

政策の名称	店頭デリバティブ取引等に関する清算機関の利用義務付け	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【内容】 我が国の資本市場に重大な影響を及ぼすおそれがある一定の店頭デリバティブ取引等について、清算機関の利用を義務付ける。 具体的には、①取引規模の大きい取引（現状においては、具体的には、金利スワップのプレーンバニラ型を想定）については、国内清算機関への清算集中、国内清算機関と外国清算機関が連携して清算を行う方式による清算集中、外国清算機関の直接参入による清算集中のいずれかの方式による清算集中を義務付け、②我が国法制下での執行と密接に関連し、一定の取引規模がある取引（具体的には、当面は、CDSの指標取引のうちiTraxx Japanを想定）については、国内清算機関への清算集中を義務付ける。 なお、国内清算機関と外国清算機関が連携して清算を行う方式については認可制、外国清算機関の直接参入については免許制とした上で、国内清算機関の参入、国内清算機関と外国清算機関が連携して清算を行う方式による参入、外国清算機関の直接参入における免許等の審査基準として、清算機関が行う値洗い等の決済リスクの極小化措置に係る執行・運営体制の整備等、所要の制度整備を行う。</p> <p>【現状】 店頭デリバティブ取引等については、清算機関の利用が義務付けられていない。</p> <p>【問題点】 店頭デリバティブ取引等について、金融機関において膨大な相対取引が行われている中、市場の透明性が欠如しているとの指摘や、リスク評価が必ずしも適正に行われていない等の指摘がある。 このような中、今次の金融危機時に、金融機関において、個別の取引者の破綻等の懸念により、店頭デリバティブ取引等に係る決済を履行できないリスク（カウンターパーティー・リスク）への懸念が深刻化するとともに、金融機関の連鎖破綻（システムミック・リスク）の懸念が表面化した。</p> <p>【目的及び必要性】 相対で行われている店頭デリバティブ取引等のカウンターパーティー・リスクの顕在化が金融市场全体のリスクの顕在化に波及することを抑止する等の観点から、我が国の市場に重大な影響を及ぼすおそれのある一定の店頭デリバティブ取引等について、清算機関の利用を義務付けることによって、店頭デリバティブ取引等の決済の安定性の向上を図る必要がある。</p>	
法令の名称・関連条項とその内容	金融商品取引法第156条の3第2項第7号、第156条の4第1項第4号、第156条の7第2項第7号、第156条の15、第156条の16、第156条の20の2、第156条の20の3、第156条の20の4、第156条の20の5、第156条の20の6、第156条の20の7、第156条の20の8、第156条の20の9、第156条の20の10、第156条の20の11、第156条の20の12、第156条の20の13、第156条の20の14、第156条の20の15、第156条の20の16、第156条の20の17、第156条の20の18、第156条の20の19、第156条の20の20、第156条の20の21、第156条の20の22、第156条の62	
想定される代替案	我が国において、取引規模の大きい店頭デリバティブ取引（現状においては、具体的には、金利スワップのプレーンバニラ型）のみならず、我が国法制下での執行と密接に関連し、一定の取引規模がある取引（具体的には、当面は、CDSの指標取引のうちiTraxx Japanを想定）についても、国内清算機関への清算集中に加えて、国内清算機関と外国清算機関が連携して清算を行う方式による清算集中、外国清算機関の直接参入による清算集中のいずれかの方式による清算集中を義務付ける。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	金融機関が、一定の取引について、清算機関の利用を義務付けられることになり、清算機関利用のための手数料支払、書類作成等の費用が発生する。	本案と同様の費用が発生する。
(行政費用)	国内清算機関と外国清算機関との連携に係る認可審査や、直接参入する外国清算機関の免許審査を含む清算機関に対する監督業務に伴う費用に加え、清算集中義務の対象となる金融商品取引業者等による	本案と同様の費用が発生する。

	義務履行の監督に伴う費用が発生する。	
(その他の社会的費用)	その他の社会的費用は発生しない。	<p>我が国法制下での執行と密接に関連し、一定の取引規模がある取引についても、国内清算機関への清算集中以外の方式を認めた場合、デリバティブ取引の取引関係が国際的に構築されているという実態下において、我が国市場関係者のデリバティブ取引の清算に際し、外国清算機関を利用するケースが発生することが、予想される。そうした外国清算機関を利用するケースにおいては、我が国企業を参照するCDSのように我が国での企業の破綻要件と密接に関連している取引の、清算要件（企業が破綻したか）の認定に関し、我が国の倒産法制等の実情に照らした適切な認定が行われない事例が生じる可能性がある。</p> <p>その結果、我が国倒産法制等に照らせばCDSの清算を行う必要がないと市場関係者が予期していたところ、突然清算を強いられることとなる懸念や、逆にCDSの清算が行われると市場関係者が期待していたにもかかわらず、清算が行われないという懸念が生じ、我が国CDS市場の決済の安定性が損なわれ、我が国企業を参照するCDSについて決済リスクが高まるおそれがある。この場合、我が国企業を参照企業とするCDSを保有している我が国の金融機関のカウンターパーティリスクをも高めるおそれがある。</p> <p>さらに、我が国の法制下においては未だ倒産していない企業について、CDSの清算上は破綻したとの認定が行われた場合、CDS保有者以外の当該企業の債権者（貸出金融機関、一般債権者等）において、当該企業を倒産したものとして取扱う等の動きを招きかねず、広く当該企業のステークホルダーにも混乱をもたらすおそれがある。</p>
規制の便益	<p>便益の要素</p> <p>清算集中に係る制度整備を行うことにより、店頭デリバティブ取引等のカウンターパーティ・リスクの顕在化抑止、個別金融機関の破綻による危機の伝播の遮断、清算機関等による値洗いや担保管理を通じた市場全体のリスク管理の適正化などが確保される。加えて、我が国企業を参照企業とするCDSにおいて、清算要件の認定は、我が国倒産法制等の実情に照らした適切な扱いを受けることとなり、店頭デリバティブ取引等の取引相手方の破綻リスクの顕在化が、市場全体のリスクの顕在化に波及することの抑止となるなど、決済の安定性の向上を図ることができる。</p>	<p>代替案の場合</p> <p>清算集中に係る制度整備を行うことにより、店頭デリバティブ取引等のカウンターパーティ・リスクの顕在化抑止、個別金融機関の破綻による危機の伝播の遮断、清算機関等による値洗いや担保管理を通じた市場全体のリスク管理の適正化などが一定程度確保され、決済の安定性の向上を図ることができる。</p>
政策評価の結果	<p>(費用と便益の関係の分析)</p> <p>本案については、今般の改正により、遵守費用及び行政費用が新たに発生するこ</p>	

<p>(費用と便益の関係の分析等)</p>	<p>となる。</p> <p>しかし、本案によって、清算集中に係る制度整備とともに、我が国企業を参照するCDSについて、清算要件の認定が我が国倒産法制等に即して行われることにより、決済の安定性・透明性の向上を図ができるという便益をもたらし、新たな費用の発生というマイナスの効果を上回ると考えられる。</p> <p>(代替案との比較)</p> <p>遵守費用については、本案と代替案で大きな差はないが、行政費用の点については、本案に比べ、我が国法制下での執行と密接に関連し、一定の取引規模がある取引について、国内清算機関と外国清算機関による連携に係る認可審査や、直接参入する外国清算機関の免許審査に対する監督業務に伴う費用がより多く発生する。また、その他の社会的費用については、代替案では、我が国CDS市場の決済の安定性が損なわれ、我が国企業を参照するCDSについて決済リスクが高まるおそれがあるほか、広く当該企業のステークホルダーにも混乱をもたらすおそれがあり、多大な社会的費用が発生するおそれがある。CDSの清算集中は、清算機関に取引を集中することにより、取引の決済リスクやカウンターパーティリスクを軽減することを目的としているにもかかわらず、以上のようにCDS市場及び取引参加者に混乱を生じることは、清算集中の意図に反する。その点において、本案では、我が国企業を参照するCDSについては、清算要件の認定が我が国倒産法制等に即して行われることにより、代替案と比較して、決済の安定性の一層の向上を図ることが可能となる。</p> <p>従って、我が国法制下での執行と密接に関連し、一定の取引規模がある取引（具体的には、当面は、CDSの指標取引のうち iTraxx Japan を想定）については、国内清算機関への清算集中を義務付ける本案が適当と考えられる。</p>
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>規制の事前評価を踏まえ、「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した（平成 22 年 3 月）。</p>

政策の名称	国内清算機関の基盤強化	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【内容】 国内清算機関の基盤強化を図るため、資本金規制を導入するとともに、主要株主規制として、議決権の5%超を保有した者に対する届出義務に加え、原則、議決権の20%以上を保有しようとする者に対する認可制を導入する。</p> <p>【現状】 国内清算機関には、資本金規制及び主要株主規制が義務付けられていない。</p> <p>【問題点】 一定の店頭デリバティブ取引等について、国内清算機関の利用の義務付けにより、国内清算機関は、金融商品取引業者等が行う当該取引について、決済リスクを集中的に引き受け、履行の保証を行うこととなり、システム上重要なインフラとなる。しかしながら、財務基盤が脆弱であることにより決済の履行の保証に悪影響を与えるおそれがあることや特定の大株主がその業務運営に不当な影響力を行使するおそれを防止する制度が整備されていない。</p> <p>【目的及び必要性】 危機の伝播を遮断する役割を担うシステム上重要なインフラである国内清算機関の性質上、財務基盤を強化し、また業務運営に不当な影響力が行使されることを防止する必要がある。</p>	
法令の名称・関連条項とその内容	金融商品取引法第156条の5の2、第156条の5の3、第156条の5の4、第156条の5の5、第156条の5の6、第156条の5の7、第156条の5の8、第156条の5の9、第156条の5の10、第156条の5の11、第156条の12の3	
想定される代替案	国内清算機関の基盤強化を図るため、資本金規制を導入するとともに、主要株主規制として、議決権の5%超を保有した者に対する届出義務を導入する。なお、議決権の20%以上を保有しようとする者に対する認可制は導入しない。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	資本金規制によって、国内清算機関は、免許申請時に予め一定の資本金を備えるための費用が発生するとともに、既存の清算機関については、資本金が不足する場合は、増資等に伴う費用が発生する。また、議決権の5%超を保有した者は、届出に伴う費用、議決権の20%以上を保有しようとする者には、認可申請に伴う費用が発生する。	資本金規制によって、国内清算機関は、免許申請時に予め一定の資本金を備えるための費用が発生するとともに、既存の清算機関については、資本金が不足する場合は、増資等に伴う費用が発生する。議決権の5%超を保有した者は、届出に伴う費用が発生する。
(行政費用)	資本金規制遵守確認のための報告の微取及び立入検査、対象議決権保有届出書の提出者に対する届出書の受理業務及び検査、議決権の20%以上の保有に係る認可審査等に伴う費用が発生する。	資本金規制遵守確認のための報告の微取及び立入検査、対象議決権保有届出書の提出者に対する届出書の受理業務及び検査等に伴う費用が発生する。
(その他の社会的費用)	その他の社会的費用は発生しない。	特定の大株主により、国内清算機関の運営に不当な影響力が行使された場合に、清算参加者や取扱商品の範囲等について恣意的に決定されるおそれがあり、国内清算機関が、市場のインフラとしての役割を十分に果たすことができなくなる懸念がある。
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	システム上重要なインフラである国内清算機関の財務基盤の強化を図り、危機の伝播の遮断に資する。加えて、議決権の5%超の保有者の把握が可能となるとともに特定の大株主によって、清算機関の運営に不当な影響力が行使されることを防止することができる。	システム上重要なインフラである国内清算機関の財務基盤の強化を図り、危機の伝播の遮断に資するとともに、議決権の5%超の保有者の把握が可能になる。

政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>(費用と便益の関係の分析) 本案については、遵守費用と行政費用が新たに発生することになる。 しかし、主要株主規制、資本金規制の導入により、システム上重要なインフラである国内清算機関の基盤を強化し、危機の伝播の遮断に資することによるプラスの効果は、新たな費用の発生によるマイナスの効果を上回るものと考えられる。</p> <p>(代替案との比較) 遵守費用と行政費用については、議決権の20%以上を保有しようとする者の認可申請に伴う費用の分だけ、代替案より本案の方が高い。 しかし、代替案では、議決権の20%以上を保有しようとする者に対して認可を不要とした場合、①特定の大株主に対して、認可権に基づく当局による継続的な監視等ができないこととなり、②特定の大株主により、国内清算機関の運営に不当な影響力が行使され、国内清算機関が、市場のインフラとしての役割を十分に果たすことができなくなる懸念があり、認可申請に伴う遵守費用・行政費用を上回る社会的費用が発生する可能性がある。また、便益についても、本案に比べ限定的であると考えられる。 従って、議決権の5%超を保有した者に対する届出義務に加え、議決権の20%以上を保有しようとする者に対して認可を義務付ける本案が適当と考えられる。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	規制の事前評価を踏まえ、「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した（平成22年3月）。

政策の名称	店頭デリバティブ取引等に関する取引情報の保存・報告制度の創設	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【内容】 清算機関及び金融商品取引業者等に対して取引情報の保存、当局への報告を義務付ける。 加えて、取引情報蓄積機関制度を整備するとともに、金融商品取引業者等は、自らによる保存、当局への報告に代わり、取引情報蓄積機関による取引情報の保存、当局への提出を選択できる制度の整備を行う。</p> <p>【現状】 店頭デリバティブ取引等に関する取引情報を、我が国当局が金融商品取引業者等から取得し、取引関係の実態を把握することができない。</p> <p>【問題点】 我が国当局が店頭デリバティブ取引等に関する取引情報を取得し、取引関係の実態を把握することができなければ、今次のような金融危機時に、市場の透明性が欠如し、監督当局において必要な対応を図ることができない。</p> <p>【目的及び必要性】 当局による店頭デリバティブ取引等に係る平時のモニタリングを強化し、危機時における迅速・適切な対応を可能とするため、また、当局が一部の情報を市場に提供することで、市場の透明性・予見可能性を高めることを可能とするため、我が国当局が十分に取引情報を取得し、取引実態の把握を行う必要がある。</p>	
法令の名称・関連条項とその内容	金融商品取引法第156条の63、第156条の64、第156条の65、第156条の66、第156条の67、第156条の68、第156条の69、第156条の70、第156条の71、第156条の72、第156条の73、第156条の74、第156条の75、第156条の76、第156条の77、第156条の78、第156条の79、第156条の80、第156条の81、第156条の82、第156条の83、第156条の84	
想定される代替案	取引情報の保存等について、清算機関及び金融商品取引業者等に対する保存、当局への報告の義務付けや、取引情報蓄積機関制度の創設を行わず、自主規制機関による取組みに委ねる。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	清算機関、金融商品取引業者、取引情報蓄積機関等による取引情報の保存に伴うシステムの整備・運用等の費用、当局への報告に伴う事務作業等の費用が発生する。また、金融商品取引業者等が取引情報蓄積機関を利用する場合には、当該機関利用のための手数料支払の費用が発生する。	自主規制機関において、会員である金融商品取引業者等が取引情報の保存や自主規制機関への報告を適切に行うための自主ルールの整備や、実施状況の監視等に伴う費用、金融商品取引業者等から報告を受けるためのシステム整備・運用等の費用が発生する。 また、自主的な取組みが行われている範囲で、金融商品取引業者等による取引情報の保存に伴うシステムの整備・運用等の費用、自主規制機関への報告に伴う事務作業等の費用が発生する。
(行政費用)	清算機関、金融商品取引業者、取引情報蓄積機関等からの報告を受けるためのシステム整備・運用等の費用が発生する。また、保存・報告義務違反や虚偽記載等に対する措置のための検査・監督に伴う費用が発生する。	自主的な取組みが機能せず、市場のリスクが顕在化した場合には、その是正のため検査・監督を行う費用が発生する。
(その他の社会的費用)	その他の社会的費用は発生しない。	取引情報の保存・報告は、制度的監督の下にない任意での枠組みとなるため、報告する情報の内容、形式、報告の頻度などについて、当局の監督が及ばない。そのため、当局において市場のリスク要因の特定等に支障をきたす結果、店頭デリバティブ取引等に係る決済リスクへの懸念が顕在化した際に、金融機関の連鎖破綻（システムリスク）につながる前に当局による

		<p>適切・迅速な対応をとことができなくなる可能性がある。</p> <p>加えて、G20においては、各国当局は店頭デリバティブ取引の情報を取引情報蓄積機関に報告することが合意されており、国際的に、この合意を踏まえた制度整備に向けた取組みが求められている中で、我が国においてこうした制度整備が行われない場合、海外当局との情報交換などの国際的な当局間の連携に支障をきたすおそれがある。</p>
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	<p>当局が一部の情報を市場に提供することで、市場の透明性・予見可能性を高め、店頭デリバティブ取引等に係る決済リスクへの懸念の軽減に資すると考えられる。また、当局による、店頭デリバティブ取引等に係る平時のモニタリングを強化し、危機時における迅速・適切な対応が可能となり、その結果として、今次のような世界的な金融危機時におけるシステムリスクの懸念が表面化することを回避することが可能となる。</p>	<p>自主的な取組みが機能する場合には、自主規制機関が収集した情報の一部を市場に提供することで、市場の透明性・予見可能性を一定程度高めることが可能となる。</p>
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>(費用と便益の関係の分析)</p> <p>本案については、今般の改正により、遵守費用及び行政費用が新たに発生することとなる。</p> <p>しかし、本案によって当局による平時のモニタリングや危機時における対応力を強化するとともに、市場の透明性・予見可能性を高めることは、今次のような世界的な金融危機時におけるシステムリスクの懸念が表面化することの回避という多大な便益をもたらし、新たな費用の発生というマイナスの効果を上回ると考えられる。</p> <p>(代替案との比較)</p> <p>遵守費用については、本案と代替案で大きな差はない。しかし、行政費用については、代替案は、法令上の義務付けでないことから、自主的な取組みが機能せずに、市場のリスクが顕在化した場合には、問題の是正のための検査や監督を行う必要があるため、本案における検査・監督に伴う費用を上回る行政費用が発生するおそれがある。また、社会的費用については、代替案では、危機時において、当局の迅速・適切な対応ができなくなるほか、国際的な当局間の連携への支障をきたすなど、多くの費用が発生する。</p> <p>また、便益については、自主的な取組みが十分に機能する場合には、本案と代替案で大きな差はないが、代替案は法令上の義務付けでないことから、その効果は一定程度にとどまる可能性が高いと考えられる。</p> <p>したがって、これらを総合的に勘案すると、本案が適当と考えられる。</p>	
政策評価の結果の政策への反映状況	規制の事前評価を踏まえ、「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した（平成22年3月）。	

政策の名称	証券会社の連結規制・監督の導入	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【内容】</p> <p>① 一定規模以上の証券会社（第一種金融商品取引業者のうち、その総資産額が一定金額を超える者。以下、「特別金融商品取引業者」という。）について、新たに以下の措置（以下、「川下連結規制・監督」という。）の対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ グループの財務情報や、グループの規制・監督の状況等に係る報告義務 ・ 連結ベースの事業報告義務、連結ベースの説明書類の縦覧義務 ・ 連結自己資本規制とそれに基づく早期是正措置 ・ 子会社等に対する報告徴取・検査 等 <p>② 特別金融商品取引業者がグループ一体で金融業務を行っていると認められる場合（特別金融商品取引業者が親会社による経営管理を受けている場合、又は特別金融商品取引業者の業務運営が親会社若しくは兄弟会社からの資金供給に依存している場合）には、その親会社を指定し、当該親会社（以下、「指定親会社」という。）について、以下の措置（以下、「川上連結規制・監督」という。）の対象とする（ただし、特別金融商品取引業者の属するグループが他の法令や外国当局により適切な監督を受けていると認められる場合は、上記指定を行わないことができる。）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 連結ベースの事業報告義務、連結ベースの説明書類の縦覧義務 ・ 連結自己資本規制とそれに基づく早期是正措置 ・ 特別金融商品取引業者の業務・財務の改善に必要な措置の命令 ・ 特別金融商品取引業者の親会社として不適格な場合に、親会社でなくなるための措置の命令 ・ 自身及びその子会社等に対する報告徴取・検査 等 <p>【現状】</p> <p>証券会社（第一種金融商品取引業者）については、投資者保護及び市場の公正性・透明性を確保する観点から、市場仲介者としての業務運営の適切性の確保や顧客資産の適正管理等を図るために必要なものとして、証券会社自身に対する単体ベースの規制・監督が基本となっている。</p> <p>【問題点】</p> <p>証券会社の組織の巨大化・複雑化（グループ化）が進み、当局によるグループ全体の経営管理状況やリスク状況の把握が困難な場合も存在するようになってきている。そのため、大規模な証券会社がグループ一体として金融業務を行っている場合に、当該証券会社がグループ内の親会社・子会社・兄弟会社からもたらされる財務・業務上の問題等によって突然の破綻等に至ることで、証券会社の市場仲介機能が不全に陥り、広範な投資家に悪影響が及び、引いては金融システムへの悪影響が及ぶことが懸念される。</p> <p>【目的及び必要性】</p> <p>上記の問題に対応するため、現行の単体ベースの規制・監督ではその業務やリスク等の全体像の把握が困難な証券会社について、連結自己資本規制等、連結ベースの規制・監督を制度として導入する必要がある。</p>	
法令の名称・関連条項とその内容	金融商品取引法第57条の2、第57条の3、第57条の4、第57条の5、第57条の6、第57条の7、第57条の8、第57条の9、第57条の10、第57条の11、第57条の12、第57条の13、第57条の14、第57条の15、第57条の16、第57条の17、第57条の18、第57条の19、第57条の20、第57条の21、第57条の22、第57条の23、第57条の24、第57条の25、第57条の26、第57条の27	
想定される代替案	川下連結規制・監督は行うが、特別金融商品取引業者がグループ一体で金融業務を行っていると認められる場合であっても、川上連結規制・監督は行わない。親会社に起因する事由によって特別金融商品取引業者の経営に問題が発生した場合等について、今回併せて措置する特定主要株主に対する措置命令で対応することとする。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別金融商品取引業者について、連結事業報告書等の作成・届出、連結自己資本規制比率の算定等に伴う費用が発生する。 	特別金融商品取引業者について、連結事業報告書等の作成・届出、連結自己資本規制比率の算定等に伴う費用が発生する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定親会社について、連結事業報告書等の作成、連結自己資本規制比率の算定期等に伴う費用が発生する。 	
(行政費用)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別金融商品取引業者に係る届出書の受理等に伴う費用が発生する。また、特別金融商品取引業者に対する早期是正措置等に伴う監督上の費用が発生する。 ・ 指定親会社の指定手続きに伴う費用が発生する。また、指定親会社に対する措置命令等に伴う監督上の費用が発生する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別金融商品取引業者に係る届出書の受理等に伴う費用が発生する。また、特別金融商品取引業者に対する早期是正措置等に伴う監督上の費用が発生する。 ・ 特定主要株主に対する措置命令等に伴う監督上の費用が発生する。
(その他の社会的費用)	特になし。	親会社に起因する事由によって特別金融商品取引業者の経営に問題が発生した場合等に、当該親会社に対する措置命令を可能とするだけでは、法的枠組みの下で特別金融商品取引業者の親会社を含むグループ全体の自己資本の状況についてモニタリングを行うことができず、また、兄弟会社に対して当該特別金融商品取引業者の業務・財務に関して参考となるべき報告等を求めることもできない。この結果、グループ一体で活動する特別金融商品取引業者について、そのリスクの全体像を適切に把握することができず、当該特別金融商品取引業者が親会社や兄弟会社等からもたらされる業務・財務上の問題等によって突然の破綻に至り、広範な投資者に悪影響が及び、引いては金融システムに悪影響が及ぶことが懸念される。
規制の便益	<p>便益の要素</p> <p>特別金融商品取引業者に関して、グループ全体における業務・リスク等の全体像の把握が可能となる。これにより、当該特別金融商品取引業者が親会社・子会社・兄弟会社からもたらされる財務・業務上の問題等によって突然の破綻等に至ることを防ぎ、投資者保護の確保や、引いては金融システムの安定化に資するものと考えられる。</p>	<p>代替案の場合</p> <p>特別金融商品取引業に関して、当該特別金融商品取引業者とその子会社における業務・リスク等の把握が可能となる。これにより、当該特別金融商品取引業者が子会社からもたらされる財務・業務上の問題等によって突然の破綻等に至ることを防ぎ、投資者保護の確保や、引いては金融システムの安定化に資するものと考えられる。</p>
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>(費用と便益の関係の分析)</p> <p>本案においては、特別金融商品取引業者等に対する連結規制・監督に伴う遵守費用及び行政費用が発生する。</p> <p>他方、連結規制・監督の導入により、グループ全体における業務やリスク等の全体像の把握が可能となる。こうした措置を通じて、特別金融商品取引業者が親会社・子会社・兄弟会社からもたらされる財務・業務上の問題等によって突然の破綻等に至り、広範な投資者に悪影響が及び、引いては金融システムに悪影響が及ぶことを防ぐことが可能となる。</p> <p>これらの便益の増加というプラスの効果は、新たな費用の発生というマイナスの効果を上回るものと考えられる。</p> <p>(代替案との比較)</p> <p>代替案については、本案と比較し、川上連結規制・監督に伴う遵守費用と行政費用が発生しない。</p> <p>しかしながら、代替案においては、グループ一体で活動する特別金融商品取引業者について、当該特別金融商品取引業者とその子会社等における業務・リスク等の把握は可能であるが、親会社や兄弟会社を含むグループにおけるリスクの全体像を適切に把握することができないため、当該特別金融商品取引業者が親会社や兄弟会社からもたらされる業務・財務上の問題等によって突然の破綻等に至り、広範な投</p>	

	<p>資者に悪影響が及び、引いては金融システムに悪影響が及ぶといった、本案の遵守費用・行政費用を上回る社会的費用が発生する可能性がある。また、便益についても、本案に比べ限定的であると考えられる。</p> <p>従って、グループ一体で活動する特別金融商品取引業者について、グループ全体のリスク状況の把握を可能とする本案が適当と考える。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>規制の事前評価を踏まえ、「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した（平成 22 年 3 月）。</p>

政策の名称	金融商品取引業者の主要株主に対する規制の強化	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【内容】 第一種金融商品取引業者及び投資運用業者（以下、「金融商品取引業者」という。）の主要株主のうち議決権の過半数を保有する者（以下、「特定主要株主」という。）に対して届出義務を課すとともに、金融商品取引業者の健全かつ適切な業務運営又は財産状況の確保のため特に必要な場合に、当局が当該金融商品取引業者の特定主要株主に対して当該金融商品取引業者の業務の運営又は財産の状況の改善に必要な措置をとるよう命じることを可能とする。</p> <p>【現状】 金融商品取引業者については、その健全性を確保する点から、その主要株主（原則として20%以上の議決権を保有する者）に対して当局への届出を求めるとともに、主要株主が適格性（過去の行政処分歴、犯罪歴等）を満たさない場合には、株式売却命令等を行うことができる制度となっている。しかし、それ以上に、金融商品取引業者の業務運営等に大きな影響力を有する株主（主要株主のうち議決権の過半数を保有する者）に対して、金融商品取引業者の健全かつ適切な業務運営等の確保のために必要な措置を命じる制度はない。</p> <p>【問題点】 金融商品取引業者の業務運営等に大きな影響力を有する株主によって、金融商品取引業者の健全かつ適切な業務運営等を妨げる行為等がなされたとしても、現行法令上、当該株主に対してそうした状況の改善のための所要の措置命令を行うことができない。</p> <p>【目的及び必要性】 金融商品取引業者の業務運営等に大きな影響力を有する株主の財務悪化により当該金融商品取引業者の資金繰りが困難となるおそれや、当該株主の法令違反等が金融商品取引業者の業務運営等に悪影響を及ぼすおそれがあること等にかんがみれば、金融商品取引業者の適切な業務運営等の確保のために特に必要な場合に、当該株主に対して当該金融商品取引業者の業務運営又は財産状況の改善のため所要の措置を取るよう命令することを可能とする必要がある。</p>	
	<p>法令の名称・関連条項とその内容</p> <p>金融商品取引法第29条の4、第32条、第32条の2、第32条の3、第32条の4</p>	
想定される代替案	金融商品取引業者の特定主要株主に対する命令を行う前に、まずは金融商品取引業者に対して業務改善命令を行うこととし、その命令の実効性確保のために特に必要がある場合に限って、当該金融商品取引業者の特定主要株主に対する命令を可能とする。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	金融商品取引業者の特定主要株主となった場合及び金融商品取引業者の特定主要株主でなくなった場合に、当局に対して届出を行う費用が発生する。	本案と同様の費用が発生する。
(行政費用)	特定主要株主に係る届出書の受理に伴う費用が発生する。また、特定主要株主に対する措置命令に伴う監督上の費用が発生する。	特定主要株主に係る届出書の受理に伴う費用が発生する。また、金融商品取引業者、及び必要がある場合には特定主要株主に対する措置命令に伴う監督上の費用が発生する。
(その他の社会的費用)	特になし。	金融商品取引業者に対する業務改善命令では適切な対応が確保できないことが明白である場合や、金融商品取引業者への帰責性が認められず当該金融商品取引業者に対して業務改善命令を行うことが不適当と考えられる場合において、特定主要株主に対する命令発出までに時間を要することにより特定主要株主による適時適切な対応が確保されないおそれや、金融商品取引業者に対する業務改善命令を行うことができないことに伴い特定主要株主に対する命令もを行うことができないおそれが

		あり、それらの結果、公益や投資者保護が確保されない懸念がある。
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	特定主要株主に対して、金融商品取引業者の業務改善のために必要な措置を求めるることを通じて、金融商品取引業者の健全かつ適切な運営を確保し、公益や投資者保護の確保を図ることが可能となる。	本案と同様の便益が発生する。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>(費用と便益の関係の分析)</p> <p>本案においては、特定主要株主に対する規制・監督に伴う遵守費用や行政費用が発生する。</p> <p>他方、特定主要株主に対して、金融商品取引業者の業務改善のために必要な措置を求めるることを通じて、金融商品取引業者の健全かつ適切な運営を確保し、公益や投資者保護の確保を図ることが可能となる。これら便益の増加というプラスの効果は、新たな費用の発生というマイナスの効果を上回るものと考えられることから、本案は適当と考える。</p> <p>(代替案との比較)</p> <p>代替案については、遵守費用及び便益の点で本案と相違ないものの、行政費用について、金融商品取引業者に対する措置命令では実効性が確保されないことが明白である場合であっても、まずは金融商品取引業者に対する措置命令を行わなければならぬことより、本案と比較して追加的な監督上の費用が発生する。また、特定主要株主に対する命令発出までに時間を要することにより特定主要株主による適時適切な対応が確保されないおそれや、そもそも特定主要株主に対する命令発出が不可能となるおそれがあり、それらの結果、公益や投資者保護が確保されなくなるといった社会的費用が発生する可能性があるため、本案による改正が適当と考える。</p>	
政策評価の結果の政策への反映状況	規制の事前評価を踏まえ、「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した(平成22年3月)。	

2 事後評価

表5－4－③ 実績評価方式により事後評価した政策

施策名	金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施																											
施策の概要	金融を巡る状況の変化に対応する監督体制を整備し、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングを実施することにより、金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保する必要がある。そこで、モニタリング・システムの機能強化、金融機関を巡る状況の変化を踏まえたヒアリング等のオフサイト・モニタリングの実施、リスク管理に関するルールの整備、早期健全化法及び金融機能強化法の適切な運用を図ることとする。																											
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 極めて厳しい経済・金融情勢の中ではあるが、施策の達成に向けて成果が上がっていると認められ、今後もより一層、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施に向けた取組みを進めていく必要がある。</p> <p>(必要性) グローバルな金融市場の混乱により、株式市場等の大幅な変動や実体経済の悪化など、金融機関を取り巻く様々なリスクが高まる中、金融機関の経営の健全性の状況を継続的・定量的に把握する必要性が高まっている。</p> <p>(有効性) 効果的・効率的なオフサイト・モニタリングを行い、業務の健全性・適切性に係る問題を早期に発見し、必要に応じ監督上の対応を行うことや、監督指針の整備等を進めたことは、金融機関のリスク管理の高度化への取組みを促進することに繋がり、健全かつ適切な運営の確保に資するとともに、優先課題の早期認識と効果的な対応の観点からも有効であった。</p> <p>(効率性) 検査・監督連携会議を開催し、オンラインとオフサイトの双方のモニタリング手法を適切に組み合わせることなどにより、効率的なモニタリングを実施し、金融機関の健全かつ適切な運営の確保に資することができた。また、報告・分析の対象となる情報の処理をコンピュータ・システムで行うことで、監督部局及び金融機関において事務の効率化や利便性の向上が図られた。</p> <p>(反映の方向性) <ul style="list-style-type: none"> ・ 効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施 ・ 金融機関のリスク管理の高度化 ・ 金融コングロマリットに対するモニタリングの実施 ・ 早期健全化法及び金融機能強化法の適切な運用 ・ 市場動向等の的確な把握と効果的な行政対応 </p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p>																											
政策評価の結果の政策への反映状況	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>19年 3月末</th> <th>20年 3月末</th> <th>21年 3月末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保すること</td> <td>各業態の健全性指標(自己資本比率)</td> <td>% 主要行等 地域銀行 信用金庫 信用組合</td> <td></td> <td>13.3 10.4 12.0 10.2</td> <td>12.3 10.3 11.7 10.0</td> <td>12.4 10.5 11.8 10.1</td> <td></td> <td>金融を巡る状況の変化に対応する監督体制を整備し、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングを実施することにより、金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保する必要がある。</td> </tr> </tbody> </table> <p>【予算要求】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、モニタリング・システム関係経費、金融機能強化法に基づく資本増強の審査等に必要な経費及びバーゼルⅡ対応システム関係経費等の平成22年度予算要求を行い、予算措置(328百万円)された。 <p>【機構・定員要求】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、マクロ健全性監督に係る体制整備・強化、保険会社の財務基準高度化に係る体制の整備及び証券会社グループ監督の充実強化等のため、22年度機構・定員要求を行い、監督企画官1名、課長補佐5名、専門官1名及び係長5名が措置された。 <p>【法令・制度の整備・改正】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、以下の改正を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ○ グループ規制・監督を強化する観点から、証券会社の連結規制・監督の導入等及び保険会社等の連結財務健全性基準の導入を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した。(22年3月) <p>【その他の反映状況】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、以下の取組みを実施した。 </p> </p></p></p>							達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方	19年 3月末	20年 3月末	21年 3月末	金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保すること	各業態の健全性指標(自己資本比率)	% 主要行等 地域銀行 信用金庫 信用組合		13.3 10.4 12.0 10.2	12.3 10.3 11.7 10.0	12.4 10.5 11.8 10.1		金融を巡る状況の変化に対応する監督体制を整備し、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングを実施することにより、金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保する必要がある。
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)					達成目標・指標の設定根拠・考え方																
				19年 3月末	20年 3月末	21年 3月末																						
金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保すること	各業態の健全性指標(自己資本比率)	% 主要行等 地域銀行 信用金庫 信用組合		13.3 10.4 12.0 10.2	12.3 10.3 11.7 10.0	12.4 10.5 11.8 10.1		金融を巡る状況の変化に対応する監督体制を整備し、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングを実施することにより、金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保する必要がある。																				

- 効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施
 - ① オフサイト・モニタリングにおいては、金融機関の財務会計情報やリスク情報等を収集・徴求し、その蓄積・分析を行うとともに、定期的及び随時のヒアリング等を通じ、金融機関との意見交換や経営状況の把握を行った。
 - ② 検査・監督連携会議等の開催を通じて、検査部局と監督部局がそれぞれの独立性を尊重しつつ連携を図りながら、オンラインとオフサイトの手法を適切に組み合わせ、効率的なモニタリングを実施した。
- 金融コングロマリットに対するモニタリングの実施
 - ① 金融コングロマリット指針を踏まえ、金融機関の利益相反管理体制の整備等について、モニタリングを行った。
- 早期健全化法及び金融機能強化法の適切な運用
 - ① 早期健全化法に基づく経営健全化計画について、履行状況報告を21年7月及び12月に公表した。対象期間中、旧安定化法及び早期健全化法に基づく資本増強のうち、600億円が返済された。
 - ② 金融機能強化法（改正法・旧法）に基づく国の資本参加について、法令等に基づき各金融機関の経営強化計画等の審査を行い、改正法に基づく資本参加の決定（21年9月、12月、22年3月、計8金融機関）及び旧法に基づく新計画の承認（21年8月、2金融機関）を行った。
 - ③ 金融機能強化法に基づく国の資本参加を行った金融機関の経営強化計画等について、履行状況報告を21年8月及び22年1月に公表した。
- 市場動向等の的確な把握と効果的な行政対応
 - ① 預金取扱金融機関のサブプライム関連商品や証券化商品等の保有額等について把握し、公表を行った（21年9月、12月及び22年3月）。
 - ② グローバルに活動する我が国の大手金融機関等に関して、監督カレッジを開催した（21年10月、11月及び22年3月）。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	第169回国会施政方針演説	平成20年1月18日	米国のサブプライムローン問題の影響を受けた経済への対応など、足下にも目配りの必要な課題があります。

施策名	金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的な検査の実施																																
施策の概要	ベター・レギュレーションの考え方を財務局も含めた検査部局全体に一層浸透・定着させることを最重要課題とし、金融機関を取り巻く内外の経済・金融環境の変化に留意しつつ、よりレベルの高い内部管理態勢の構築に資するよう、平成20検査事務年度検査基本方針に検査マニュアル前文五原則に則った取組みを推進する旨明記し、検査重点事項として各種貸出・金融商品の実態に応じた適切なリスク管理態勢の構築等を掲げ、検査基本計画に従い検査を実施するとともに、20年1月より全面施行した金融検査評定制度について、経営改善に向けた動機付け機能を向上させるような運用に努めた。																																
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある。</p> <p>(必要性) 金融庁の任務である「金融機能の安定」、「預金者等の保護」、「金融の円滑」を果たしていくためには、金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保していく必要があり、立入検査はそのために必要な手段である。</p> <p>(有効性) 金融検査において金融機関の取組みが不十分な態勢等について指摘した結果、各金融機関においては改善に向けた取組みが行われており、金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に一定の成果があった。</p> <p>(効率性) 当局の人員が限られている中で、検査基本方針等で予め検査重点事項を定め、業態の違いや規模・特性等を勘案した検査班編成を行うなど、金融庁、財務局のリソースを有効に活用して、金融実態に応じた的確な検査の実施に努めしたことにより、効率的な検査を実施することができた。</p> <p>(反映の方向性) <ul style="list-style-type: none"> ・ リスクテイクとリスク管理の両面からの金融機関の態勢の検証 ・ 金融機関が採用している各種リスク計測モデルの適切性等の検証 ・ 中小企業向け金融円滑化のための検査体制の整備 ・ 資金決済法施行に伴う検査体制の整備 ・ 保険会社の検査の高度化を図るための体制整備 ・ 法令等遵守態勢等の検証の充実を図るための体制整備 </p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保すること</td> <td>オフサイト検査モニターのアンケート(評定制度に関する項目)結果のうち「1」または「2」と回答された割合</td> <td>%</td> <td>—</td> <td>83.8</td> <td>81.1</td> <td>毎年度</td> <td rowspan="3">金融庁の任務である「金融機能の安定」、「預金者等の保護」、「金融の円滑」を果たしていくためには、「金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保」していく必要があり、これは法令上の立入検査の目的規定とされている。</td> </tr> <tr> <td>検査実績件数</td> <td>件</td> <td>705</td> <td>647</td> <td>585</td> <td></td> </tr> <tr> <td>検査指摘内容</td> <td>※ 左記指標は、定性的指標である。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方	18年度	19年度	20年度	金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保すること	オフサイト検査モニターのアンケート(評定制度に関する項目)結果のうち「1」または「2」と回答された割合	%	—	83.8	81.1	毎年度	金融庁の任務である「金融機能の安定」、「預金者等の保護」、「金融の円滑」を果たしていくためには、「金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保」していく必要があり、これは法令上の立入検査の目的規定とされている。	検査実績件数	件	705	647	585		検査指摘内容	※ 左記指標は、定性的指標である。				
達成目標	指標名					単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方																					
		18年度	19年度	20年度																													
金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保すること	オフサイト検査モニターのアンケート(評定制度に関する項目)結果のうち「1」または「2」と回答された割合	%	—	83.8	81.1	毎年度	金融庁の任務である「金融機能の安定」、「預金者等の保護」、「金融の円滑」を果たしていくためには、「金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保」していく必要があり、これは法令上の立入検査の目的規定とされている。																										
	検査実績件数	件	705	647	585																												
	検査指摘内容	※ 左記指標は、定性的指標である。																															
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【予算要求】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、金融機関等検査経費、金融検査手法向上経費等の平成22年度予算要求を行い、予算措置(353百万円)された。 なお、e-ラーニングコンテンツ作成等経費については一定の効果が得られたことから22年度において予算要求を行わず、金融機関の各種リスク計測モデルの適切性等を検証するシステムの保守・開発経費を増額要求(6百万円)し、予算措置(24百万円)された。 <p>【機構・定員要求】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、中小企業向け金融円滑化のための検査体制の整備、資金決済法施行に伴う検査体制の整備及び保険会社の検査の高度化を図るための体制整備等のため、22年度機構・定員要求を行い、特別検査官3名及び専門検査官4名が措置された。 <p>【その他の反映状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、「平成21検査事務年度検査基本方針」(21年8月公表)において、適切かつ積極的なリスクテイクを通じた「円滑な金融仲介機能の発揮」及び「リスク管理態勢の整備」を検査重点事項として明記し、リスクテイクとリスク管理の両面からの金融機関の態勢について検査で検証した。 																																

関係する施政方針演説等内閣の 重要政策（主な もの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	—	—	—

施策名	預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステムリスクの未然防止																																			
施策の概要	預金者保護や金融システムの安定を図る観点から、預金保険制度周知のための広報活動、預金保険法第102条の適切なフォローアップ等、名寄せデータの精度の維持・向上等、円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステムリスクの未然防止を図っていく。																																			
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 施策の達成に向けて成果が上がっていると認められ、今後もより一層取組みを進めていく必要がある。</p> <p>(必要性) 金融システムが円滑かつ安定的にその機能を発揮するためには、前提として円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステムリスクの未然防止が図られる必要がある。</p> <p>(有効性) 預金保険制度については、国民全般に相当程度、周知が図られている。 りそなグループについては、「経営健全化計画」の着実な進捗が図られている。 円滑な破綻処理のための態勢整備については、金融機関における名寄せデータの精度の維持・向上が図られている。</p> <p>(効率性) 各財務局等を通じて行った預金保険制度の周知及びその適切な運用、名寄せデータ精度の維持・向上及び関係機関との連携強化などの施策により、円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステムリスクの未然防止を図ることができた。</p> <p>(反映の方向性) <ul style="list-style-type: none"> ・ 預金保険制度の周知徹底のための広報活動 ・ 預金保険法第102条の適切な運用 ・ 名寄せデータの精度の維持・向上 ・ 関係機関との連携強化 </p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p>																																			
政策評価の結果の政策への反映状況	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステムリスクの未然防止が図されること</td> <td>預金保険制度の国民の認知度</td> <td>% (「知っていた」、「内容まで知っていた」、「見聞きしたことはあった」と回答した世帯の合計)</td> <td>80.9</td> <td>81.3</td> <td>81.2</td> <td>※ 18年度については、参考値(調査方法・対象が異なることから、単純比較ができない)</td> <td></td> <td>金融システムが円滑かつ安定的にその機能を発揮するためには、前提として円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステムリスクの未然防止が図られる必要がある。</td> </tr> <tr> <td>名寄せデータの整備状況</td> <td>預金取扱金融機関への検査数</td> <td></td> <td>294</td> <td>269</td> <td>249</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>【予算要求】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、預金保険法第102条の適切な運用を図るため、金融危機管理経費について平成22年度予算要求を行い、予算措置(41百万円)された。 <p>【その他の反映状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、以下の取組みを実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 預金保険制度の周知徹底のための広報活動 預金保険制度に係る広報用ポスターについて、制度対象金融機関の拡大等を踏まえ刷新し、全国の地方公共団体等に配布した(21年12月)。 ○ 預金保険法102条の適切な運用 りそなグループに対して、21年7月(21年3月期分)及び12月(21年9月期分)に、預金保険法第108条に基づき経営健全化計画の履行状況について報告を求め、その内容を公表した。 ○ 名寄せデータ精度の維持・向上 名寄せデータ精度の維持・向上のため、預金保険機構とも連携し、検査・監督を通じて、名寄せデータの整備状況を引き続き検証し、改善を促した。 ○ 関係機関との連携強化 預金保険機構と緊密な連携の下、破綻処理に係る初動対応の円滑化・迅速化を図るために協議を行い、同機構で行われた研修に参加するなど、破綻処理のための態勢整備の充実に努めた。 							達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方	18年度	19年度	20年度	預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステムリスクの未然防止が図されること	預金保険制度の国民の認知度	% (「知っていた」、「内容まで知っていた」、「見聞きしたことはあった」と回答した世帯の合計)	80.9	81.3	81.2	※ 18年度については、参考値(調査方法・対象が異なることから、単純比較ができない)		金融システムが円滑かつ安定的にその機能を発揮するためには、前提として円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステムリスクの未然防止が図られる必要がある。	名寄せデータの整備状況	預金取扱金融機関への検査数		294	269	249		
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)					達成目標・指標の設定根拠・考え方																								
				18年度	19年度	20年度																														
預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステムリスクの未然防止が図されること	預金保険制度の国民の認知度	% (「知っていた」、「内容まで知っていた」、「見聞きしたことはあった」と回答した世帯の合計)	80.9	81.3	81.2	※ 18年度については、参考値(調査方法・対象が異なることから、単純比較ができない)		金融システムが円滑かつ安定的にその機能を発揮するためには、前提として円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステムリスクの未然防止が図られる必要がある。																												
	名寄せデータの整備状況	預金取扱金融機関への検査数		294	269	249																														
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主な	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）																																	
	—	—	—																																	

もの)			
-----	--	--	--

施策名	国際的な金融監督のルール策定等への貢献																										
施策の概要	世界的な金融危機の再発防止の観点から、国際金融システムの強化の動きが加速している状況を踏まえ、短期的な緊急措置及び中期的な規制の再構築の両面において、国際的な金融監督のルール策定等に受身でなく、戦略的見地から積極的に参加し、主導的な役割を果たしていく。																										
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 施策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取り組みを進めていく必要がある。</p> <p>(必要性) 世界的な金融危機の再発防止の観点から、国際金融システムの強化の動きが加速している状況を踏まえ、短期的な緊急措置及び中期的な規制の再構築の両面において、国際的な金融監督のルール策定等に受身でなく、戦略的見地から積極的に参加していくことが必要である。</p> <p>(有効性) 金融庁に関連する様々な国際会議等におけるルール策定等の作業に積極的に参加することや、EPA及び二国間定期協議等の枠組みによって海外当局との連携を強化すること等により、国際金融システムの安定と発展に有効である。</p> <p>(効率性) 国際的な金融監督のルール策定等に貢献していくにあたっては、各分野において行われている当該ルールの策定段階において、会議に参加し、積極的に発言していくことが、より効率的であり、また、監督当局間の連携強化についても、二国間の定期的協議を行うことにより、両国間の問題が早期に解決できるため、効率的である。</p> <p>(反映の方向性) <ul style="list-style-type: none"> ・ 国際金融監督機関等における国際的なルール策定等への積極的な貢献等 ・ 海外監督当局との連携強化等 ・ マネー・ローンダーリング対策及びテロ資金対策の国際的取り組みへの貢献 </p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p>																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>18年 3月末</th> <th>19年 3月末</th> <th>20年 3月末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国際的な金融監督のルール策定等へ積極的に参加することを通じて国際金融システムの安定と発展に資すること</td> <td>金融庁が参画している各国国際金融監督機関等における基準・指針等の策定数</td> <td>%</td> <td>※ 左記指標は、定性的指標である。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>国際化の進展に伴い、規制・基準の収斂の動きが加速している状況を踏まえ、国際的な金融監督のルール作り等に受身でなく、戦略的見地から積極的に参加していくことが重要である。</td> </tr> </tbody> </table>							達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方	18年 3月末	19年 3月末	20年 3月末	国際的な金融監督のルール策定等へ積極的に参加することを通じて国際金融システムの安定と発展に資すること	金融庁が参画している各国国際金融監督機関等における基準・指針等の策定数	%	※ 左記指標は、定性的指標である。					国際化の進展に伴い、規制・基準の収斂の動きが加速している状況を踏まえ、国際的な金融監督のルール作り等に受身でなく、戦略的見地から積極的に参加していくことが重要である。
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値							目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方															
				18年 3月末	19年 3月末	20年 3月末																					
国際的な金融監督のルール策定等へ積極的に参加することを通じて国際金融システムの安定と発展に資すること	金融庁が参画している各国国際金融監督機関等における基準・指針等の策定数	%	※ 左記指標は、定性的指標である。					国際化の進展に伴い、規制・基準の収斂の動きが加速している状況を踏まえ、国際的な金融監督のルール作り等に受身でなく、戦略的見地から積極的に参加していくことが重要である。																			
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【機構・定員要求】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、金融サミット、G20財務大臣会議等への対応、バーゼル銀行監督委員会の活動強化・拡大等への対応等のため、平成22年度機構・定員要求を行い、総務企画局参事官（多国間国際会議等担当）1名、係長2名が措置された。 <p>【その他反映状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、以下の議論等に積極的に参加・貢献した。 <ul style="list-style-type: none"> ① 今般の金融危機を受け開催されてきた「金融・世界経済に関する首脳会合」や金融安定理事会（FSB）などの場において行われた、金融危機の再発防止・金融システムの強化に向けた議論。 ② バーゼル銀行監督委員会において行われた、国際的に活動する銀行に対する、資本及び流動性規制を強化する一連の提案。 ③ 証券監督者国際機構（IOSCO）において行われた、証券化市場や店頭デリバティブについての議論など、国際的な証券規制に関する原則や基準の設定等に係る議論。 ④ 保険監督者国際機構（IAIS）において行われた、金融危機からの教訓等を踏まえ、国際的に活動する保険グループの監督枠組みの策定に向けた議論。 ⑤ WTO及び経済連携協定（EPA）交渉における金融サービス自由化交渉や、アジア等の金融監督当局との協議の枠組みの強化。 ・ 評価結果を踏まえ、以下のとおり海外監督当局との連携強化等を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ① 國際的に活動を行う金融機関の監督上の諸問題についての、海外監督当局との意見交換及び情報交換。 ② 監督カレッジや国際的な危機管理についての対応。 ③ 21年7月に、日中韓の財務省、金融監督当局及び中央銀行によるワークショップ開催。 ・ 評価結果を踏まえ、マネー・ローンダーリング及びテロ資金供与対策の国際的推進等を目的とした、政府間機関である金融活動作業部会（FATF）及びFATF型地域機関であるアジア・太平洋マネー・ローンダーリング対策グループ（APG）の取組みに貢献した。 																										

関係する施政方針演説等内閣の 重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	第1回G20首脳会合（ワシントン・サミット）「金融・世界経済に関する首脳会合宣言」	平成20年11月15日	<ul style="list-style-type: none"> • 世界的な金融危機の再来を防止するため、金融市场と規制枠組みを強化する改革を実施する。 • 改革のための5つの共通原則と整合的な政策の実施に取り組む。
	第2回G20首脳会合（ロンドン・サミット）「回復と改革のためのグローバル・プラン」	平成21年4月2日	<ul style="list-style-type: none"> • 金融危機の再発防止のために必要なあらゆる行動をとる。 • 貸出を回復するために金融システムを修復する。 • 信頼を取り戻すために金融規制を強化する。

施策名	新興市場国への金融監督当局への技術支援						
施策の概要	世界経済に占めるアジア地域のウエイトが年々高まっている中で、アジア新興市場国への金融システムの安定性を確保することは、わが国にとっても極めて重要であるとの観点から、これらの国々の金融監督当局等に対する技術支援に積極的に取り組み、あわせて連携を強化していく。						
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 施策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取り組みを進めていく必要がある。</p> <p>(必要性) 世界経済に占めるアジア地域のウエイトが年々高まっている中で、アジア新興市場国への金融システムの安定化を図ることは、わが国にとって極めて重要であるが、最近の金融システムの急速な発展に、アジア新興市場国への金融監督当局等の体制整備が追いついていないのが実情であるため、アジア新興市場国に対するこれらのセミナーを毎年実施することで、これらの国々の金融監督当局等の能力向上を支援していく必要がある。</p> <p>(有効性) 各セミナー終了後、セミナーの成果が各国の金融監督当局の能力向上に役立っているかどうかについてアンケート調査を行ったところ、回答者のおおむね7割以上から、「実際に役立っている」もしくは「具体的に活用する方向で検討中」であるとの回答を得ている。</p> <p>(効率性) アジア新興市場国に対するこれらのセミナーは、各国に事前に実施したアンケート調査結果等に基づいて企画立案、実施したものであり、これらの国々のニーズに効果的に応えたものとなっている。また、研修生を東京に招聘することで、金融庁の各部門の職員等により、短期間に集中的な講義を行いうことが可能となっている。</p> <p>(反映の方向性) <ul style="list-style-type: none"> ・ 技術支援の実施を通じたアジア新興市場国への金融規制・監督当局の能力向上や人材育成への積極的な取組み </p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p>						
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【予算要求】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、新興市場国に対する技術支援の効果的実施等のため、平成22年度予算要求を行った結果、予算措置（119百万円）された。 <p>【その他反映状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、アジア・太平洋諸国を中心とする新興市場国への金融システムの安定化及び金融・資本市場の健全な発展を図るため、新興市場国への金融行政担当者を対象とした研修事業等を実施した。 						
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）				
	世界経済・金融危機に関する東アジア首脳会議による共同プレス声明	平成21年6月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 世界に開かれた成長センターとしてのアジアの重要な役割に留意しつつ、金融規制を含む金融部門の強化に関するものを始めとする、地域の金融協力の重要性を再確認した。 				

施策名	金融実態に即した利用者保護ルール等の整備・徹底							
施策の概要	<p>金融実態に対応した利用者保護ルール等を整備することにより、利用者が金融商品・サービスを安心して利用できるような、利用者の信頼度の高い金融システムの構築を目指している。</p> <p>そのため、引き続き、制定した利用者保護ルールの運用状況を注視し、そのフォローアップを行うとともに、金融関連犯罪の防止等に取り組む必要がある。</p>							
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)</p> <p>施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある。</p> <p>(必要性)</p> <p>少子高齢化が進展する中で、今後我が国経済が持続的に成長を確保し、国民が成長の果実を享受するためには、個人金融資産の運用の多様化・効率化が図られ、経済社会全体への適切な資源配分が進められる必要がある。そのためには、金融商品取引法、貸金業法、振り込め詐欺救済法、預貯金者保護法等の整備及び円滑な施行・運用など利用者保護の取組みを進める必要がある。</p> <p>(有効性)</p> <p>金融商品取引法の改正や生命保険のセーフティネットの見直し等の制度整備が着実に行われているほか、一人当たり無担保無保証借入の残高有り件数が5件以上の人数の低下やICキャッシュカードを導入済みの金融機関の増加等利用者保護ルールの適切な運用も行われている。</p> <p>また、金融サービス利用者相談室に寄せられた相談等のうち、個別取引・契約における顧客説明と不適正な行為に係るものが占める割合やPIO-NETにおける金融関連の消費生活相談の件数、業界団体における苦情・相談の受付件数が低下しているなど、利用者保護の充実に向けた取組みは一定の効果があった。</p> <p>(効率性)</p> <p>金融実態に対応した利用者保護のため取り組む事務事業の多くは、制度的枠組みの整備等であり、特段の予算支出を必要とするものではない。</p> <p>なお、振り込め詐欺救済法の運用や偽造キャッシュカード等による被害の防止等のための対策においては、金融機関の取組みを促すことで利用者保護の取組みを進めるなど効率的に施策効果を実現している。</p> <p>(反映の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> 22年6月に第4段階施行の期限を迎える改正貸金業法の円滑な施行 21年6月に公布された金融商品取引法等の一部を改正する法律の円滑な施行 外国為替証拠金取引(FX取引)に係る規制の円滑な施行 内部統制報告制度のレビューの継続 多重債務問題改善プログラムの継続 利用者保護の観点から消費者庁と適切な連携 							
	【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】							
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方
				18年度	19年度	20年度		
金融サービスの利用者保護の仕組みが確保され、適切に運用されていること	金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況	件		52,054	45,873	51,640		金融実態に対応した利用者保護ルール等を整備することにより、利用者が各種リスクを十分に理解し、金融商品・サービスを安心して受けられるような、利用者の信頼度の高い金融システムの構築を目指す。
	各業界団体における苦情・相談の受付状況	千件		—	184	174		
	PIO-NETにおける金融関連の消費生活相談情報の状況	万件		17.5	18	17.5		
	振り込め詐欺救済法に基づく被害者への分配状況	百万円		—	—	657 (注1)		
	偽造・盗難キャッシュカード等被害に係る補償状況	偽造キャッシュカード (%) (注2)		97.5	96.6	98.3		
		盗難キャッシュカード (%) (注2)		62.8	56.4	51.9		
(注1) 平成20年度中に預金保険機構が実施した公告（計9回、延べ345金融機関分）による。								
(注2) 平成20年度末時点における、各年度に発生した被害に対する補償割合（件数ベース）。								
(金融機関において調査・検討中のものを除く。)								

<p>政策評価の結果 の政策への反映 状況</p>	<p>【予算要求】</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、金融分野における裁判外紛争処理制度改善経費、多重債務者対策に関する広報経費及び貸金業の完全施行に必要な経費の平成22年度予算要求を行い、予算措置（12百万円）された。 <p>【機構・定員要求】</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、金融商品取引法への対応強化に係る体制整備のため、22年度機構・定員要求を行い、課長補佐1名が措置された。 <p>また、指定紛争解決機関に係る企画・立案及び監督を一体的に担うため、22年度機構・定員要求を行い、課長補佐2名及び係長3名が措置されるとともに、金融トラブル解決制度推進室の新設が認められた。</p> <p>【法令・制度の整備・改正】</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、以下の関係法令を整備した。 <ul style="list-style-type: none"> ① 金融ADR制度の創設等を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（21年6月成立）に係る政令・内閣府令の整備（原則、22年4月1日施行） ② 外国為替証拠金取引（FX取引）に係る内閣府令の整備（原則、22年8月1日施行予定） ③ 有価証券店頭デリバティブ取引に係る内閣府令の整備（分別管理義務の導入については22年4月1日施行、証拠金規制の導入については23年1月1日施行予定） <p>【その他の反映状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、以下の取組みを実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ① 「平成21年3月決算会社に係る内部統制報告書の提出状況について」の集計・公表（21年7月7日） ② 「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」の設置（21年11月13日） ③ 「多重債務者相談強化キャンペーン2009」の開催（21年9月～12月） 	
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）</p>	<p>施政方針演説等</p> <p>経済財政改革の基本方針 2008</p>	<p>年月日</p> <p>平成20年6月27日</p> <p>記載事項（抜粋）</p> <p>第5章 安心できる社会保障制度、質の高い国民生活の構築</p> <p>3. 良好的な治安と災害に強い社会の実現等</p> <ul style="list-style-type: none"> 全国的な相談窓口の整備、ヤミ金融の取締りの強化等「多重債務問題改善プログラム」を着実に実施する。

施策名	利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実																																																
施策の概要	国民が金融商品・サービスを適切に利用するうえでは、各種金融商品・サービスの特性や利用者保護の仕組みなどについて理解していることが必要であることから、金融経済教育の充実を図るとともに、金融サービスの利用者からの相談等に適切に対応していく。																																																
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)</p> <p>政策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う（金融経済教育については、着実、かつ、継続して取り組んでいくことが重要であり、特に利用者のライフサイクルに対応した金融経済教育の推進等をより一層充実する。）必要がある。</p> <p>(必要性)</p> <p>金融を取り巻く環境をみると、金融商品・サービスの多様化が進んでいることや、多重債務者発生予防のために金融経済教育の強化が必要であるほか、ペイオフ解禁拡大の実施や「貯蓄から投資へ」の流れの中で、広く国民に対して金融に関する正確な情報を発信することは、金融トラブルの未然防止、利用者利便の向上を図る上で必要不可欠である。</p> <p>(有効性)</p> <p>金融サービス利用者相談室における相談等の受付件数は、開設以来継続して高い水準にあり、金融行政を行う上での貴重な情報として活用することにより、利用者全体の保護や利便性向上に資することができた。また、地方公共団体等からの金融経済教育の充実に向けた各パンフレット等の配布要望に対し、必要部数全てを配布することで各団体等の積極的な取組みを支援したほか、多重債務問題については、相談体制等の整備が着実に進み、多重債務を苦にした自殺者が減少している。これらのことから、利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実に向けた取組みは一定の効果があった。</p> <p>(効率性)</p> <p>金融取引の基礎知識をまとめたパンフレット等の作成・配布や、ウェブサイトを媒体とした注意喚起等多様な手段を利用した情報提供により、国民に効率的に金融知識の普及を図った。また、金融サービス利用者相談室において、金融サービス利用者からの相談等に一元的に対応しているほか、新着情報メール配信サービスについては、英語版公認会計士・監査審査会ウェブサイトにも拡張するなど、効率的に利用者の利便性の向上を図った。</p> <p>(反映の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融経済教育の充実 当局における相談体制並びに金融ADR制度の創設等を踏まえた業界団体等における相談体制及び苦情・紛争解決支援体制の整備・充実 金融行政に関する広報の充実 多重債務者のための相談体制等の整備 																																																
【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>18年 3月末</th> <th>19年 3月末</th> <th>20年 3月末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">利用者が各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みについて理解していること</td> <td>国民の金融知識の状況</td> <td>%</td> <td>37.5 19年度</td> <td>37.3</td> <td>37.5</td> <td>36.6</td> <td>19年度より向上</td> <td rowspan="4">多重債務者の発生を予防するとともに、国民が金融商品・サービス等の内容を理解した上で自らの判断と責任で主体的に選択を行えるよう、金融の仕組みやルール等に対する知識・理解を深めることが重要である。更に、利用者と金融商品・サービス提供者との間の情報格差を埋めるとともに、利用者が理解し納得して取引ができる枠組みを整備する。</td> </tr> <tr> <td>シンポジウムの開催実績</td> <td>回</td> <td></td> <td>1</td> <td>5</td> <td>4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>パンフレットの配布実績</td> <td>部</td> <td></td> <td>27万</td> <td>62万</td> <td>18万</td> <td></td> </tr> <tr> <td>金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況</td> <td>件</td> <td></td> <td>52,054</td> <td>45,873</td> <td>51,640</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>							達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	18年 3月末	19年 3月末	20年 3月末	利用者が各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みについて理解していること	国民の金融知識の状況	%	37.5 19年度	37.3	37.5	36.6	19年度より向上	多重債務者の発生を予防するとともに、国民が金融商品・サービス等の内容を理解した上で自らの判断と責任で主体的に選択を行えるよう、金融の仕組みやルール等に対する知識・理解を深めることが重要である。更に、利用者と金融商品・サービス提供者との間の情報格差を埋めるとともに、利用者が理解し納得して取引ができる枠組みを整備する。	シンポジウムの開催実績	回		1	5	4		パンフレットの配布実績	部		27万	62万	18万		金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況	件		52,054	45,873	51,640	
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)					達成目標・指標の 設定根拠・考え方																																					
				18年 3月末	19年 3月末	20年 3月末																																											
利用者が各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みについて理解していること	国民の金融知識の状況	%	37.5 19年度	37.3	37.5	36.6	19年度より向上	多重債務者の発生を予防するとともに、国民が金融商品・サービス等の内容を理解した上で自らの判断と責任で主体的に選択を行えるよう、金融の仕組みやルール等に対する知識・理解を深めることが重要である。更に、利用者と金融商品・サービス提供者との間の情報格差を埋めるとともに、利用者が理解し納得して取引ができる枠組みを整備する。																																									
	シンポジウムの開催実績	回		1	5	4																																											
	パンフレットの配布実績	部		27万	62万	18万																																											
	金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況	件		52,054	45,873	51,640																																											
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【予算要求】</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、学校における金融知識普及施策推進実施経費や一般社会人向けパンフレット作成経費等の平成22年度予算要求を行い、予算措置（23百万円）された。 <p>【法令・制度の整備・改正】</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、金融ADR制度の創設等を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（21年6月成立）に係る政令・内閣府令を整備した（原則、22年4月1日施行）。 <p>【その他の反映状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、以下の取組みを実施した。 																																																

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 金融トラブルの未然防止を図るため、金融取引の基礎知識をまとめたパンフレット「はじめての金融ガイド」を地方公共団体の消費者行政部局や授業等で活用する高校、大学等に、要望部数を無償配布した。また、国民に生活設計や資産運用のあり方について考え、金融や経済に関する知識を習得することの必要性を認識してもらうためのシンポジウムを那覇、東京、大阪、広島、名古屋及び仙台で開催した。 ○ 金融サービス利用者相談室において、21年7月から12月までの間に25,941件の相談等を受け付けた。また、相談員に対し多重債務相談に対応する際の方針等について再周知を行った。 ○ 都道府県、市区町村の相談窓口の整備を更に進めるため、21年9月から12月の期間「多重債務者相談強化キャンペーン」を実施した。 		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等 経済財政改革の基本方針 2008	年月日 平成 20 年 6 月 27 日	記載事項（抜粋） 第5章 安心できる社会保障制度、質の高い国民生活の構築 3. 良好的な治安と災害に強い社会の実現等 ・ 全国的な相談窓口の整備、ヤミ金融の取締りの強化等「多重債務問題改善プログラム」を着実に実施する。

施策名	金融機関等の法令等遵守態勢の確立																					
施策の概要	預金者、保険契約者及び投資者等の保護並びに顧客からの信頼の確立のためには、その業務の公共性を十分に認識した上で、金融機関等の法令等遵守態勢が確立されることが必要である。そこで、金融機関等の法令等遵守態勢を強く促すとともに、重大な問題が認められる場合には的確な行政処分の実施等の厳正な対応を行うこととする。																					
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 施策の達成に向けて成果が上がっていると認められ、今後もより一層取組みを進めていく必要がある。</p> <p>(必要性) 金融取引が高度化・複雑化し、市場の変動も激しい中で、金融機関等による法令等遵守態勢の確立はますます重要になっている。従って、今後とも、金融機関等の自主的な取組みを促すほか、実態把握に努め、金融機関等の業態や規模の如何を問わず、法令に照らして、利用者保護等に重大な問題が生じているという事実が客観的に確認されれば、厳正かつ適切な行政処分を行うとともに、金融機関等の業務改善に向けた取組みをフォローアップしていくことが必要である。</p> <p>(有効性) 行政処分事例の公表、処分の根拠となった法令解釈の周知、監督指針等の整備等の措置は、再発の防止や、業界や関係機関との情報交換や国民への情報提供の観点から有用であり、金融機関等の法令等遵守態勢の確立や利用者保護のために効果があった。</p> <p>(効率性) 行政処分を受けた金融機関等においては、改善計画の履行等を通して、法令等遵守に係る全役職員に対する教育の徹底や組織体制の整備・充実、内部管理態勢の整備・強化等の取組みが行われております、実態面から見て、法令等遵守態勢の確立の前提となる経営管理の質の向上が見られる。</p> <p>また、監督指針における監督上の着眼点等の整備・明確化や行政処分事例の公表は、より透明で公正な行政運営をなし得る態勢構築に向けた効率的な取組みであり、関係者の予見可能性を高め、金融機関等の法令遵守態勢の構築に資する。</p> <p>(反映の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融機関等による自主的な取組みの懲罰（しようよう） ・ 厳正かつ迅速な行政処分 ・ 金融機関等の業務改善に向けた取組みのフォローアップ ・ 行政処分事例の公表、処分の根拠となった法令解釈の周知等を通じた法令等違反行為の再発防止 ・ 業界や関係機関との情報交換や国民への情報提供の充実 <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>19年 3月末</th> <th>20年 3月末</th> <th>21年 3月末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金融機関等の法令等遵守態勢が確立されることにより、利用者保護が図られること</td> <td>金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況</td> <td>件</td> <td></td> <td>4,382</td> <td>4,420</td> <td></td> <td></td> <td>預金者、保険契約者及び投資者等の保護並びに顧客からの信頼の確立のためには、その業務の公共性を十分に認識した上で、金融機関等の法令等遵守態勢が確立されることが必要である。</td> </tr> </tbody> </table>	達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	19年 3月末	20年 3月末	21年 3月末	金融機関等の法令等遵守態勢が確立されることにより、利用者保護が図られること	金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況	件		4,382	4,420			預金者、保険契約者及び投資者等の保護並びに顧客からの信頼の確立のためには、その業務の公共性を十分に認識した上で、金融機関等の法令等遵守態勢が確立されることが必要である。
達成目標	指標名					単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方										
		19年 3月末	20年 3月末	21年 3月末																		
金融機関等の法令等遵守態勢が確立されることにより、利用者保護が図られること	金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況	件		4,382	4,420			預金者、保険契約者及び投資者等の保護並びに顧客からの信頼の確立のためには、その業務の公共性を十分に認識した上で、金融機関等の法令等遵守態勢が確立されることが必要である。														
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【予算要求】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、改正貸金業法施行後の貸金業者の実態把握のため、平成 22 年度予算要求を行い、予算措置（10 百万円）された。 <p>【法令・制度の整備・改正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、以下の改正を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 監督指針の整備等 <ul style="list-style-type: none"> ① 監督指針の改正等により、法令等遵守に係る監督上の着眼点を更に整備・明確化すると共に、当該指針等に基づく厳正かつ適切な監督事務を行っている。例えば、 <ul style="list-style-type: none"> ア. 資金決済に関する法律の成立（21 年 6 月 24 日公布）、政府令等の制定（22 年 3 月 1 日公布）を受けて、事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）を改正し、前払式支払手段発行者及び資金移動業者の法令等遵守態勢等に係る着眼点を定めるなど、監督上の評価項目を整備・明確化した。 イ. 中小企業者等に対する金融の円滑化を図るために臨時措置に関する法律の成立を受け、同法に基づく金融監督に関する指針を制定し、貸付けの条件の変更等の申込みに対する対応や金融機関の態勢の整備等に係る監督上の着眼点を整備・明確化した。 <p>【その他の反映状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、以下の取組みを実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 厳正かつ迅速な行政処分、金融機関等の業務改善に向けた取組みのフォローアップ <ul style="list-style-type: none"> ① 法令に照らして、利用者保護と市場の公正性確保に重大な問題が認められた金融機関等 																					

	<p>に対し行政処分を行い、経営の健全化を求めるとともに改善状況のフォローアップを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 行政処分事例の公表、処分の根拠となった法令解釈の周知等を通じた法令等違反行為の再発防止 <ul style="list-style-type: none"> ① 金融機関等における行政処分に対しての予測可能性を高め、同様の事案の発生を抑制する観点から、処分事例について、その原因となった事実関係及び根拠法令・条文等を公表した（財務の健全性に関する不利益処分等、公表により対象金融機関等の経営改善に支障が生ずる恐れがあるものを除く）。 ② 業務改善命令等の行政処分に関する事例を一覧性のあるものとして取りまとめ、公表している「行政処分事例集」を定期的に更新し、国民への情報提供を行った（21年7月、10月、22年1月）。 ○ 業界や関係機関との情報交換や国民への情報提供の充実、金融機関等による自主的な取組みの懇意（しようよう） <ul style="list-style-type: none"> ① 全国銀行協会、信託協会、地方銀行協会、第二地方銀行協会、信用金庫協会、信用組合中央協会、日本証券業協会、投資信託協会、日本証券投資顧問業協会、金融先物取引業協会、生命保険協会、損害保険協会等との間で意見交換会を開催し、法令等遵守態勢を含めた内部管理態勢の改善への自主的な取組みを要請した。 		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	—	—	—

施策名	金融関連の犯罪に対する厳正かつ適切な対応
施策の概要	金融機関は、利用者保護及び金融システムに対する信頼確保の観点を踏まえ、預金口座の不正利用対策や、偽造キャッシュカード等による被害の防止策を講じる必要がある。このため、金融機関に対し、各種の情報提供や業界団体を通じた要請により、迅速かつ適切な取組みを促すこととする。
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性を踏まえ、より一層取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある。</p> <p>(必要性) 預金口座の不正利用や偽造キャッシュカード等による被害を防止するためには、金融機関に対する各種の情報提供及び金融機関における迅速かつ適切な取組みの懸念を図っていく必要がある。</p> <p>(有効性) 口座の不正利用問題、偽造キャッシュカード等の問題に関する、金融機関に対する各種の情報提供や、業界団体を通じた当該問題への取組みに関する要請を行うことにより、金融機関による、当該問題に関する適切な現状分析を可能とすると同時に認識の共通化が図られ、被害の防止に向けた金融機関の取組みが促進される。</p> <p>(効率性) 当局より、金融機関等に対し各種の情報提供を行うとともに、業界団体を通じて傘下金融機関に対する要請を行うことにより、金融機関において、効率的に預金口座の利用停止等の措置、また、振り込め詐欺救済法、預貯金者保護法への対応が行われている。</p> <p>(反映の方向性) <ul style="list-style-type: none"> ・ 不正口座利用に関する金融機関等への情報提供 ・ 預金口座の不正利用問題に対する適切な対応についての検討等 ・ 振り込め詐欺救済法の的確な運用に向けた各金融機関に対する態勢整備の促進 ・ 金融機関における情報セキュリティ対策等の一層の向上に向けた取組みや被害者への補償等のフォローアップ実施 </p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p>

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	
				18年度	19年度	20年度			
金融機関の預貯金口座に関する犯罪を未然に防止するとともに、その被害者の保護を図ること	口座不正利用に伴う口座の利用停止、強制解約等件数	利用停止(件数) 強制解約等(件数)		41,606 32,622	41,972 32,417	46,731 38,646		利用者保護及び金融システムに対する信頼確保の観点から、顧客からの届出の受付体制の整備等、金融機関が迅速かつ適切な対応を図ることにより、預金口座を不正に利用されないようにする必要がある。また、偽造・盗難キヤッショカード等による預貯金の不正払戻し等を未然に防止するため、情報セキュリティ対策等を十分に講じる必要がある。	
	金融機関への口座不正利用に係る情報提供件数	情報提供件数		2,395	3,482	5,019			
	振り込め詐欺救済法に基づく被害者への分配状況	被害者に対する支払額(百万円) (注1)		—	—	657			
	偽造・盗難キヤッショカード等被害に係る補償状況	偽造キヤッショカード(%) (注2)		97.5	96.6	98.3			
	金融機関の各種セキュリティ対策等の実施率	ICキヤッショカード対応ATM(%) (注3)	63.9 (19年度)	42.8	63.9	75.7	前年度(19年度)実績より向上		
		生体認証機能付ICキヤッショカード対応ATM(%) (注3)	33.2 (19年度)	14.6	33.2	42.1			

(注1) 20年度中に預金保険機構が実施した公告(計9回、延べ345金融機関分)による。

(注2) 20年度末時点における、各年度に発生した被害に対する補償割合(件数ベース)。(金融機関において調査・検討中のものを除く)

(注3) 各年度末におけるATM台数に占める割合。

政策評価の結果 の政策への反映 状況	【その他の反映状況】
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、以下の取組みを実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 不正口座利用に関する金融機関等への情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ① 不正口座利用に関する金融機関等への情報提供を行い、広く一般に預金口座の不正利用問題に対する注意喚起を促す観点から、引き続き、情報提供件数等を四半期毎に当庁ウェブサイトにおいて公表した(平成21年10月(21年7月~21年9月末分)及び22年1月(21年10月~21年12月末分)に公表)。 ○ 預金口座の不正利用問題に対する適切な対応について検討・懇意(しょうよう)、振り込め詐欺救済法の的確な運用に向けた各金融機関に対する態勢整備の促進 <ul style="list-style-type: none"> ① 平成21事務年度主要行等、中小・地域金融機関向け監督方針において、金融機能の不正利用の防止に向けた対策を監督上の重点事項とした。 ② 業界団体との意見交換会において、振り込め詐欺の未然防止に向けATM関連対策を含めた積極的な取組みに努めるよう要請した。 ○ 金融機関における情報セキュリティ対策等の一層の向上に向けた取組みや被害者への補償等のフォローアップ実施 <ul style="list-style-type: none"> ① 金融機関における情報セキュリティ対策等の向上を促す観点から、偽造キヤッショカード問題等への対応状況に係るアンケート調査を実施し、ICキヤッショカード等のセキュリティ対策の導入状況を当庁ウェブサイトにおいて公表した。 ② 偽造キヤッショカード等の問題への注意喚起等を促す観点から、引き続き、被害発生状況及び金融機関による補償状況を四半期毎に当庁ウェブサイトにおいて公表した(21年10月~21年12月末分)。

	月(21年4～6月分)、21年12月(21年7～9月分)及び22年2月(21年10～12月分)に公表)。 ③ 業界団体との意見交換会において、適切な被害者への補償対応に努めるよう要請した。		
関係する施政方針演説等内閣の 重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	—	—	—

施策名	取引の公正を確保し、投資者の信頼を保持するための市場監視							
施策の概要	証券取引等の公正を確保し、市場に対する投資者の信頼を保持するため、情報収集・分析、取引審査、調査・検査等の市場監視活動を行い、その結果、法令違反等が認められた場合、行政処分等の勧告や犯則事件として告発することにより厳正に対処する。							
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)</p> <p>施策の達成に向けて一定の効果が上がっているが、今後とも、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等（フォワードルッキング・アプローチに基づく監視の強化や市場監視体制の更なる充実・強化等）を行う必要がある。</p> <p>(必要性)</p> <p>我が国の金融・資本市場を公正・透明なものとするためには、適正な市場監視を行い、投資者の信頼を保持し、取引の公正を確保する必要がある。また、実効性の高い市場監視を通じて公正・透明な質の高い市場を形成することは、我が国市場の活性化、国際競争力の向上に貢献することとなる。さらには、不公正ファイナンスのリスクの増大、新たな取引や新たな市場の出現等による監視対象の拡大など、証券取引等監視委員会における市場監視の必要性は、ますます高まっている。</p> <p>(有効性)</p> <p>金融・資本市場に関する幅広い情報収集・分析、取引審査、金融商品取引業者等に対する検査、課徴金調査、開示検査、犯則事件の調査などの市場監視活動を行い、市場の公正性・透明性を損なう法令違反等が認められた場合には、行政処分等の勧告や犯則事件としての告発を行うなどの厳正な対処により、不公正な取引等の未然防止の抑止力として有効に機能している。</p> <p>(効率性)</p> <p>我が国市場を取り巻く環境の大きな変化に対応するため、「コンプライアンスWAN」の利用開始による売買審査のための取引に係るデータ授受の迅速化、「証券検査に係る業務点検プロジェクト」の議論を踏まえ、内部管理態勢に着目した検査の充実のほか、専門家を積極的に採用し、調査・検査体制の強化を図るなど、実効性のある効率的な市場監視を実施している。また、証券取引等監視委員会のタイムリーな取組みを踏まえた情報発信をすることにより、不公正な取引等の効率的な未然抑止に効果をあげている。</p> <p>(反映の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市場を取り巻く環境変化に的確に対応するため、審査、検査、調査のより実効性ある監視態勢の構築及び国内外の関係当局等との連携強化に必要な人員の確保 電子機器に保存されている電磁的記録の保全・復元・解析・証拠化といった作業（デジタル・フォレンジック）に対応するための環境整備 審判手続室における審判手続の適切かつ迅速な運営等の確保 <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p>							
政策評価の結果の政策への反映状況	達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値		目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方
	市場監視を適正に行うことにより、投資者の信頼を保持し、取引の公正を確保する	情報受付件数			6,485	5,841	6,412	市場監視（検査・調査等）を適正に実施することにより、金融商品取引の公正を確保し、金融・資本市場に対する投資者を含めた市場参加者の信頼を保持する。
		取引審査実施件数			1,039	1,098	1,031	また、我が国金融・資本市場の競争力を高めるためには、市場機能の拡充を通じた金融イノベーションを阻害することのないよう留意しつつ、市場の公正性・透明性の向上を図ることにより、内外の投資者等からの信頼を強固にしていく。
		証券検査実施件数			192	233	228	
		証券検査に係る勧告実施件数			28	28	18	
		課徴金調査に係る勧告実施件数			9	21	20	
		開示検査に係る勧告実施件数			5	10	12	
		犯則事件の告発実施件数			13	10	13	
		講演会等の実施件数			(20年度)		125	
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【予算要求】</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果等を踏まえ、電子機器に保存されている電磁的記録の保全・復元等の作業（デジタル・フォレンジック）に必要な経費及び検査・調査や情報発信等について関係経費の平成22年度予算要求を行い、予算措置（271百万円）された。 <p>【機構・定員要求】</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果等を踏まえ、不公正ファイナンスやクロスボーダー取引等をはじめとする複雑・困難な事案や電磁的記録の保全・復元作業等への適切な対応（デジタル・フォレンジック）を図 							

るため、22年度機構・定員要求を行い、主任証券調査官、主任国際専門審査官、情報技術専門官を含む17名が措置された。

【法令・制度の整備・改正】

- ・ 信用格付業者に対する検査権限の付与や外国為替証拠金取引に係る区分管理方法の見直し及びロスカットルールの制定等、新たな監視対象の拡大や投資家保護の必要性に対応するため、「信用格付業者検査マニュアル」の策定及び「金融商品取引業者等検査マニュアル」の一部を改正した（22年3月31日）ほか、外国為替証拠金取引について証券監視委より建議を行い、金融庁において、「金融商品取引業者等に関する内閣府令」（21年8月1日施行）等の一部が改正された。
- ・ 金融庁との市場関連部局や自主規制機関との意見交換等を通じ、第三者割当増資に関し、「企業内容等の開示に関する内閣府令」や自主規制機関における諸規則の改正に貢献した。

【その他の反映状況】

- ・ 評価結果等を踏まえ、以下の取組みを実施した。
 - 不公正ファイナンスに対する監視体制の強化への取組みとして、架空増資による偽計事件を告発するなど、複雑・悪質な複合事案等への処理を進め、平成21年7月～平成22年3月において、13件の告発を行った。
 - 不公正取引やディスクロージャー違反に対する監視体制の強化への取組みとして、内部者取引に加え相場操縦事案等について、迅速・効率的な対応を行い、平成21年7月～平成22年3月において、38件の課徴金納付命令の勧告を行った。
 - 集団投資スキーム（ファンド）の実態把握を行うためのテーマ別検査を実施し、重大・悪質な法令違反が認められた7業者に対し、行政処分を勧告したほか、リスクベースでの検査対象先の選定や着眼点の絞り込み等を行い、効率的かつ効果的な検査を行った。
 - CDSを含む店頭デリバティブなどの新たな取引形態に対する監視体制の強化への取組みとして、CDS取引、証券CFD取引、いわゆる「ダークプール」などについて情報収集・分析を行い、不公正取引のリスク等を検証した。
 - 市場参加者による自己規律・市場規律の強化に向けた取組みとして、市場におけるゲートキーパー等との意見交換や講演を実施し、不公正取引の未然防止等に努めたほか、メールマガジンなどの各種広報媒体へ積極的な寄稿を行うなど、より幅広い情報発信の強化を行った。
 - 自主規制機関との更なる連携に向けた取組みとして、自主規制業務等の強化に役立つ情報を提供したほか、証券取引等監視委員会研修への自主規制機関職員の参加など、双方向の連携を強化した。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	市場強化プラン (金融・資本市場競争力強化プラン)	平成19年12月21日	I. 信頼と活力のある市場の構築 2. 市場の公正性・透明性の確保 (2) 市場監視機能の強化 ① 証券取引等監視委員会等の市場監視体制の強化 我が国市場の公正性・透明性の一層の向上に向け、 課徴金制度の見直しを含む市場監視機能の強化に対応 するため、引き続き証券取引等監視委員会の体制整備 等をはじめとする幅広い市場監視体の強化を図る。
	経済財政改革の基本方針2008	平成20年6月27日	第2章 成長力の強化 1. 経済成長戦略 II グローバル戦略 ⑤ 国際競争力ある成長分野の創出 ・ 金融・資本市場を強化し、世界の中での中核的な金融センターを目指す。「金融・資本市場競争力強化プラン」（平成19年12月21日）を着実に実行するとともに、「株式市場の厚み」や「老後の資産形成」に資する取組を検討する。

施策名	市場の公正性・透明性の確保に向けた市場関係者の自主的な取組みの促進																												
施策の概要	<p>我が国市場をより魅力あるものとし、その競争力を強化するためには、より一層の市場の公正性・透明性を確保することにより、市場の信頼を強固にしていく必要がある。</p> <p>我が国金融・資本市場ひいては経済全体の重要なインフラの一つである金融商品市場の公正性・透明性を確保するためには、規制当局による取組みのみならず、市場開設者である金融商品取引所や市場仲介者としての金融商品取引業者の持つ自主規制機能が適正に発揮されることが必要である。</p>																												
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 政策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、市場の公正性・透明性の確保に向け、取組みの充実・改善等を促進する必要がある。</p> <p>(必要性) 我が国市場をより魅力あるものとし、その競争力を強化するためには、より一層の市場の公正性・透明性を確保することにより、市場の信頼を強固にしていく必要があり、そのためには、規制当局による取組みのみならず、市場開設者や市場仲介者など、市場の関係者全体で取組みを進める必要がある。このため、金融商品取引所及び金融商品取引業協会の持つ自主規制機能や金融商品取引業者の市場仲介者としての機能等が適正に発揮されるよう、関係者の取組みが強化されることが必要である。</p> <p>(有効性) 金融商品取引所の自主規制機能の強化に向けた取引所規則の改正等が行われたほか、各関係団体による苦情・紛争解決サービス提供に向けたさらなる取組みが行われるなど、市場関係者の自主的な取組みが円滑に進んでいる。 こうした取組みは、市場における公正性・透明性の確保につながったものである。</p> <p>他方、金融サービス利用者相談室における投資商品等に関する相談等の受付件数が増加していることに加え、相談等の内容について区分して見た場合に、不適正な行為や業者の態勢等に関する相談等の受付件数も増加していることを踏まえると、今後もさらに取組みを進めていく必要がある。</p> <p>(効率性) 市場の公正性・透明性を確保するための措置の実施に当たっては、規制当局の取組みのみならず、金融商品取引所及び各業界団体が行う自主規制が、その自律性、専門性、機動性等の特性を活かしつつ、適切に機能することが効率的な方策である。</p> <p>(反映の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自主規制機関との適切な連携等 ・ 取引所におけるコーポレート・ガバナンス強化及び自主規制機能の強化への取組み <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">市場関係者の自主的な取組みが強化されることにより、市場の公正性・透明性が確保されること</td> <td>金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況</td> <td>件</td> <td></td> <td>52,054</td> <td>45,873</td> <td>51,640</td> <td></td> <td rowspan="2">国民経済の適切な運営及び投資者の保護に資するため、自主規制機関及び市場関係者の自主的な取組みが強化され、市場の公正性・透明性が確保される必要がある。</td> </tr> <tr> <td>認定投資者保護団体の認定の申請件数</td> <td>件</td> <td></td> <td>—</td> <td>2</td> <td>2</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方	18年度	19年度	20年度	市場関係者の自主的な取組みが強化されることにより、市場の公正性・透明性が確保されること	金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況	件		52,054	45,873	51,640		国民経済の適切な運営及び投資者の保護に資するため、自主規制機関及び市場関係者の自主的な取組みが強化され、市場の公正性・透明性が確保される必要がある。	認定投資者保護団体の認定の申請件数	件		—	2	2	
達成目標	指標名					単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方																	
		18年度	19年度	20年度																									
市場関係者の自主的な取組みが強化されることにより、市場の公正性・透明性が確保されること	金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況	件		52,054	45,873	51,640		国民経済の適切な運営及び投資者の保護に資するため、自主規制機関及び市場関係者の自主的な取組みが強化され、市場の公正性・透明性が確保される必要がある。																					
	認定投資者保護団体の認定の申請件数	件		—	2	2																							
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【法令・制度の整備・改正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、各証券取引所において、上場会社のコーポレート・ガバナンスの向上、及び、実効性確保手段の適用対象の拡充等に係る規則改正を実施した（平成21年7月以降、順次改正）。 <p>【その他の反映状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、以下の取組みを実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 社債市場の活性化に関する懇談会にオブザーバー参加するなど、市場関係者により自主的に進められている市場活性化に向けた取組みとの連携（21年7月～）。 ○ 証券・金融商品取引の利用者からの相談、苦情の解決及び紛争解決について、横断的かつ包括的な形で対応し得る体制を構築し、利便性の向上と投資者保護の充実に資するため、日本証券業協会等の5つの金融商品取引業協会により設立された「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター」に対して、認定投資者保護団体の認定（22年1月）。 ○ 東京証券取引所（上場制度整備懇談会）において、「上場制度整備の実行計画2009（21年9月）」に基づき、コーポレート・ガバナンス向上に向けた環境整備等について検討を継続。 																												

関係する施政方針演説等内閣の 重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	—	—	—

施策名	市場の透明性確保に向けた会計制度の整備																											
施策の概要	我が国の会計基準は、ASBにおいて、精力的に改訂がなされ、諸外国に比べて遜色のない高品質なものとなっている。一方で経済取引・企業活動の高度化、複雑化、国際化等の急速な変化に的確に対応するとともに、会計基準等を巡る国際的動向を踏まえつつ、引き続き着実な基準整備を促していく必要がある。																											
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 施策の達成に向けて一定の成果が上がっている（EUにおける会計基準の同等性評価の決定や、IASCFモニタリング・ボードの創設）が、環境の変化（会計基準に関する国際的動向）や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある。</p> <p>(必要性) 経済・金融取引の国際化が進展する中、金融・資本市場の重要なインフラである会計基準については、会計基準をめぐる国際的動向も踏まえ、不断の整備を行っていくことが重要であり、また海外当局等との対話の促進を図っていくことが必要である。</p> <p>(有効性) 金融庁と国内関係者は、企業会計審議会企画調整部会において示された官民一体の方針に基づき、コンバージェンスに対応してきている。我が国におけるコンバージェンスの進捗を前提としてEUにおける会計基準の同等性評価が決定されたことや、IASCFモニタリング・ボードの創設により、国際会計基準の設定プロセスにおいて、公正性・透明性を監視する機構に金融庁が参加すること、企業会計審議会により我が国において国際会計基準の任意適用を認めることが適当とする報告書を公表されたこと等から、企業財務報告の適正化を通じた金融資本市場の公正性・透明性の確保の向上に向けて一定の成果が上がっている。</p> <p>(効率性) 金融庁と国内関係者は、官民連携して十分な意見交換を行いつつ、それぞれの専門的知見を活用しながらコンバージェンスへの対応を進めてきており、経済取引・企業活動の高度化、複雑化、国際化等の急速な変化に対し、現在有する資源を最大限かつ効率的に活用している。</p> <p>(反映の方向性) <ul style="list-style-type: none"> ・ 会計基準のコンバージェンスに向けた取組み ・ 国際的な基準設定プロセスへの早期段階からの関与と、基準設定主体のガバナンス強化に向けた国際的な議論への貢献 ・ 国内におけるASBにおける会計基準等の整備・改善に向けた活動 </p>																											
【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】																												
政策評価の結果の政策への反映状況	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金融・資本取引や企業活動の国際化等の状況を踏まえた会計制度の整備を図ることにより、我が国市場の公正性・透明性の確保の向上に資すること</td> <td>ASBのコンバージェンスに対する取組状況 <ASBプロジェクト計画表の進捗度></td> <td>※ 目標値・達成時期は、左記計画表に掲げた取組み内容を参考する。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>国民経済の適切な運営及び投資者の保護に資するため、会計基準設定主体をはじめとする関係者の自主的な取組みが強化され、市場の公正性・透明性が確保される必要がある。</td> </tr> </tbody> </table>							達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方	18年度	19年度	20年度	金融・資本取引や企業活動の国際化等の状況を踏まえた会計制度の整備を図ることにより、我が国市場の公正性・透明性の確保の向上に資すること	ASBのコンバージェンスに対する取組状況 <ASBプロジェクト計画表の進捗度>	※ 目標値・達成時期は、左記計画表に掲げた取組み内容を参考する。						国民経済の適切な運営及び投資者の保護に資するため、会計基準設定主体をはじめとする関係者の自主的な取組みが強化され、市場の公正性・透明性が確保される必要がある。
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)					達成目標・指標の設定根拠・考え方																
				18年度	19年度	20年度																						
金融・資本取引や企業活動の国際化等の状況を踏まえた会計制度の整備を図ることにより、我が国市場の公正性・透明性の確保の向上に資すること	ASBのコンバージェンスに対する取組状況 <ASBプロジェクト計画表の進捗度>	※ 目標値・達成時期は、左記計画表に掲げた取組み内容を参考する。						国民経済の適切な運営及び投資者の保護に資するため、会計基準設定主体をはじめとする関係者の自主的な取組みが強化され、市場の公正性・透明性が確保される必要がある。																				
<p>【予算要求】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、企業財務諸制度調査等経費の平成22年度予算要求を行い、予算措置（53百万円）された。 <p>【機構・定員要求】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、国内における国際会計基準への移行に係る対応強化のため、22年度機構・定員要求を行い、課長補佐1名及び係長1名が措置された。 <p>【法令・制度の整備・改正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、国際的な財務・事業活動を行っている上場企業の連結財務諸表について、2010年3月期からIFRSの任意適用ができるよう、内閣府令等を整備した（21年12月施行）。 <p>【その他の反映状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、「非上場会社の会計基準に関する懇談会」（22年3月設置）にオブザーバー参加するなど、国内における会計基準等の整備・改善に向けた活動を引き続き支援。 																												
関係する施政方針演説等内閣の重要な政策（主な	施政方針演説等	年月日		記載事項（抜粋）																								
	生活対策	平成20年10月30日		国際的な会計基準の動きを踏まえ、①公正価値（時価）の算定方法の企業会計基準委員会による明確化の監査人への周知・金融検査での対応を行うとともに、②同委員																								

もの)			会による金融商品の保有目的の変更に関する迅速な検討を支持する
	経済危機対策	平成 21 年 4 月 10 日	企業の会計処理について、国際的な動向も勘案しつつ、迅速かつ適切な対応がなされるよう我が国会計関係者の努力を引き続きサポート

施策名	金融商品取引法に基づくディスクロージャーの充実																											
施策の概要	<p>金融商品取引法上のディスクロージャー制度は、投資家に対し投資判断に必要な情報を提供するものであり、その効率的な運営は公正・透明な証券市場の維持と幅広い投資家の保護の為には必要不可欠なものであることから、ディスクロージャー制度の不断の整備を図る。</p> <p>また、ディスクロージャーの電子化については、E D I N E T（金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム）を利用したディスクロージャーの電子化を推進する。</p> <p>さらに、信用格付業者に対する登録制の導入により、規制・監督を通じた信用格付業者の独立性確保・利益相反防止、格付プロセスの品質と公正性の確保、投資者等の市場参加者に対する透明性の確保を図ることが期待される。</p>																											
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 施策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要がある。</p> <p>(必要性) 公正・透明な証券市場の維持と幅広い投資家の保護のためにはディスクロージャー制度の不断の整備、制度の円滑な導入が必要不可欠である。</p> <p>開示される情報の信頼性を高め、また、開示された情報の利便性を高めその利用を促進することは、証券市場を通じた投資の効率性や発行体企業の資金調達の効率性の向上により証券市場を活性化させ、国民経済の発展に資することが期待される。</p> <p>また、ディスクロージャーの電子化は、投資拡大や発行体企業の資金調達の効率性の向上、ひいては証券市場の活性化にも資することが期待されることから、E D I N E Tを利用したディスクロージャーの電子化の推進が必要である。</p> <p>さらに資本市場の機能の十全な発揮や投資者保護の観点から、格付会社に対する国際的に整合的な公的規制の枠組みを導入することが必要である。</p> <p>(有効性) 20年4月1日以後開始する事業年度より適用されている内部統制報告制度の円滑な導入により、財務情報の信頼性が高まっている。</p> <p>また、最適化後の新E D I N E TへのX B R Lの導入により開示情報の二次利用性が高まったことは、証券市場の活性化に資する。</p> <p>さらに、格付会社に対する国際的に整合的な公的規制の枠組みを導入するための法整備を行ったことは、資本市場の機能の十全な発揮や投資者保護に資する。</p> <p>(効率性) 新興市場への上場企業を対象に実施した内部統制報告制度の対応状況に関するアンケートについては、各証券取引所の協力のもと、低コストでより多くの対象者からアンケートの回答を回収することができた。</p> <p>E D I N E Tの再構築については、X B R Lを導入することにより、開示情報の二次利用性を高め、開示書類等利用者の利便性向上等を図るとともに、類似機能の統廃合によるコスト削減等を図り、20年3月17日より新システムが稼働している。</p> <p>(反映の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> 内部統制報告書の提出状況の調査など内部統制報告制度のレビューを引き続き行い、必要に応じ、内部統制の評価及び監査の基準・実施基準の見直しや更なる明確化等を検討 タクソノミの国際的な共通仕様を確定させ、これに基づくタクソノミ開発を実施し、新E D I N E Tに導入されたタクソノミの国際的相互運用性、比較可能性を確保 格付会社に係る規制については、政令・内閣府令の整備に取り組むほか、欧米をはじめとする外国当局と適切に連携 <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p>																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>投資者に 対し投資 判断に必 要な情報 が適切に 提供され ること</td> <td>E D I N E T サイトへのア クセス件数 (注)目標値・ 達成時期は、事 務事業の性格 上、設定してい ない。</td> <td>万件</td> <td></td> <td>32</td> <td>100</td> <td>444</td> <td></td> <td>有価証券の発行者の 財務内容、事業内容 及び有価証券を大量 に取得・保有する者 の状況を正確、公平 かつ適時に開示し、 それを基礎として、 投資者がその責任に おいて有価証券の価 値その他の投資に必 要な判断をするため の機会を与え、投資 者保護を図ることを 目指す。</td> </tr> </tbody> </table>							達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方	18年度	19年度	20年度	投資者に 対し投資 判断に必 要な情報 が適切に 提供され ること	E D I N E T サイトへのア クセス件数 (注)目標値・ 達成時期は、事 務事業の性格 上、設定してい ない。	万件		32	100	444		有価証券の発行者の 財務内容、事業内容 及び有価証券を大量 に取得・保有する者 の状況を正確、公平 かつ適時に開示し、 それを基礎として、 投資者がその責任に おいて有価証券の価 値その他の投資に必 要な判断をするため の機会を与え、投資 者保護を図ることを 目指す。
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)					達成目標・指標の設定根拠・考え方																
				18年度	19年度	20年度																						
投資者に 対し投資 判断に必 要な情報 が適切に 提供され ること	E D I N E T サイトへのア クセス件数 (注)目標値・ 達成時期は、事 務事業の性格 上、設定してい ない。	万件		32	100	444		有価証券の発行者の 財務内容、事業内容 及び有価証券を大量 に取得・保有する者 の状況を正確、公平 かつ適時に開示し、 それを基礎として、 投資者がその責任に おいて有価証券の価 値その他の投資に必 要な判断をするため の機会を与え、投資 者保護を図ることを 目指す。																				
政策評価の結果	<p>【予算要求】</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、有価証券報告書等電子開示システム整備経費、業務・システム最適化計 																											

の政策への反映 状況	<p>画に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システムの国際化に必要な経費、制度改正に必要な経費等の平成22年度予算要求を行い、予算措置（1,337百万円）された。</p> <p>【機構・定員要求】</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、信用格付業者の監督に係る体制整備のため、22年度機構・定員要求を行い、課長補佐1名及び係長1名が措置された。 <p>【法令・制度の整備・改正】</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、信用格付業者に対する規制を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（21年6月成立）に係る政令・内閣府令を整備した（原則、22年4月1日施行）。 <p>【その他の反映状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、以下の取組みを実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 「平成21年3月決算会社に係る内部統制報告書の提出状況について」の集計・公表（21年7月7日）。 ○ 新EDINETに導入されたタクソノミの国際的相互運用性、比較可能性を確保するため、IASCF、SECとの3者会合に21事務年度も引き続き参加。 		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	生活対策	平成20年10月30日	第2章 具体的施策 （第2の重点分野）金融・経済の安定強化 4. 金融資本市場安定対策 ○ 証券化商品の透明性・信頼性向上及び流通再開に向けた取組 ・ 格付会社に係る規制の検討
	金融・世界経済に関する首脳会合	平成20年11月15日 平成21年4月2日	「合意され強化された国際行動規範に整合的に、信用格付会社に対する強力な監督を実施していく」こと等について合意
	経済危機対策	第2章 具体的施策 I. 緊急的な対策—「底割れ」の回避 2. 金融対策 ○ 開示制度及び会計処理に関する対応並びに税務上の取扱いの明確化 ・ 「継続企業の前提に関する注記」について、投資家に対し企業の経営実態に即したより有用な情報提供を確保するための制度の改善	

施策名	公認会計士監査の充実・強化																											
施策の概要	我が国の資本市場が、その機能を十全に発揮していくためには、企業財務情報が適正に開示されることが必要不可欠であり、公認会計士・監査法人による監査は、企業財務情報の信頼性を確保していく上で、極めて重要な役割を担うものであることから、公認会計士監査を充実・強化していく。																											
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)</p> <p>施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、環境の変化（監査に関する国際的動向等）や取組みの有効性（監査法人に対する業務改善指示及び改善の進捗状況等のフォローアップ等）等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある。</p> <p>(必要性)</p> <p>公認会計士・監査法人による監査は、企業の財務情報の信頼性を確保し、我が国の資本市場の透明性・信頼性を向上させていく上で、極めて重要な役割を担うものであることから、金融庁及び審査会が、公認会計士・監査法人等に対する監督及び検査等を着実に実施することで、公認会計士監査を充実・強化していく必要がある。</p> <p>(有効性)</p> <p>監査に対する信頼性確保の観点から、品質管理レビューの審査等に基づく報告徴収及び検査を実施したこと、利用者の確実な理解を図るよう検査指摘事例集の改訂等を行ったこと、また、監査法人等に対する適切な監督等を行ったことは、公認会計士、監査法人の監査の質の向上に向けた取組みを促し、厳正な会計監査の確保に一定の効果があがっている。</p> <p>(効率性)</p> <p>監査に対する信頼性確保の観点から、品質管理レビューの審査及び検査を実施し、利用者の確実な理解を図るよう検査指摘事例集の改定等を行ったことは、監査事務所の監査の質の向上に向けた自主的な取組みを促すものであり、厳正な会計監査の確保という施策効果を効率的に実現するものである。</p> <p>(反映の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> 監査基準等の整備に係る対応 公認会計士・監査法人等に対する適切な監督 品質管理レビューの的確な審査及び監査法人等に対する的確な検査等 諸外国の監査監督機関との協力・連携 公認会計士試験の実施の改善 <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p>																											
政策評価の結果の政策への反映状況	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度) 3月末</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>18年 3月末</th> <th>19年 3月末</th> <th>20年 3月末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>厳正な会計監査の確保を図ること</td> <td>監査法人等に対する品質管理レビューの審査及び検査の実施状況</td> <td>%</td> <td>※ 左記指標は、主に定性的指標である。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>公認会計士・監査法人による監査は、財務書類の信頼性確保のために極めて重要な役割を果たすものであり、厳正な会計監査の確保を図ることが重要である。</td> </tr> </tbody> </table> <p>【予算要求】</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、懲戒処分経費、課徴金制度関係経費、公認会計士等検査経費及び試験実施経費等の平成22年度予算要求を行い、予算措置（119百万円）された。 <p>【機構・定員要求】</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、公認会計士監督に係る体制の整備、国内の監査法人、公認会計士等に対する検査等の体制の整備、外国監査法人等に対する検査等の体制整備及び外国監査法人等に対する検査等の支援体制の整備のため、22年度機構・定員要求を行い、課長補佐2名、係長3名、主任公認会計士監査検査官2名及び公認会計士監査検査官1名が措置された。 <p>【その他の反映状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、公認会計士試験・資格制度等についての検討を行うため、公認会計士制度に関する懇談会を設置した（平成21年12月～）。 							達成目標	指標名	単位	基準値 (年度) 3月末	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方	18年 3月末	19年 3月末	20年 3月末	厳正な会計監査の確保を図ること	監査法人等に対する品質管理レビューの審査及び検査の実施状況	%	※ 左記指標は、主に定性的指標である。					公認会計士・監査法人による監査は、財務書類の信頼性確保のために極めて重要な役割を果たすものであり、厳正な会計監査の確保を図ることが重要である。
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度) 3月末	実績値			目標値 (年度)					達成目標・指標の設定根拠・考え方																
				18年 3月末	19年 3月末	20年 3月末																						
厳正な会計監査の確保を図ること	監査法人等に対する品質管理レビューの審査及び検査の実施状況	%	※ 左記指標は、主に定性的指標である。					公認会計士・監査法人による監査は、財務書類の信頼性確保のために極めて重要な役割を果たすものであり、厳正な会計監査の確保を図ることが重要である。																				
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）																									
	—	—	—																									

施策名	多様な資金運用・調達機会の提供に向けた制度設計																																										
施策の概要	利用者ニーズに応じた多様で良質な金融商品・サービスの提供を促し、利用者利便の向上を図るために金融機関の販売チャネルの拡大や取引所における取扱商品の多様化等について検討・整備を進める必要がある。																																										
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性を踏まえ、必要に応じて、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある。</p> <p>(必要性) 少子高齢化が進展する中で、今後我が国経済の持続的な成長を確保し、国民が成長の果実を享受するためには、多様で良質な金融商品・サービスが提供され、経済社会全体への適切な資源配分が進められる必要がある。</p> <p>(有効性) 金融サービス利用者相談室に寄せられた相談等の受付件数が増加しているのは、米国のサブプライムローン問題を契機としたグローバルな金融資本市場の混乱もその要因と考えられる。他方で、第二種金融商品取引業者の登録数や適格機関投資家の届出数等が増加しており、多様な金融商品・サービスの提供が進んでいる。</p> <p>また、預金取扱金融機関の店舗数等に低下傾向が見られるものの、証券会社の営業所数や銀行代理店数等に増加傾向が見られるなど、金融商品・サービスの販売チャネルの拡大は順調に進んでいる。</p> <p>この他、20年6月に成立した「金融商品取引法等の一部を改正する法律」に関連する政令・内閣府令の整備を受けてTOKYO AIM取引所が創設される等、一定の効果が現れている。</p> <p>(効率性) 多様な資金運用・調達機会の提供に向けた制度設計に係る事務事業の多くは制度的枠組みの整備等であり、特段の予算支出を必要とするものではない。</p> <p>なお、金融商品・サービスの販売チャネル拡大等の効果は、金融機関等の対応によりもたらされており、効率的に施策効果が実現されているものである。</p> <p>(反映の方向性) <ul style="list-style-type: none"> ・ 銀行等による保険販売規制の見直しについて、全面解禁後においても、引き続き銀行等による保険募集の実施状況についてモニタリングを行い、その結果を踏まえ、保険契約者等の保護及び利便性の観点から、弊害防止措置等について22年末を目途に所要の見直しを行う ・ 取引所の相互乗り入れ等を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律(21年6月成立)」の円滑な施行に向けて、政令・内閣府令を整備 </p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p>																																										
政策評価の結果の政策への反映状況	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">多様で良質な金融商品・サービスが提供されること</td> <td>金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況</td> <td>件</td> <td></td> <td>52,054</td> <td>45,873</td> <td>51,640</td> <td></td> <td rowspan="6">利用者ニーズに応じて多様で良質な金融商品・サービスが適切に提供されるようにし、利用者利便の向上を図る。</td> </tr> <tr> <td>平成20年度末現在、届出を行って適格機関投資家となる者の数</td> <td>者</td> <td></td> <td>78</td> <td>439</td> <td>634</td> <td></td> </tr> <tr> <td>E T F の上場数</td> <td>銘柄</td> <td></td> <td>14</td> <td>39</td> <td>69</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>【法令・制度の整備・改正】</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、取引所の相互乗り入れ等を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(平成21年6月成立)に係る政令・内閣府令を整備した(原則、22年4月1日施行予定)。 <p>【その他の反映状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 銀行等による保険募集の実施状況については、全面解禁後においても弊害防止措置の実施状況等を検証しているところであり、「平成21事務年度保険会社等向け監督方針」(21年8月)において、前年度に引き続き監督にあたっての重点事項として明確化した。 								達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方	18年度	19年度	20年度	多様で良質な金融商品・サービスが提供されること	金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況	件		52,054	45,873	51,640		利用者ニーズに応じて多様で良質な金融商品・サービスが適切に提供されるようにし、利用者利便の向上を図る。	平成20年度末現在、届出を行って適格機関投資家となる者の数	者		78	439	634		E T F の上場数	銘柄		14	39	69	
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方																																			
				18年度	19年度	20年度																																					
多様で良質な金融商品・サービスが提供されること	金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況	件		52,054	45,873	51,640		利用者ニーズに応じて多様で良質な金融商品・サービスが適切に提供されるようにし、利用者利便の向上を図る。																																			
	平成20年度末現在、届出を行って適格機関投資家となる者の数	者		78	439	634																																					
	E T F の上場数	銘柄		14	39	69																																					
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																																								
	経済財政改革の基本方針2007	平成19年6月19日	<p>「金融・資本市場競争力強化プラン」を平成19年内を目指して金融庁が取りまとめ、政府一体として推進する。その際、以下の施策については特に重点的に取り組む。</p> <p>① 取引所の競争力の強化 取引所において株式、債券、金融先物、商品先物など総合的に幅広い品揃えを可能とするための具体策等を検討し、結論を得る。</p>																																								
	経済財政改革の基本方針2008	平成20年6月27日	「金融・資本市場競争力強化プラン」(平成19年12月21日)を着実に実行するとともに、「株式市場の厚み」																																								

や「老後の資産形成」に資する取組を検討する。

施策名	決済システム等の整備																					
施策の概要	決済システムは、金融・資本市場を支える重要なインフラであり、金融・資本市場の国際的な競争力に影響する重要な要素である。例えば、米国のサブプライム・ローン問題に端を発する国際的な金融・資本市場の混乱等を背景として、国内外の決済システムの相互依存関係が一段と強まっていることから、資金決済システムを強化する必要性が高まっており、情報通信技術の高度化等に対応して、決済システムの安全性、効率性及び利便性をより一層向上させる必要がある。																					
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、資金決済に関する法律の円滑な施行に向けた政令・内閣府令等の整備の取組みや電子記録債権制度の着実な実施に向けた取組み等を引き続き行っていく必要がある。</p> <p>(必要性) 決済システムは、金融・資本市場を支える重要なインフラであり、金融・資本市場の国際的な競争力に影響する重要な要素である。我が国市場の競争力強化のため、情報通信技術の高度化等に対応して、決済システムの安全性、効率性及び利便性をより一層向上させる必要がある。</p> <p>(有効性) 株式等振替制度を円滑に実施したことにより、株券紛失等のリスクの削減、発行者に係るコストの削減、株主管理の効率化等が図られた。電子記録債権制度の導入により、事業者の資金調達の円滑化が図られることとなった。また、資金決済に関する制度整備を図ったことにより、従来銀行等のみに認められた為替取引を、登録制の下、銀行等以外の者でも行うことができるようになり、前払式支払手段についても、現行の商品券やプリペイドカード内に金額等が記録されるカードと同様に適切な規制が及ぶこととなり、銀行間の資金決済の円滑な実施を確保するため、資金清算を行う者に対する適切な監督等を行えることとなった。これらの取組みにより、決済システムの安全性、効率性及び利便性の向上に向けて、大きな成果が上がっている。</p> <p>(効率性) 安全かつ効率的で利便性の高い決済システム等を構築するために取り組む事務事業の多くは制度的枠組みの整備等であり、特段の予算支出を必要とするものではない。</p> <p>なお、資金決済システムにおける国際標準化への対応等については、民間主体の取組みをフォローアップするという手法をとっているほか、民間による電子記録債権制度の活用が進むよう、関係機関との連携や周知・広報を図るなど、民間の取組みも踏まえ施策を進める。</p> <p>(反映の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資金決済に関する法律の円滑な施行に向けて、政令・内閣府令等を整備 ・ 電子記録債権の普及・利用促進に向けて、引き続き利用者への普及啓発等に取り組むほか、実務・運用のあり方について検討が進むよう、制度の着実な実施に向けて、今後も関係方面との適切な連携 <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度) ※ 左記指標は、定性的指標である。</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>18年 3月末</th> <th>19年 3月末</th> <th>20年 3月末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安全かつ効率的で利便性の高い決済システム等を構築すること</td> <td>平成23年度を目標とするRTGS化や全銀システムの利便性等の向上に向けた進捗状況 振替制度の実施及び稼働状況 電子記録債権制度の導入及び稼働状況</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>決済システムは、金融・資本市場を支える重要なインフラであり、金融・資本市場の国際的な競争力に影響する重要な要素である。我が国市場の競争力強化のため、情報通信技術の高度化等に対応して、決済システムの安全性、効率性及び利便性をより一層向上させる。</td> </tr> </tbody> </table>	達成目標	指標名	単位	基準値 (年度) ※ 左記指標は、定性的指標である。	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	18年 3月末	19年 3月末	20年 3月末	安全かつ効率的で利便性の高い決済システム等を構築すること	平成23年度を目標とするRTGS化や全銀システムの利便性等の向上に向けた進捗状況 振替制度の実施及び稼働状況 電子記録債権制度の導入及び稼働状況							決済システムは、金融・資本市場を支える重要なインフラであり、金融・資本市場の国際的な競争力に影響する重要な要素である。我が国市場の競争力強化のため、情報通信技術の高度化等に対応して、決済システムの安全性、効率性及び利便性をより一層向上させる。
達成目標	指標名					単位	基準値 (年度) ※ 左記指標は、定性的指標である。	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方										
		18年 3月末	19年 3月末	20年 3月末																		
安全かつ効率的で利便性の高い決済システム等を構築すること	平成23年度を目標とするRTGS化や全銀システムの利便性等の向上に向けた進捗状況 振替制度の実施及び稼働状況 電子記録債権制度の導入及び稼働状況							決済システムは、金融・資本市場を支える重要なインフラであり、金融・資本市場の国際的な競争力に影響する重要な要素である。我が国市場の競争力強化のため、情報通信技術の高度化等に対応して、決済システムの安全性、効率性及び利便性をより一層向上させる。														
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【機構・定員要求】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、資金決済法施行に伴う検査・監督体制の整備、電子債権記録機関の監督体制整備、金融商品清算機関及び振替機関の監督に係る体制整備等のため、平成22年度機構・定員要求を行い、監督企画官（資金決済担当）1名の増設、特別検査官1名、専門検査官1名、課長補佐2名及び係長4名が措置された。 <p>【法令・制度の整備・改正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、以下の関係法令を整備等した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 銀行間の資金決済についての所要の制度整備等を盛り込んだ「資金決済に関する法律」(21年6月成立)に係る政令・内閣府令の整備（原則、22年4月1日施行）。 ○ 決済システムの安定性・透明性の向上を図る観点から、店頭デリバティブ取引等に関する清算機関の利用の義務付け等を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」の国会提出（22年3月）。 																					

関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	経済財政改革の基本方針 2007	平成 19 年 6 月 19 日	<p>第 2 章 成長力の強化</p> <p>1. 成長力加速プログラム</p> <p>I 成長力底上げ戦略【具体的手段】</p> <p>(3) 中小企業底上げ戦略</p> <p>② 「中小企業生産性向上プロジェクト」の推進による賃金の底上げ（業種横断的な共通基盤対策）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ I T 化・機械化・経営改善（コンサルティング・資金支援、流動資産担保融資保証制度・電子記録債権の推進、（後略）） <p>「金融・資本市場競争力強化プラン」を平成19年内を目途に金融庁が取りまとめ、政府一体として推進する。その際、以下の施策については特に重点的に取り組む。</p>

施策名	専門性の高い人材の育成等																												
施策の概要	国際的な市場間競争が一層激化する中で、我が国金融・資本市場が内外の利用者のニーズに応え、その役割を十分に果たしていくためには、我が国市場の競争力を強化し、その魅力を向上させていくことが喫緊の課題であり、我が国市場を巡る周辺環境整備の一環として、専門性の高い人材の育成等について、幅広く取り組む。																												
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 施策の達成に向けて一定の効果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等（専門性の高い人材の育成に向けた更なる取組み）を行う必要がある。</p> <p>(必要性) 金融・資本市場の競争力を規定する最も基本的かつ重要な要素は、専門性の高い人材の確保であることから、我が国金融・資本市場において、多様かつ質の高い金融商品・サービスが提供される環境を整備し、その競争力を強化していくためには、金融サービス業や法律・会計等の周辺専門サービスに従事する専門性の高い人材を育成・強化し、その厚みを増していく必要がある。</p> <p>(有効性) 高度かつ実践的な金融教育の充実、金融専門人材の育成については、金融庁としてできることには限界があることから、金融庁における取組みは、人材育成のための環境整備が中心となるが、公認会計士試験の実施の改善を含め、金融面に通じた専門性の高い人材の育成に向けた取組み・議論が進みつつあると考えている。</p> <p>(効率性) 金融面に通じた専門性の高い人材の育成等のために取り組む事務事業の多くは、制度的枠組みの整備等であり、公認会計士試験の実施に係る経費を除けば、事業費等の特段の予算支出は不要である。</p> <p>(反映の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高度かつ実践的な金融教育の充実や金融専門人材の育成についての取組みの充実・検討 ・ 公認会計士試験の実施の改善 <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>18年3月末</th> <th>19年3月末</th> <th>20月3月末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td>%</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>								達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	18年3月末	19年3月末	20月3月末			%						
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																					
				18年3月末	19年3月末	20月3月末																							
		%																											
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【その他の反映状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、広島大学大学院（継続）、中央大学大学院（21年11月より開講）において金融行政に関する連携講座を実施した他、経済産業省が主催する「高度金融人材産学協議会」へオブサーバーとして参加した。 																												
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日		記載事項（抜粋）																									
	—	—		—																									

施策名	個人投資家の参加拡大							
施策の概要	少子高齢化社会が到来する中で、今後、我が国の持続的な成長を確保し、国民が成長の果実を享受するためには、個人金融資産の運用の多様化・効率化が図られ、経済社会全体への適切な資源配分が進められる必要があり、「貯蓄から投資へ」の流れは引き続き重要である。							
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)</p> <p>個人株主数や投資主体別で見た個人の株式保有比率等が増加するなど、政策の達成に向けて一定の効果が上がっているが、実体経済の悪化や株価等の大幅な変動などの外部環境の変化等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等（個人投資家が投資しやすい環境の整備等）に一層取り組んでいく必要がある。</p> <p>(必要性)</p> <p>少子高齢化社会が到来する中で、今後、我が国の持続的な成長を確保し、国民が成長の果実を享受するためには、個人金融資産の運用の多様化・効率化が図られ、経済社会全体への適切な資源配分が進められる必要がある。</p> <p>また、個人投資家の金融・資本市場への参加拡大を通じて、内外の企業等に成長資金が適切に供給されることにより、我が国経済の持続的な成長の確保が図られることも期待される。</p> <p>(有効性)</p> <p>株価等の大幅な変動等の影響もあり、個人金融資産に占める株式・投資信託の割合等が低下した一方、個人株主数や投資主体別で見た個人の株式保有比率等は増加するなどしており、金融・資本市場の公正性・透明性の確保などに向けた取組みは、個人投資家の金融・資本市場への参加拡大に一定の効果があったものの、今後も、更なる取組みが必要である。</p> <p>(効率性)</p> <p>個人投資家の参加拡大のために取り組む事務事業の多くは制度的枠組みの整備等であり、事業費等の特段の予算支出を必要とするものではない。なお、金融経済教育の充実に係る取組みに際しては、金融取引の基礎知識をまとめたパンフレット等の作成・配布や、ウェブサイトを媒体とした注意喚起等、多様な手段を利用した情報提供により、 국민に効率的に金融知識の普及を図った。</p> <p>(反映の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 安心して投資できる環境の整備 ・ 「貯蓄から投資へ」の流れを促進するための税制面の環境整備 ・ 金融分野における裁判外の苦情・紛争解決支援制度等の充実 ・ 金融経済教育の充実 ・ E T F（上場投資信託）の多様化 							
【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】								
政策評価の結果の政策への反映状況	達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値		目標値 (年度) 達成目標・指標の設定根拠・考え方 国民が経済成長の果実を享受し、国民一人ひとりが豊かさを実感できる仕組みを構築するために、広く国民に投資機会を提供することにより、「貯蓄から投資へ」の流れを一層推進する必要がある。	
	個人投資家の金融・資本市場への参加が拡大すること	個人金融資産に占める株式・投資信託の割合	%		10.9	9.3		6.7
		個人株主数の推移	万人		3,928	3,996		4,224
		特定口座数の推移	万口座		753	806		847
		認定投資者保護団体の認定の申請件数	件		—	2		2
		E T Fの上場数	銘柄		14	39	69	

	<p>認められた。</p> <p>【法令・制度の整備・改正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、以下の関係法令を整備等した。 ○ 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（日本版ISA）の創設を盛り込んだ税制改正法案の国会提出（22年3月成立、日本版ISAについては24年1月1日施行予定）。 ○ 金融ADR制度の創設等を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（21年6月成立）に係る政令・内閣府令を整備（原則、22年4月1日施行）。 <p>【その他の反映状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、以下の取組みを実施した。 ○ 平成22年度税制改正要望において、個人投資家の裾野を広げるために必要な税制上の措置を要望。 ○ 証券・金融商品取引の利用者からの相談、苦情の解決及び紛争解決について、横断的かつ包括的な形で対応し得る体制を構築し、利便性の向上と投資者保護の充実に資するため、日本証券業協会等の5つの金融商品取引業協会により設立された「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター」に対して、認定投資者保護団体の認定（22年1月）。 ○ 金融トラブルの未然防止を図るため、金融取引の基礎知識をまとめたパンフレット「はじめての金融ガイド」を地方公共団体の消費者行政部局や授業等で活用する高校、大学等に、要望部数を無償配布。また、国民に生活設計や資産運用のあり方について考え、金融や経済に関する知識を習得することの必要性を認識してもらうためのシンポジウムを那覇、東京、大阪、広島、名古屋及び仙台で開催。 		
関係する施政 方針演説等内閣の重要政策 (主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	経済財政改革の基本方針2008	平成20年6月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融・資本市場を強化し、世界の中での中核的な金融センターを目指す。「金融・資本市場競争力強化プラン」（平成19年12月21日）を着実に実行するとともに、「株式市場の厚み」や「老後の資産形成」に資する取組を検討する。 ・ 「株式市場の厚み」と「老後の資産形成」の両方に資することから、企業型確定拠出年金における個人拠出（マッチング拠出）の導入等について検討し、平成20年内に結論を得る。 <p>◇ 多様な投資家が参入し、厚みのある株式市場の構築に向け、市場の活性化を図るための環境整備を進める。 <具体的施策></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 金融証券税制 ・ 金融所得課税の一体化を推し進め、簡素な制度とすることで、個人投資家が投資しやすい環境を整備する。 　上場株式等の配当等について、3年間現行税制の延長を行う。金融所得課税の一体化の中で、少額投資のための簡素な優遇措置を創設する。

施策名	金融サービス業の活力と競争の促進に向けた制度設計																					
施策の概要	金融サービスの多様化、高度化や金融機関のグループ化が進展する中、金融機関が自ら創意工夫を凝らしながら、金融機関又はグループ全体として顧客に対しより質の高いサービスを提供することが求められている。このため、金融機関の経営の健全性の確保、金融仲介機能の適切な発揮、利用者保護の充実といった観点に留意しつつ、新たな時代のニーズにマッチした制度的枠組みを検討・整備していく必要がある。																					
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 施策の達成に向けて成果が上がっており、今後も金融サービス業の活力と競争の促進に向けた制度設計を進めていく必要がある。</p> <p>(必要性) 少子高齢化社会が到来する中で、経済の持続的成長を確保し、国民の資産形成に資するため、我が国の金融サービス業が内外・利用者のニーズに適確に応え、多様で質の高いサービスを提供することが可能となるような制度的枠組みの整備を進める必要がある。</p> <p>(有効性) 20年6月に成立した「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が円滑に施行され、制度整備が着実に実施されたことを受け、今後、金融グループによる顧客への総合的サービスの提供がなされることが期待される。また、銀行等・保険会社グループによる事業再生の局面にある企業に対する総合的なファイナンス、銀行等・保険会社本体による排出量取引等により顧客に対する質の高いサービスが提供されることが今後期待される。</p> <p>また、資金移動業の創設により、決済に関する新たなサービスの提供が期待される。さらに、「協同組織金融機関のあり方に関するワーキング・グループ」における「中間論点整理報告書」の取りまとめにより、我が国金融システムにおいて協同組織金融機関が今後果たすべき役割、その役割の一層の発揮を促すための方策や制度・環境整備のあり方等に係る検討が進捗した。</p> <p>(効率性) 金融サービス業の創意工夫・活力・競争を促すために取り組む事務事業の多くは制度的枠組みの整備等であり、特段の予算支出を必要とするものではない。なお、実際の制度整備にあたっても、例えば、利益相反体制の整備状況について、当局による実効的・効率的なモニタリングを可能とする観点から、各金融機関に対して利益相反管理方針の策定・その概要の公表を求めるなど、効率性の観点も踏まえた措置を講じている。</p> <p>(反映の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> 協同組織金融機関の業務及び組織のあり方について、今後協同組織金融機関の自主的な取組み状況等をフォローアップ 資金決済に関する法律の円滑な施行に向けた、政令・内閣府令等の整備 金融サービス業の活力や競争を促す制度設計の検討 <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内外の利用者のニーズに的確に応え、金融サービス業の創意工夫・活力・競争を促すこと</td> <td>※ 左記指標は、定性的指標である。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>内外の利用者のニーズに的確に応え、多様で質の高い金融サービスの提供を可能とするため、時代のニーズにマッチした制度的枠組みを整備する。また、金融グループ自らの創意工夫により、顧客に対しより質の高いサービスを提供する環境を整備する。</td> </tr> </tbody> </table>	達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	18年度	19年度	20年度	内外の利用者のニーズに的確に応え、金融サービス業の創意工夫・活力・競争を促すこと	※ 左記指標は、定性的指標である。							内外の利用者のニーズに的確に応え、多様で質の高い金融サービスの提供を可能とするため、時代のニーズにマッチした制度的枠組みを整備する。また、金融グループ自らの創意工夫により、顧客に対しより質の高いサービスを提供する環境を整備する。
達成目標	指標名					単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方										
		18年度	19年度	20年度																		
内外の利用者のニーズに的確に応え、金融サービス業の創意工夫・活力・競争を促すこと	※ 左記指標は、定性的指標である。							内外の利用者のニーズに的確に応え、多様で質の高い金融サービスの提供を可能とするため、時代のニーズにマッチした制度的枠組みを整備する。また、金融グループ自らの創意工夫により、顧客に対しより質の高いサービスを提供する環境を整備する。														
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【法令・制度の整備・改正】</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、資金移動業の創設等を盛り込んだ「資金決済に関する法律」（平成21年6月成立）に係る政令・内閣府令を整備した（原則、22年4月1日施行）。 <p>【その他の反映状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 協同組織金融機関のあり方に関するワーキング・グループにおける「中間論点整理報告書」（21年6月29日）において、「各協同組織金融機関の経営判断のもと、自主的な取組みが行われることが望ましい」とされたところであり、評価結果を踏まえ、その実施状況について、各業界からヒアリングを実施する等、フォローアップを行った。 																					

関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	経済財政改革の基本方針 2008	平成 20 年 6 月 27 日	<p>第 2 章 成長力の強化</p> <p>1. 経済成長戦略</p> <p>II グローバル戦略</p> <p>⑤ 国際競争力ある成長分野の創出 金融・資本市場を強化し、世界の中での中核的な金融センターを目指す。</p>
	安心実現のための緊急総合対策	平成 20 年 8 月 29 日	<p>第 2 章 具体的施策</p> <p>7. 中小企業等活力向上対策</p> <p>(1) 中小零細企業等への支援 (具体的な施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 資金繰り対策の拡充 <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小・零細企業金融の円滑化（中小・零細企業の自己資本充実策や事業再生の支援）

施策名	地域密着型金融の推進及び中小企業金融の円滑化																																				
施策の概要	<p>中小企業金融のきめ細かな実態把握に努めながら、金融機関による円滑な金融仲介機能の発揮促進に向けて、様々な施策に取組み、中小企業金融をはじめとする企業金融の円滑化を図る。</p> <p>また、地域金融機関は、地域経済の再生・活性化等のために、地域密着型金融の推進を図っていく必要があるため、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」に基づきその推進を図る。</p>																																				
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 施策の達成に向けて成果が上がっており、今後も一層の取組みを進めていく必要がある。</p> <p>(必要性) 現下の経済情勢の下で、中小企業の業況や資金繰りは厳しい状況が続いている。このような中、金融機関による適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮が引き続き重要となっており、中小企業等への円滑な金融に向けた取組みを継続していく必要がある。</p> <p>また、地域経済の再生・活性化等のために、地域密着型金融の推進を図っていく必要がある。</p> <p>(有効性) 中小企業の業況や資金繰りは厳しい状況が続いているものの、各種指標には足元では一部に改善の動きも見られるところであり、中小企業金融の円滑化に向けたこれまでの取組みは成果をあげている。</p> <p>また、「金融機関に対する利用者等の評価に関するアンケート調査」によると、地域密着型金融の取組み全体についての利用者からの積極的な評価が引き続き5割程度となっており、地域密着型金融の推進を図るために有効なものとなっている。</p> <p>(効率性) 関係省庁とも連携しつつ、金融庁・財務局のリソースを有効に活用して包括的な施策に取り組んでおり、効率的な施策展開が図られている。</p> <p>(反映の方向性) <ul style="list-style-type: none"> ・ きめ細かい実態把握に努めつつ、金融機関による円滑な金融仲介機能の発揮の促進に向けて取組む。 ・ 監督指針に基づく恒久的枠組みの中での各地域金融機関の自主的な取組みの促進及びそのフォローアップ等。 ・ 「地域密着型金融に関する会議」（シンポジウム）の開催による有識者等を交えた意見交換等。 </p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>19年 3月末</th> <th>20年 3月末</th> <th>21年 3月末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①地域密着型金融の推進が図られること</td> <td>①地域密着型金融の推進</td> <td>※ 左記指標は、定性的指標である。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>毎年度</td> <td>中小・地域金融機関は、地域密着型金融の中心的な扱い手として、地域経済の再生・活性化等のために、その推進を図っていく必要がある。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>②中小企業金融の円滑化が図られること</td> <td>②中小企業金融の円滑化</td> <td>※ 左記指標は、定性的指標である。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>毎年度</td> <td>また、不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の推進等により、中小企業への資金供給を円滑化する必要がある。</td> </tr> </tbody> </table>							達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方	19年 3月末	20年 3月末	21年 3月末	①地域密着型金融の推進が図られること	①地域密着型金融の推進	※ 左記指標は、定性的指標である。					毎年度	中小・地域金融機関は、地域密着型金融の中心的な扱い手として、地域経済の再生・活性化等のために、その推進を図っていく必要がある。		②中小企業金融の円滑化が図られること	②中小企業金融の円滑化	※ 左記指標は、定性的指標である。				毎年度	また、不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の推進等により、中小企業への資金供給を円滑化する必要がある。
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)					達成目標・指標の設定根拠・考え方																									
				19年 3月末	20年 3月末	21年 3月末																															
①地域密着型金融の推進が図られること	①地域密着型金融の推進	※ 左記指標は、定性的指標である。					毎年度	中小・地域金融機関は、地域密着型金融の中心的な扱い手として、地域経済の再生・活性化等のために、その推進を図っていく必要がある。																													
	②中小企業金融の円滑化が図られること	②中小企業金融の円滑化	※ 左記指標は、定性的指標である。				毎年度	また、不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の推進等により、中小企業への資金供給を円滑化する必要がある。																													
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【予算要求】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、関係機関等との連携強化に必要な経費の平成22年度予算要求を行い、予算措置（3百万円）された。 <p>【機構・定員要求】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、中小企業向け金融円滑化のための検査体制の整備のため、22年度機構・定員要求を行い、特別検査官2名及び専門検査官1名が措置された。 <p>【法令・制度の整備・改正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、中小企業や住宅ローンの借り手の資金繰りが厳しい状況にあることを踏まえ、金融機関に対し、中小企業等から申込みがあった場合に貸付条件の変更等を行う努力義務を課すこと等を内容とする「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律案」（中小企業金融円滑化法）を国会に提出（21年10月）。21年11月に同法案が成立した後、年末金融に間に合うよう12月4日に施行した。併せて、金融検査マニュアル及び監督指針を改定し、中小企業向け債権について不良債権に該当しない要件を拡充するなどの措置を講じた（21 																																				

年12月)。

【その他の反映状況】

- ・ 引き続き、中小企業等の資金繰りが厳しい状況にあること、「中小企業等に対する金融の円滑化等」が「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(21年12月8日閣議決定)に盛り込まれたこと等を踏まえ、主に以下の取組みを実施。

○ 中小企業金融をはじめとする企業金融の円滑化

- ① 金融円滑化ヒアリング、中小企業金融円滑化法の実施状況等に関する検査の実施

中小企業金融円滑化法の円滑な施行を図る一環として、年末の金融機関の取組みを確認するとともに、年度末に向けた金融機関の取組みを促すことを目的に、金融円滑化ヒアリングを実施(22年1月～2月)した。また、中小企業金融円滑化法の実施状況等に関する検査を22年2月より開始した。

- ② 中小企業等の金融の円滑化に関する金融機関への要請

中小企業等に対する金融の円滑化が図られるよう、年末(21年12月)においては金融担当大臣等から、年度末(22年3月)においては内閣総理大臣、金融担当大臣等から金融機関等の代表に対し、直接、要請した。

○ 地域密着型金融の推進

- ① 21年7月に、20年度における地域密着型金融の取組み状況を公表した。また、21年12月から22年2月にかけて、「地域密着型金融に関する会議」(シンポジウム)を開催した。

22年4月に、地域密着型金融に関する取組み事例集を公表した。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	経済財政改革の基本方針2007	平成19年6月19日	第2章 成長力の強化 1. 成長力加速プログラム II サービス革新戦略 (2) 地域経済の成長力向上 ② 地域金融機関の収益基盤強化 金融庁は、地域密着型金融の一層の推進に向けた取組を平成19年度に監督指針に盛り込むとともに、地域金融機関における自らの収益基盤強化のための新たなプランや目標の設定を推進する。また、金融機関の取組の効果を総合的に把握して、年1回実績を公表する。
	経済危機対策	平成21年4月10日	第2章 具体的施策 I. 緊急的な対策—「底割れ」の回避 2. 金融対策 ◇ 円滑な金融仲介機能の発揮を促すとともに、企業の資金繰り円滑化等、金融面での万全の措置を講じる。 <具体的施策> ○ 円滑な金融仲介機能の発揮促進等(金融滑化のための特別ヒアリング・集中検査、金融機能強化法の活用促進等)

施策名	金融行政の透明性・予測可能性の向上																				
施策の概要	金融規制のさらなる質的向上（ベターレギュレーション）の4本柱の一つとして位置付けられる「行政対応の透明化・予測可能性の向上」は、金融機関における業務運営の安定性を確保する等の点で重要であり、情報発信の強化などを通じて、行政対応について金融機関の側から予測可能性をさらに向上させる。																				
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 施策の達成に向けて成果が上がっていると認められ、今後もより一層取組みを進めていく必要がある。</p> <p>(必要性) 国内のみならず対外的に我が国の金融関連法令等や金融庁の施策、さらには金融関連情報等を積極的に発信していくことが必要である。また、金融行政の透明性・予測可能性の向上を図るために行政処分の公表、ノーアクションレター制度等への適切な対応、金融検査に関する情報、監督指針等の公表が必要である。</p> <p>(有効性) 21年6月に実施した「ベター・レギュレーションの進捗状況に係るアンケートの結果」において、金融検査や行政処分に関する情報、監督指針、幹部講演等の公表が金融行政の透明性・予測可能性の向上に資するとの趣旨の評価が多数あり、前回のアンケート公表時に今後の課題として掲げた、職員へのさらなる徹底、実務者レベルでの対話の充実、情報発信の機会の拡充、という3つの項目についても、相応の進捗があるとの回答があったことから、これらの業務は施策の達成に効果を發揮している。</p> <p>(効率性) 検査・監督に関する基準の設定や実際に実施した検査や行政処分の事例等をウェブサイトを通じて公表することを主な手段としており、必要最小限のコストで効率的に施策を実施することができた。</p> <p>また、ノーアクションレター制度等への適切な対応、金融検査に関する情報・監督指針等の公表により、金融行政の透明性・予測可能性の更なる向上に資する。</p> <p>新着情報メール配信サービスについては、英語版公認会計士・監査審査会ウェブサイトにも拡張し、ウェブサイト利用者への効率的な利便性の向上を図った。</p> <p>(反映の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融庁ウェブサイトの内容のより一層の充実やアクセシビリティの向上、重要な政策を中心とした英訳の推進 広報体制の強化 行政処分等において行った法令解釈の周知、法令等遵守に係る監督指針等の整備等 ノーアクションレター制度の的確な運用及び一般的な法令解釈に係る書面照会手続の一層の周知徹底 <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度) 19年 3月末</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>20年 3月末</th> <th>21年 3月末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政を徹底すること</td> <td>ベター・レギュレーションの進捗状況調査に係るアンケート結果</td> <td>※ 左記指標は、定性的指標である。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>我が国金融・資本市場の活性化や競争力の強化を図るために、金融規制の質的向上（ベター・レギュレーション）の取組みを進める必要がある。</td> </tr> </tbody> </table>	達成目標	指標名	単位	基準値 (年度) 19年 3月末	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	20年 3月末	21年 3月末	明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政を徹底すること	ベター・レギュレーションの進捗状況調査に係るアンケート結果	※ 左記指標は、定性的指標である。						我が国金融・資本市場の活性化や競争力の強化を図るために、金融規制の質的向上（ベター・レギュレーション）の取組みを進める必要がある。
達成目標	指標名					単位	基準値 (年度) 19年 3月末	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方									
		20年 3月末	21年 3月末																		
明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政を徹底すること	ベター・レギュレーションの進捗状況調査に係るアンケート結果	※ 左記指標は、定性的指標である。						我が国金融・資本市場の活性化や競争力の強化を図るために、金融規制の質的向上（ベター・レギュレーション）の取組みを進める必要がある。													
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【法令・制度の整備・改正】</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、以下の整備・改正を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 法令等遵守に係る監督指針等の整備等 <ul style="list-style-type: none"> ① 監督指針の改正等により、法令等遵守に係る監督上の着眼点を更に整備・明確化すると共に、当該指針等に基づく厳正かつ適切な監督事務を行っている。例えば、 <ul style="list-style-type: none"> ア. 資金決済に関する法律の成立（平成21年6月24日公布）、政府令等の制定（22年3月1日公布）を受けて、事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）を改正し、前払式支払手段発行者及び資金移動業者の法令等遵守態勢等に係る着眼点を定めるなど、監督上の評価項目を整備・明確化した。 イ. 中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の成立を受け、同法に基づく金融監督に関する指針を制定し、貸付けの条件の変更等の申込みに対する対応や金融機関の態勢の整備等に係る監督上の着眼点を整備・明確化した。 																				

【その他の反映状況】

- ・ 評価結果を踏まえ、以下の取組みを実施した。
 - 検査・監督上の着眼点、重点項目の明確化
 - ① 金融機関を取り巻く内外の経済・金融環境が大きく変化している状況を踏まえて、平成 21 事務年度の行政対応における重点項目を明確化した「平成 21 事務年度検査基本方針」(21 年 8 月) 並びに「平成 21 事務年度主要行等向け監督方針」、「平成 21 事務年度中小・地域金融機関向け監督方針」「平成 21 事務年度金融商品取引業者等向け監督方針」及び「平成 21 事務年度保険会社等向け監督方針」を策定・公表した。
 - 金融行政の透明性・予測可能性の向上や、金融機関の内部管理態勢の強化等を促す観点から、「金融検査指摘事例集」を作成・公表した(21 年 7 月、12 月)。
 - 行政処分等において行った法令解釈の周知
 - ① 金融機関等における行政処分に対しての予測可能性を高め、同様の事案の発生を抑制する観点から、処分事例について、その原因となった事実関係及び根拠法令・条文等を公表した(財務の健全性に関する不利益処分等、公表により対象金融機関等の経営改善に支障が生ずる恐れがあるものを除く)。
 - ② 業務改善命令等の行政処分に関する事例を一覧性のあるものとして取りまとめ、公表している「行政処分事例集」を定期的に更新し、国民への情報提供を行った(21 年 7 月、10 月、22 年 1 月)。
 - 金融行政についての積極的な情報発信及び英語版ウェブサイトの掲載情報の充実等
 - ① 幹部による国内外における講演やインタビューの機会等を活用し、金融行政の現状や今後の方向性・課題について、積極的に情報発信を行った。
 - ② 海外にも積極的に情報発信するため、重要な施策・検討(金融審議会金融分科会基本問題懇談会報告、金融・資本市場に係る制度整備について、平成 21 事務年度の検査基本方針及び主要行等向け監督方針ほか)について英文による公表も実施し、英文ウェブサイト掲載情報の更なる充実を図った。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	金融・資本市場競争力強化プラン	平成 19 年 12 月 21 日	<p>より良い規制環境(ベター・レギュレーション)の実現に向けた取組みを進めていくことは、我が国の金融・資本市場の競争力強化に貢献するものであり、以下の 4 点を中心とした、規制の質的改善に向けた具体策を推進していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ルール・ベースの監督とプリンシプル・ベースの監督の最適な組合せ ② 優先課題の早期認識と効果的対応(リスク・フォーカス、フォワードルッキングなアプローチ) ③ 金融機関の自助努力の尊重と金融機関へのインセンティブの重視 ④ 行政対応の透明性・予測可能性の向上

施策名	職員の育成・強化のための諸施策の実施								
施策の概要	ベター・レギュレーションに向けての取組みを実現させていくためには、金融庁職員がその資質の向上を図ることが前提となる。職員の専門能力の向上に向け、研修の充実、人事制度上の工夫など、様々な方策に取り組む。								
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 政策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等（必要に応じた見直し）を行う必要がある。</p> <p>(必要性) 金融の高度化・複雑化に的確に対応していくためには、高度な専門知識を有する職員の確保・育成が必要不可欠であり、専門性向上に資する任用体制の確立や研修内容の充実・強化、民間企業経験者や専門家の積極的な確保を図っていく必要がある。</p> <p>(有効性) 金融実務に関する専門的な研修については、「ファイナンス研修」等を新設するなど、受講機会を拡大したことから、受講人数が前年度に比べ増加しており、専門的な知識を付与する機会として一定の成果があったものと考えている。また、受講生による研修内容に関する評価結果が目標平均点を上回り、職員の資質の向上に一定の効果があった。</p> <p>(効率性) 研修資料について、外部に発注すべきものを精査することにより、印刷製本費を大幅に削減した。また、職員に対する研修の充実を図るとともに、金融の複雑化・専門化に的確かつ迅速に対応するため、民間専門家の採用を積極的に行っている。</p> <p>(反映の方向性) <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修内容の充実・強化 ・ 任用体制の確立・任用の柔軟化 </p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p>								
政策評価の結果の政策への反映状況	達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方
	職員の資質の向上を図ること	研修実施件数及び受講者数	受講コース	(18年度)	18年 3月末	19年 3月末	20年 3月末	—	金融庁職員が金融技術の進展や市場の動向に的確に対応できるよう、その資質の向上を図ることが必要となる。
		受講生による研修内容に関する評価結果	受講者数	(18年度)	3,467	5,372	6,590	—	
			5段階評価	3以上	—	—	3.9	—	
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日		記載事項（抜粋）					
	—	—		—					

施策名	行政事務の電子化等による利便性の高い効率的な金融行政の推進
施策の概要	電子政府の構築は、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化、信頼性及び透明性の向上に資するため、「電子政府構築計画」等に即し、業務・システムの最適化の実施、情報システム調達の適正化の取組みを行う。
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)</p> <p>① 業務・システム最適化の実施 施策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要がある。ただし、「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画」については、現時点では成果の発現は予定されていないが、施策の達成に向けた制度構築が行われており、引き続きこれまでの取組みを進めていく必要がある。</p> <p>② 情報システム調達の適正化 施策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要がある。</p> <p>(必要性) 「今後の行政改革の方針」において「業務・システムの最適化及びこれに対応した減量・効率化等の取組を進める。」こととされているほか、「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」において、「極端な安値落札などの問題の再発を防止し、質の高い電子政府の構築を実現する」こととされている。</p> <p>(有効性) ①「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務の業務・システム最適化計画」②「有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画」③「金融庁ネットワーク（共通システム）最適化計画」を実施していくことにより、業務処理時間や経費の削減などの効果が見込まれる。 ①については、平成23年度から業務処理時間や経費の削減などの効果が見込まれ、②については、20年度において、業務処理時間9,356時間、経費671,266千円の削減が図られた。また、③についても、20年度において、業務処理時間800時間、経費13,630千円の削減が図られた。</p> <p>(効率性) 情報システム調達への全般的な取組みを強化するため、17年4月に設置した、長官、各局長等をメンバーとする「金融庁情報システム調達会議」において、調達の必要性、契約方針、調達内容等の妥当性の審議を行うほか、C I O補佐官が積極的に参画し、情報システムの調達仕様書・見積書等の確認を行うなど、徹底した仕様書等の見直し・合理化によりコストの適正化を図った。</p> <p>(反映の方向性) ・ 業務・システム最適化の実施に向けたシステム設計・開発等の推進。 ・ 引き続き調達の公平性・透明性の確保を図る。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p>

	達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
					18年度	19年度	20年度		
	可能な限り早期に最適化を実施し、業務の効率化を図ること	経費削減額	※ 上記(有効性)欄を参照。						「今後の行政改革の方針」(平成16年12月24日閣議決定)において、「業務・システムの最適化及びこれに対応した減量・効率化等の取組を進める。」こととされている。
		業務処理時間の短縮							
	情報システム調達の適正化を図ること	情報システム調達会議の実施内容		※ 本指標は、定性的指標である。					「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」(平成16年3月30日改定。情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承)において、「極端な安値落札などの問題の再発を防止し、質の高い低廉な情報システムの調達を図り、質の高い電子政府の構築を実現する」こととされている。
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【予算要求】</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画」に基づく次期システムの設計・開発のための経費について、平成22年度予算要求を行い、予算措置(280百万円)された。 <p>【機構・定員要求】</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、庁内情報システムの再構築に係る業務増大に対する体制整備のため、22年度機構・定員要求を行い、係員1名が措置された。 <p>【その他の反映状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、情報システム調達の適正化のため、情報システム調達会議を4回開催した。 開催に当たっては、事前にCIO(情報化統括責任者)補佐官等をメンバーとする事前審査会を行い、CIO補佐官が調達内容を検証するなど積極的な関与を行った。 								
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日		記載事項(抜粋)					
	経済財政改革の基本方針2008	平成20年6月27日		第2章 成長力の成果 I. 経済成長戦略 II. 全員参加経済戦略 ③ 世界最先端のIT国家化 ・ 「国民の利便性向上・企業のコスト削減、内部業務の効率化の3つの観点から、国民の立場に立ったIT化を政府において徹底し、国全体のIT化につなげる。」					

施策名	専門性の高い調査研究の実施																											
施策の概要	金融を取り巻く環境は、情報通信技術の発展等により、更に高度化、複雑化、国際化が進展している。金融情勢の変化に的確に対応し、適切な行政運営を確保するため、専門性の高い調査研究を行い、庁内へのフィードバックを一層充実させる。																											
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 政策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある。</p> <p>(必要性) 近年の金融危機の背景には、急激に高度化、複雑化、国際化が進んだ金融環境があり、また、諸外国の金融規制環境、金融監督体制が急速に変化している状況に鑑みれば、今後、こうした変化に的確に対応しつつ適切な行政運営を確保していくためには、以前にも増して、金融行政に係わるあらゆる分野において、専門性の高い調査研究の実施が必要であり、また、金融行政の専門性の向上のために、その成果の還元を図っていくことが欠かせない。</p> <p>(有効性) 研究官等の調査研究成果のフィードバックや、外部有識者を招いて行った研究会・勉強会等を通じ、金融庁として学会・実務界の最新情報に接し、研究成果に対する金融行政上の理解が促進されたことは、当庁の専門性の向上に有効であり、また、こうした過程において、金融行政とアカデミズムとの間のネットワークが強化されたことは今後の一層の（外部）アカデミズムの知見の活用に資するものであり、金融行政の専門性の向上につながっている。</p> <p>(効率性) 研究官等による研究結果の庁内外への公表は、センター・ディスカッションペーパーは基本的にセンターウェブサイト上でのみ公表し、センター発行の論文集「F S Aリサーチ・レビュー第5号」についても、必要最低限の印刷を行い有識者に配布するにとどめ、センターウェブサイト上の公表を主として行っている。また、調査研究については、常勤の研究官3名にとどまらず、非常勤の特別研究員12名の活用がなされている。国際コンファレンスについては、大学や国際機関との共催を進め、共催先に応分の資金負担を求めるなどにより、効率的な開催を達成した。</p> <p>(反映の方向性) <ul style="list-style-type: none"> ・ 将来を見通した研究テーマの選定 ・ 金融行政の質的向上に中・長期的に貢献する研究に加え、短期的な課題と関連した調査研究も一定程度増やす等の研究内容の拡充 ・ 学術研究との架け橋となり、庁内外との相互交流の充実 </p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p>																											
政策評価の結果の政策への反映状況	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査研究を通じて金融行政の専門性向上に資すること</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・研究成果の公表実績 ・研究会、ワークショップ等の開催実績 </td> <td>※</td> <td>左記指標は定性的指標である。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(毎年度)</td> <td>金融情勢の変化に的確に対応しつつ、適切な行政運営を確保していくため、金融環境に対応した様々なテーマについて調査研究を実施し、その成果の還元や庁内関係部局・外部有識者等との情報交流により、職員の専門性・先見性の向上を図っていく。</td> </tr> </tbody> </table> <p>【予算要求】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、金融研究会関係経費、研究論文執筆関係経費等の平成22年度予算要求を行い、予算措置（5百万円）された。 <p>【その他の反映状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、以下の取組みを実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 研究成果の庁内へのフィードバック <ol style="list-style-type: none"> ① 21年7月以降、研究官等によるディスカッションペーパーのホームページ掲載（12本）を行うとともに、庁内の論文検討会として論文ワークショップ等を9回開催した。 ② 庁内各部局からの要請に基づく専門的知識・技術の提供等により、研究成果のフィードバック及び関係部局との相互交流の促進を図った。 ③ 21年7月以降、金融をはじめ様々な分野の実務家研究者等を講師とする、庁内職員が自由に参加できる勉強会を計10回（通算では152回）開催したほか、研究活動の一環として 							達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方	18年度	19年度	20年度	調査研究を通じて金融行政の専門性向上に資すること	<ul style="list-style-type: none"> ・研究成果の公表実績 ・研究会、ワークショップ等の開催実績 	※	左記指標は定性的指標である。				(毎年度)	金融情勢の変化に的確に対応しつつ、適切な行政運営を確保していくため、金融環境に対応した様々なテーマについて調査研究を実施し、その成果の還元や庁内関係部局・外部有識者等との情報交流により、職員の専門性・先見性の向上を図っていく。
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)					達成目標・指標の設定根拠・考え方																
				18年度	19年度	20年度																						
調査研究を通じて金融行政の専門性向上に資すること	<ul style="list-style-type: none"> ・研究成果の公表実績 ・研究会、ワークショップ等の開催実績 	※	左記指標は定性的指標である。				(毎年度)	金融情勢の変化に的確に対応しつつ、適切な行政運営を確保していくため、金融環境に対応した様々なテーマについて調査研究を実施し、その成果の還元や庁内関係部局・外部有識者等との情報交流により、職員の専門性・先見性の向上を図っていく。																				

	<p>1 研究会を開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学術研究との架け橋となり、庁内外との相互交流の充実 <ul style="list-style-type: none"> ① 金融研究研修センターの研究論文及び活動報告を所収した「F S Aリサーチ・レビュー」第6号を22年3月に発行し、ホームページ掲載のほか研究機関、大学図書館、シンクタンク等約500箇所に配布やウェブ案内を行った。 ② 22年1月に第6回国際コンファレンス「世界同時金融危機下のアジア金融セクターの視点」を開催し、国内外の研究者、政府・中央銀行関係者、金融機関の実務者等との交流を行った。 		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）

表5－4－④ 事業評価方式により事後評価した政策

政策の名称	オフサイト・モニタリングに係るコンピュータ・システムの機能強化
政策評価の結果の概要	<p>(達成目標) 金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施を支援すること。</p> <p>(具体的成果) 早期警戒制度の改正に併せて、選定基準となる指標値の追加など分析機能の修正や徴求項目の追加・変更などのコンピュータ・システムの機能強化等を実施した。これにより、早期警戒支援の対象となる金融機関の選定が迅速かつ柔軟に行われるなど、オフサイト・モニタリングに係る情報の処理の効率性等に資することとなった。</p> <p>なお、保険会社にかかるシステムについて、19年度実施予定としていた新たに法規制の対象となった少額短期保険業者のモニタリング業務を支援するためのシステム機能の追加及びそれに併せて行う予定としていた分析機能の修正については、無認可共済事業者から少額短期保険業者に移行する先が少数にとどまり、それに伴いシステムによる効率化が当初見込みほど得られないこととなったことから、19年度での実施を見送った。</p> <p>(必要性) 当該システムの機能強化により、国固有の責務である金融機関等の監督について、オフサイト・モニタリングの効果的な実施を支援するものであり、国が直接行うべき業務である。</p> <p>監督部局の限られた人員により、各種状況の変化に対応しつつ、金融機関に対して有効なオフサイト・モニタリングを実施するためには、コンピュータ・システムについて、情報の効率的な処理と多様な分析を行えるよう、機能強化を図っていくことが必要である。</p> <p>(有効性) 金融機関を巡る状況の変化に対応し、分析機能の修正や徴求項目の追加・変更を実施することにより各金融機関の経営に関する情報の適格な把握・分析等の効果を一層高めることとなった。</p> <p>(効率性) 少額短期保険業者のモニタリング業務を支援するためのシステム機能の追加等については、無認可共済事業者から少額短期保険業者に移行する先が少数にとどまり、システム化によるコスト削減効果が見込まれないこととなったことから19年度での実施を見送った。</p> <p>一方、分析機能の修正等は、制度の改正等に対応するためのものであり、オフサイト・モニタリングを効率的に実施していくに際し、事務運営上適切な手段であった。</p> <p>(総括) 金融機関をとりまく環境変化、費用対効果など効率性を考慮の上、早期警戒制度に係る分析機能の修正など、真に必要とされるシステムの機能について強化を図った。これらの取り組みは、限られた人員・予算のもとで、金融機関の経営状況等の継続的な把握などのオフサイト・モニタリングの効果的・効率的な実施に資するものになった。</p> <p>今後においても、引き続き、金融機関をとりまく環境の変化等を踏まえたシステムの更なる強化等の検討が必要である。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【その他の反映状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本システムの活用により、効果的なオフサイト・モニタリングに取組みつつ、金融機関の取り巻く状況の変化を踏まえ、システムの更なる整備等を進めており、平成21年度においては、徴求項目の追加・変更に係るシステムの変更開発等を行った。

政策の名称	貸金業統計システムの機能拡張
政策評価の結果の概要	<p>(達成目標) 改正貸金業法施行後の貸金業の動向を迅速かつ的確に把握すること。</p> <p>(具体的成果) 改正貸金業法の施行に伴い、貸金業の実態把握のため各貸金業者に提出を求めている業務報告書の内容見直しに対応したシステムの改良を行い、20年10月より運用を開始している。 20年11月には20年3月末現在の業務報告書の集計作業が完了し、その集計結果により、貸金業の実態把握を的確に行うことができた。また、その結果を貸金業統計資料として取りまとめ、金融庁のホームページ上に公表することができた。</p> <p>(必要性) 多重債務問題の解決という今回の法改正の趣旨を踏まえ、貸金業の実態を把握することは、資金需要者等の保護にもつながるものであり、本事業の公益性は高いものである。また、貸金業制度のあり方の検討は国が行うものであり、そのために必要な実態把握は国が直接行うべきものである。 また、様式見直し後の業務報告書は20年3月末現在のものが20年6月末以降随時提出されてくることから、本システムの改良は緊急性の高いものであった。</p> <p>(有効性) 本システムの改良により、見直し後の業務報告書の集計作業を行うことができ、その集計結果により貸金業の実態把握を迅速かつ的確に行うことができた。</p> <p>(効率性) 貸金業法の改正に伴い、業務報告書の様式が見直されることとなったものであるが、本システムを改良し、引き続き活用することにより、速やかな集計業務を行うことができた。</p> <p>(総括) 本システムの改良により、貸金業の実態把握を迅速かつ的確に行うことができた。 今後は、貸金業法の完全施行（22年6月18日までの間で政令で定める日）を控えており、引き続き貸金業の実態把握に努めていくこととする。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【その他の反映状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本システムを活用することにより、貸金業の実態把握を迅速かつ的確に行なった。 平成22年度においても引き続き、本システムを当該業務に活用していくこととする。

政策の名称	金融庁業務支援統合システムの開発（成果重視事業）
政策評価の結果 の概要	<p>(達成目標) 24年度から単年度で207,560千円の経費削減と約9,450日の業務処理時間の短縮</p> <p>(目標の達成度合いの結果) 複数年度にわたってシステム構築等を行う事業であり、24年1月の新システム稼動までは事業の実施に伴う効果は発現しないが、21年度においては、予算措置がなされ、一般競争入札（総合評価落札方式）の結果、スケジュールどおりに設計・開発事業者が決定した。</p> <p>(予算執行の効率化・弾力化によって得られた効果) 複数年にわたるシステムの設計・開発について、国庫債務負担行為を活用し、複数年契約を締結したことにより、単年度毎に入札・契約を行う場合に比し、費用の低減及び業務の効率化等が図られる。</p> <p>(進捗状況及び今後の見通し) 21年2月に「統合システムの設計・開発事業者の調達」の公告（一般競争入札（総合評価落札方式））を行い、4月に設計・開発事業者が決定した。また、設計・開発等の業務を円滑に進めるために、8月に工程管理支援事業者を調達し、初期の運用段階まで支援を受けることになった。 今後は、22年3月までに要件定義・設計を行い、22年度以降は開発を行う予定であり、23年度は機器等の調達を行い、24年1月の新システム稼動に向けテスト等を進めていく予定である。</p>
政策評価の結果 の政策への反映 状況	<p>【その他の反映状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 21年5月に設計・開発事業者の調達及び21年8月にPJMO支援事業者の調達を行なった。 ・ 21年11月までに要件定義を行い、共通設計・個別設計を開始した。

政策の名称	公認会計士試験に係るコンピュータ・システムの構築（成果重視事業）
政策評価の結果 の概要	<p>(達成目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 公認会計士試験受験者に対する成績通知率の向上（20年度：目標80%） ② インターネットを経由した情報提供サービスへのアクセス件数の増加（20年度：目標100千件） <p>(目標の達成度合いの結果)</p> <p>新試験制度に対応した公認会計士試験システムの開発を行ったことにより、平成18年以降の公認会計士試験論文式試験において、不合格者全員に対して詳細な成績通知を実施できるようになり、成績通知率は100%となった。</p> <p>また、新試験制度への移行に伴う試験免除の複雑化や受験者数の増加により業務量が増大したが、システム開発により、試験結果の迅速な公表や多角的なデータ分析による受験者への詳細な情報提供が可能になった。</p> <p>こうして分析・集計した資料はインターネットを通じ受験者等に情報提供を行っているが、情報提供サイトへのアクセス件数は229,333件となり、19年度の210,531件からさらに増加し、目標件数100,000件を大幅に上回った。</p> <p>(予算執行の効率化・弾力化によって得られた効果)</p> <p>運用支援及び機器借り入れ契約については、複数年度で契約締結することにより、単年度契約の場合よりも費用が抑えられた。</p> <p>(進捗状況及び今後の見通し)</p> <p>本システムは、平成18年から実施されている新公認会計士試験の円滑な実施に向けて17年度及び18年度に開発を行い、18年1月から随時運用を開始した。免除申請情報を適正に管理する機能や合否判定機能等を開発したことにより、新試験制度に対応した試験事務を迅速に行うことが可能となったことに加え、受験者等に提供する情報を充実させた結果、毎年度、目標は達成された。</p> <p>なお、平成22年試験から短答式試験の実施を年1回から年2回にすることに伴い、本システムの追加機能の開発を行い、21年2月より運用を開始している。</p>
政策評価の結果 の政策への反映 状況	<p>【その他の反映状況】</p> <p>評価結果を踏まえ、平成22年度においても引き続き、本システムを活用して、試験業務を適切に実施していくこととする。</p>

